

森林計画制度の概要

資料1

森林の多面的機能について：

水源の涵養、山地災害の防止、生物多様性の保全、木材等の生産等を通じて、安全・安心な社会の形成と地域の経済活動に寄与する「緑の社会資本」である。

長期的な視野に立ち、適切な森林の整備・保全を推進。

政 府

森林・林業基本法第11条

森林・林業基本計画 (H28. 5閣議決定)

○長期的かつ総合的な政策の方向・目標

即して

農林水産大臣

森林法第4条

全国森林計画 (R1～R15) (H30. 10閣議決定)

○国の森林関連政策の方向

○15年計画、5年ごとに樹立

○地域森林計画等の規範

知 事

即して

森林法第5条

地域森林計画

加賀地域 (H29. 4～R9. 3)、能登地域 (R2. 4～R12. 3)

○県の森林関連施策の方向

○伐採、造林、林道、保安林及び治山の整備の目標等

○市町村森林整備計画の規範

○10年計画、5年ごとに樹立

市町長

適合して

森林法第10条の5

市町村森林整備計画 (10年計画)

○市町が講ずる森林関連施策の方向

○10年計画、5年ごとに樹立

○森林所有者が行う伐採、造林、森林の保護の指針 等

森林所有者等

適合して

森林法第11条

森林経営計画 (5年計画)

○森林所有者等が自発的に作成する具体的な伐採・造林・森林の保護、作業路網の整備等に関する計画

地域森林計画の樹立・変更スケジュール (令和元年度)

時期	作業内容
(令和元年) 10月下旬	<ul style="list-style-type: none">・地域森林計画書変更案の作成
11月中旬	<ul style="list-style-type: none">・案の県公報及び縦覧公告 (概ね30日間)
12月中旬	<ul style="list-style-type: none">・縦覧期間の終了・関係市町長へ意見聴取・近畿中国森林管理局長へ意見聴取
12月下旬	<ul style="list-style-type: none">・<u>森林審議会へ諮問</u>・農林水産大臣へ協議・農林水産大臣の同意後、計画決定
(令和2年) 1月上旬	<ul style="list-style-type: none">・市町へ通知・変更した地域森林計画の施行

石川県の森林計画区

能登地域森林計画区

現行計画期間 H27～R6(10年間)

次期計画期間 R2～R11(10年間)

津幡町以北の5市7町

(今年度樹立)



加賀地域森林計画区

計画期間 H29～R8(10年間)

金沢市以南の5市

(今年度変更)

各章の構成

第1章 計画のあらまし

- ・ 計画の大綱として、計画樹立の基本的な考え方等を分かり易く記載。

第2章 計画事項（共通編）

- ・ 森林の整備及び保全に関する基本的な事項として、森林の機能に対応した施業方法、標準的な伐採方法など石川県共通のルールを記載。

第3章 計画事項（森林計画区編）

- ・ 計画期間内の森林の伐採材積や、造林面積、治山事業地区及び林道延長など計画の箇所・数量に関する事項を記載。

（附）参考資料

- ・ 森林計画区内の自然条件、社会条件及び森林・林業の現況に関する統計資料等。
- ・ 県の天然更新完了基準を掲載。

※森林法の定めにより、記載が義務付けられている事項について、上記各章の該当部分に記載。

加賀地域森林計画の変更（案）の概要

○計画期間

平成29年4月1日～令和9年3月31日の10年間

現行計画の経緯

- 樹立：平成28年度（平成29年1月13日公表）
変更：平成29年度（平成30年1月19日公表）
（治山事業地区数及び林道開設・拡張の計画を変更）
変更：平成30年度（平成31年4月12日公表）
（全国森林計画の策定を踏まえた変更等）

○対象とする市町の区域

金沢市、小松市、加賀市、能美市、白山市の5市

○現行計画からの主な変更

第2章 計画事項（共通編）

第2－3 間伐及び保育に関する事項

要間伐森林制度の廃止を踏まえ、当該記述を削除し、森林經營管理法において新たに措置された「災害等防止措置命令」の活用について追記。

第3章 計画事項（加賀森林計画区編）

第4－2 保安林の整備及び治山事業に関する計画

治山事業地区数	現計画	今回計画	増減
	122 地区	124 地区	+2 地区

*現行計画の期間中に発生した松くい虫による海岸林の被害や豪雨による浸食を踏まえ、2地区を追加。

第5－2 林道の開設及び拡張に関する計画

林道拡張	現計画		今回計画		増減	
	69 路線	改良 472 箇所 舗装 70 km	74 路線	改良 484 箇所 舗装 70 km	+5 路線	改良 +12 箇所 舗装 0 km

*台風や豪雨による山地災害に備えて、緊急的な森林整備の必要性が生じたため、既設林道の輸送力の向上と安全確保を図る目的で新たに5路線の林道の拡張を追加。

能登地域森林計画の樹立（案）の概要

○計画期間

令和2年4月1日～令和12年3月31日の10年間

※前期計画は平成27年4月1日～令和7年3月31日の10年間

○対象とする市町の区域

七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、かほく市、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町の5市7町

第1章 計画のあらまし（本編 -1-1-～）

「いしかわ森林・林業・木材産業振興ビジョン」（以下「ビジョン」とする）の方針を踏まえ、地域森林計画の位置付けや、石川県内の森林・林業の課題、石川県の森林・林業施策の方針について記載。

第2章 計画事項（共通編）（本編 -2-1-～）

森林の整備及び保全に関する石川県共通の方針として、立木竹の伐採、造林、保育の標準的な方法を定めると共に、森林の有する機能の高度な発揮を図るための森林の施業方法、保護の方針等をまとめた章。

- ・森林の有する機能（水源涵養、山地災害防止/土壤保全、快適環境形成、木材等生産等）の定義及び整備方針
- ・森林の有する機能を発揮させるための、森林整備の目標と、施業方法（育成単層林、育成複層林、天然生林）別の立木の伐採方法
- ・主要な造林樹種や樹種別の植栽本数、造林方法等
- ・間伐及び保育に関する時期、回数等
- ・林道開設等の基本方針等
- ・その他必要な事項

＜前期計画からの主な変更＞

第2-3 間伐及び保育に関する事項

- ・要間伐森林制度の廃止を踏まえ、当該記述を削除し、森林経営管理办法において新たに措置された「災害等防止措置命令」の活用について追記。

第3章 計画事項（能登森林計画区編）（本編 -3-1-～）

計画の対象とする森林の区域、計画期間内の伐採立木材積、間伐面積、造林面積、保安林面積及び治山事業の地区数等について、森林計画区ごとに計画量を定めた章。

第1 計画の対象とする森林の区域

計画対象森林面積	前期計画	新計画	増 減
	143,613 ha	143,602 ha	-11 ha

*森林法第5条で規定する民有林（自然的経済的社会的諸条件及び周辺地域における土地の利用動向からみて、森林としての利用が相当でない民有林を除く）

第3-1 計画期間内の伐採立木材積

(主伐)

主伐材積	前期計画	新計画	増 減
	1,436 千m ³	1,332 千m ³	-104 千m ³

(間伐)

間 伐	前期計画	新計画	増 減
材 積	2,365 千m ³	2,437 千m ³	+72 千m ³
面 積	33,790 ha	34,813 ha	+1,023 ha

第3-3 人工造林・天然更新別の造林面積

人工造林	前期計画	新計画	増 減
	2,557 ha	2,955 ha	+398 ha

天然更新	前期計画	新計画	増 減
	8,756 ha	8,966 ha	+210 ha

第4－2 保安林の整備及び治山事業に関する計画

保安林面積	種類	前期計画末	新計画末	増減
	水源かん養保安林	12,582 ha	13,457 ha	+875 ha
	災害防備の保安林	7,100 ha	7,980 ha	+880 ha
	保健風致等の保安林	6,193 ha	6,193 ha	0 ha
	計(実面積)	20,789 ha	22,544 ha	+1,755 ha

*兼種の保安林があるため、計は内訳に一致しない

治山事業地区数	前期計画	新計画	増減
	196 地区	187 地区	-9 地区

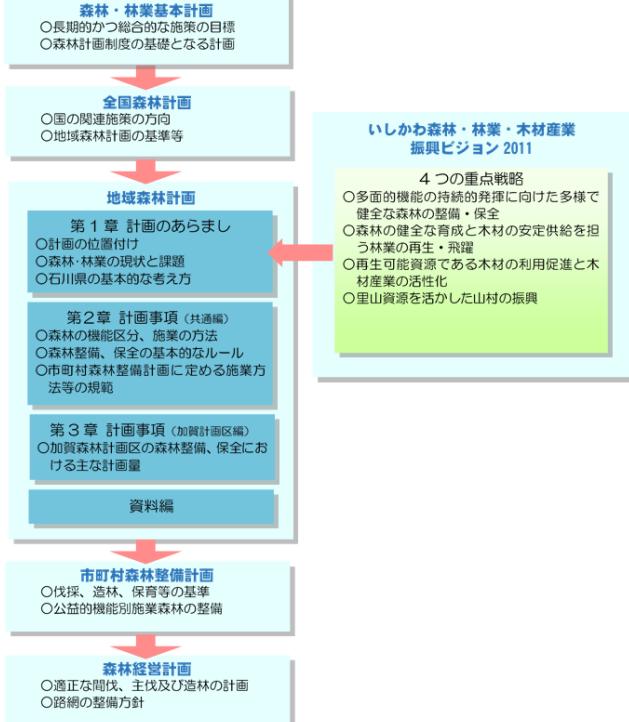
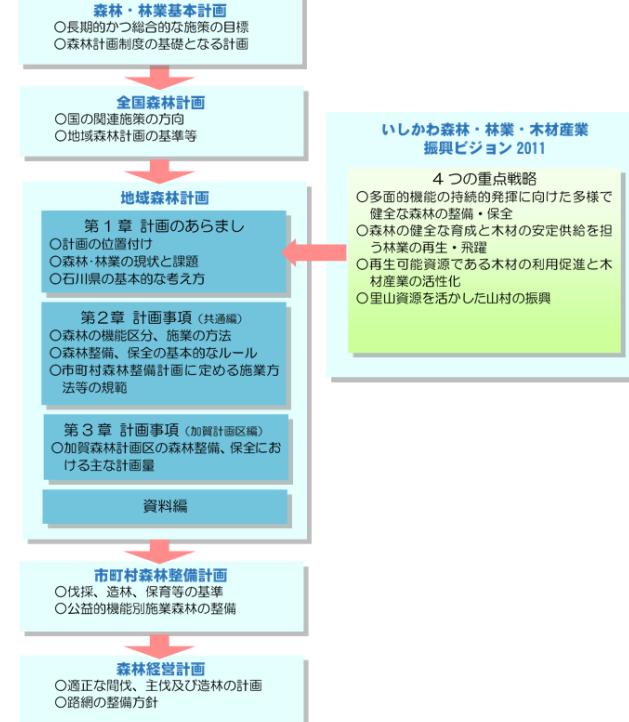
第5－2 林道の開設及び拡張に関する計画

林道開設	前期計画		新計画		増減	
	128 路線	80 km	110路線	69 km	-18路線	-11km

林道拡張	前期計画		新計画		増減	
	105 路線	改良 143 箇所	98 路線	改良 142 箇所	-7 路線	改良 -1 箇所
		舗装 48 km		舗装 48 km		舗装 0 km

令和元年度 地域森林計画書変更（加賀森林計画区）
新旧対照表（案）

令和元年度 地域森林計画書変更（加賀森林計画区） 新旧対照表（案）

変更計画案	現行計画
<p>第1章 計画のあらまし [略]</p> <p>第1. 地域森林計画の位置付け</p> <p>地域森林計画は、森林法第5条の規定に基づき、森林計画区内の民有林の整備及び保全の方策について策定するもので、平成29年4月1日から令和9年3月31日までの10年間を計画期間としています。</p> <p>また、近年の森林・林業・木材産業の情勢の変化を受けて、平成23年3月に「いしかわ森林・林業・木材産業振興ビジョン2011」を策定し、石川県の基本的な考え方として4つの重点戦略を位置づけています。</p>  <pre> graph TD A[森林・林業基本計画 ○長期的かつ総合的な施策の目標 ○森林計画制度の基礎となる計画] --> B[全国森林計画 ○国の関連施策の方向 ○地域森林計画の基準等] B --> C[いしかわ森林・林業・木材産業 振興ビジョン 2011 4つの重点戦略 ○多面的機能の持続的発揮に向けた多様で健全な森林の整備・保全 ○森林の健全な育成と木材の安定供給を担う林業の再生・飛躍 ○再生可能資源である木材の利用促進と木材産業の活性化 ○里山資源を活かした山村の振興] C --> D[地域森林計画 第1章 計画のあらまし ○計画の位置付け ○森林・林業の現状と課題 ○石川県の基本的な考え方 第2章 計画事項（共通編） ○森林の機能区分、施業の方法 ○森林整備、保全の基本的なルール ○市町村森林整備計画に定める施業方法等の規範 第3章 計画事項（加賀計画区編） ○加賀森林計画区の森林整備、保全における主な計画量 資料編] </pre> <p>第1章 計画のあらまし [略]</p> <p>第1. 地域森林計画の位置付け</p> <p>地域森林計画は、森林法第5条の規定に基づき、森林計画区内の民有林の整備及び保全の方策について策定するもので、平成29年4月1日から平成39年3月31日までの10年間を計画期間としています。</p> <p>また、近年の森林・林業・木材産業の情勢の変化を受けて、平成23年3月に「いしかわ森林・林業・木材産業振興ビジョン2011」を策定し、石川県の基本的な考え方として4つの重点戦略を位置づけています。</p>  <pre> graph TD A[森林・林業基本計画 ○長期的かつ総合的な施策の目標 ○森林計画制度の基礎となる計画] --> B[全国森林計画 ○国の関連施策の方向 ○地域森林計画の基準等] B --> C[いしかわ森林・林業・木材産業 振興ビジョン 2011 4つの重点戦略 ○多面的機能の持続的発揮に向けた多様で健全な森林の整備・保全 ○森林の健全な育成と木材の安定供給を担う林業の再生・飛躍 ○再生可能資源である木材の利用促進と木材産業の活性化 ○里山資源を活かした山村の振興] C --> D[地域森林計画 第1章 計画のあらまし ○計画の位置付け ○森林・林業の現状と課題 ○石川県の基本的な考え方 第2章 計画事項（共通編） ○森林の機能区分、施業の方法 ○森林整備、保全の基本的なルール ○市町村森林整備計画に定める施業方法等の規範 第3章 計画事項（加賀計画区編） ○加賀森林計画区の森林整備、保全における主な計画量 資料編] </pre> <p>第1章 計画のあらまし [略]</p> <p>第1. 地域森林計画の位置付け</p> <p>地域森林計画は、森林法第5条の規定に基づき、森林計画区内の民有林の整備及び保全の方策について策定するもので、平成29年4月1日から平成39年3月31日までの10年間を計画期間としています。</p> <p>また、近年の森林・林業・木材産業の情勢の変化を受けて、平成23年3月に「いしかわ森林・林業・木材産業振興ビジョン2011」を策定し、石川県の基本的な考え方として4つの重点戦略を位置づけています。</p>	

<p>第2. 森林・林業の現状と課題</p> <p>1 石川県の現状と課題</p> <p>2 前期計画の実行結果と評価</p> <p>前期地域森林計画（計画期間：平成 24～<u>令和3</u> 年度）の前年5か年（平成 24～28 年度）における計画量と対する実行結果は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 伐採立木材積 [略] (2) 間伐面積 [略] (3) 人工造林及び天然更新別面積 [略] (4) 林道の開設延長 [略] (5) 林道の拡張箇所 [略] (6) 保安林の整備及び治山事業に関する計画 [略] <p>第3. 計画樹立にあたっての石川県の基本的考え方</p> <p>石川県では、平成 23 年 3 月に「いしかわ森林・林業・木材産業振興ビジョン 2011」を策定し、森林・林業関係者や NPO、企業などの幅広い関係者の参加のもと、<u>令和2</u> 年度の県産材供給量を 30 万m³ とすることを目標に、森林・林業・木材産業が抱える現下の課題解決に向けた、4 つの重点戦略を立案し、地域森林計画の樹立にあたっての石川県の基本的考え方としています。</p>	<p>第2. 森林・林業の現状と課題</p> <p>1 石川県の現状と課題</p> <p>2 前期計画の実行結果と評価</p> <p>前期地域森林計画（計画期間：平成 24～<u>平成 33</u> 年度）の前年5か年（平成 24～28 年度）における計画量と対する実行結果は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 伐採立木材積 [略] (2) 間伐面積 [略] (3) 人工造林及び天然更新別面積 [略] (4) 林道の開設延長 [略] (5) 林道の拡張箇所 [略] (6) 保安林の整備及び治山事業に関する計画 [略] <p>第3. 計画樹立にあたっての石川県の基本的考え方</p> <p>石川県では、平成 23 年 3 月に「いしかわ森林・林業・木材産業振興ビジョン 2011」を策定し、森林・林業関係者や NPO、企業などの幅広い関係者の参加のもと、<u>平成 32</u> 年度の県産材供給量を 30 万m³ とすることを目標に、森林・林業・木材産業が抱える現下の課題解決に向けた、4 つの重点戦略を立案し、地域森林計画の樹立にあたっての石川県の基本的考え方としています。</p>
---	---

(いしかわ森林・林業・木材産業振興ビジョン2011の重点戦略より)

2. 施策の概要

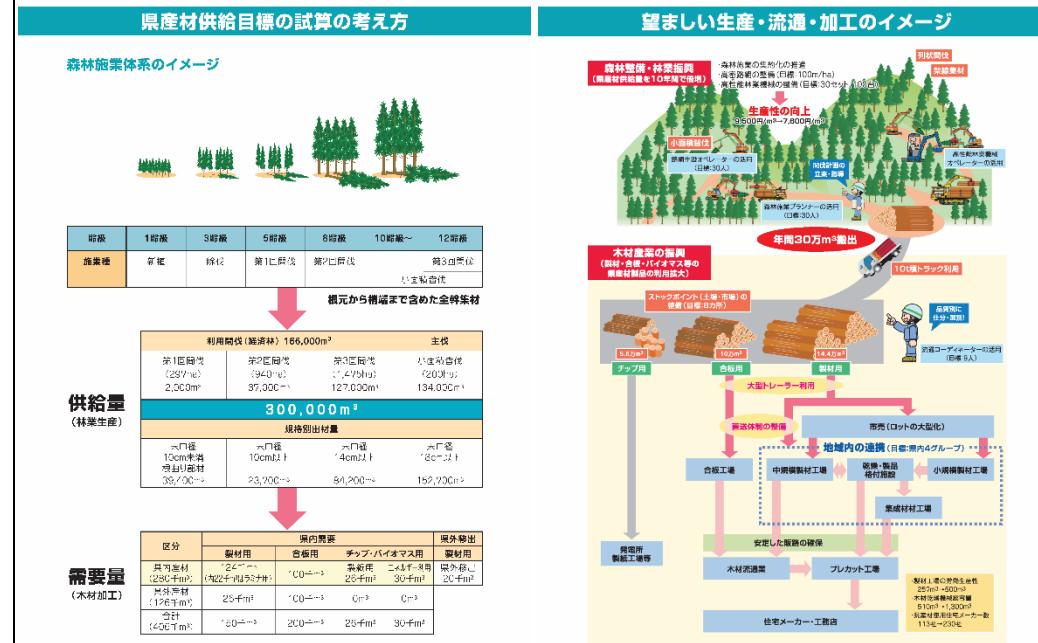


(いしかわ森林・林業・木材産業振興ビジョン2011の重点戦略より)

2. 施策の概要



(いしかわ森林・林業・木材産業振興ビジョン2011の重点戦略より)



第4. 加賀森林計画区における方針 [略]

第2章 計画事項（共通編）

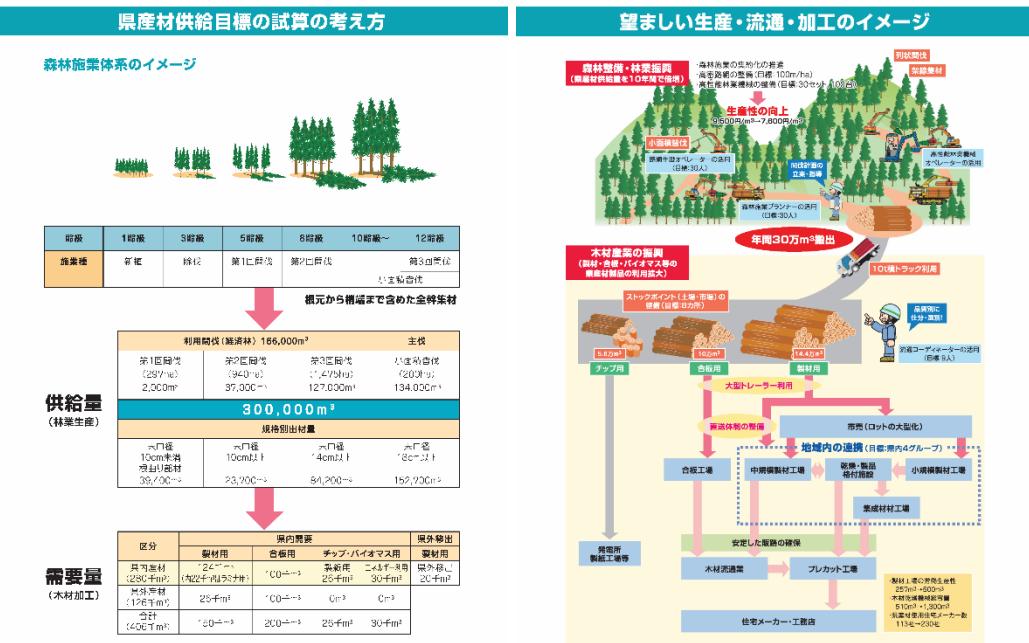
第1. 森林の整備及び保全に関する基本的な事項 [略]

1 森林の整備及び保全に関する基本的な事項 [略]

2 森林の整備及び保全の目標

森林の整備及び保全の推進に当たっては、1に定める「森林の整備及び保全の基本的な考え方」や、第1章第4「能登森林計画区における方針」を踏まえ、特に以下の事項

(いしかわ森林・林業・木材産業振興ビジョン2011の重点戦略より)



第4. 加賀森林計画区における方針 [略]

第2章 計画事項（共通編）

第1. 森林の整備及び保全に関する基本的な事項 [略]

1 森林の整備及び保全に関する基本的な事項 [略]

2 森林の整備及び保全の目標

森林の整備及び保全の推進に当たっては、1に定める「森林の整備及び保全の基本的な考え方」や、第1章第4「能登森林計画区における方針」を踏まえ、特に以下の事項

に留意して、計画的に推進することとする。

- ・水源の涵養^{かん}や山地災害の防止、生物多様性の保全等、森林の多面的機能の維持増進のために必要な間伐等の実施、適確な更新の確保、治山対策の推進を図る。
- ・ブナ林、渓畔林、照葉樹林等の自然植生の保存に努める。
- ・自然条件等に応じた針広混交林化や複層林化の推進により多様で健全な森林への誘導を図る。
- ・手入れが行き届かない人工林の解消に努める。
- ・里山林の利用保全を推進する。
- ・県民の生活環境を保全する海岸林の再生を推進する。
- ・森林病害虫や野生動物による森林被害の防止を図る。
- ・木材等生産機能を期待する森林における施業集約化、路網整備の推進、計画的な利用間伐に加えて、主伐と植栽による確実な更新を推進する。

また、森林の諸機能発揮に向けた森林の誘導の考え方については、育成のための人為3の程度、単層・複層という森林の階層構造に着目し、次の3つに分類して示す。

森林	施業の方針	実施すべき伐採及び更新の方法
育成単層林	保育・間伐の積極的な推進、広葉樹林化、針広混交林化	森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持する施業
育成複層林	人為と天然力を適切に組み合わせた計画的かつ多様性に富む整備	森林を構成する林木を択伐 ⁴ 等により部分的に伐採し、一定の範囲又は同一空間において複数の樹冠層 ⁵ を構成する森林として人為により成立させ維持する施業
天然生林	天然力を活かした的確な保全及び管理	主として天然力を活用 ⁶ することにより成立させ維持する施業（天然生林施業）。この施業には、国土の保全、自然環境の保全、種の保全等のための禁伐等を含む。

³「人為」とは、植栽、更新補助（天然下種更新のための地表のかきおこし、刈払い等）、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したもの。

⁴「択伐」とは、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うもの。

⁵「複数の樹冠層」は、林齡や樹種の違いから林木の高さが異なることにより生ずるもの。

⁶「主として天然力を活用」は、自然に散布された種子が発芽して生育することを主体とするもの。

に留意して、計画的に推進することとする。

- ・水源の涵養や山地災害の防止、生物多様性の保全等、森林の多面的機能の維持増進のために必要な間伐等の実施、適確な更新の確保、治山対策の推進を図る。
- ・ブナ林、渓畔林、照葉樹林等の自然植生の保存に努める。
- ・自然条件等に応じた針広混交林化や複層林化の推進により多様で健全な森林への誘導を図る。
- ・手入れが行き届かない人工林の解消に努める。
- ・里山林の利用保全を推進する。
- ・県民の生活環境を保全する海岸林の再生を推進する。
- ・森林病害虫や野生動物による森林被害の防止を図る。
- ・木材等生産機能を期待する森林における施業集約化、路網整備の推進、計画的な利用間伐に加えて、主伐と植栽による確実な更新を推進する。

また、森林の諸機能発揮に向けた森林の誘導の考え方については、育成のための人為3の程度、単層・複層という森林の階層構造に着目し、次の3つに分類して示す。

森林	施業の方針	実施すべき伐採及び更新の方法
育成単層林	保育・間伐の積極的な推進、広葉樹林化、針広混交林化	森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持する施業
育成複層林	人為と天然力を適切に組み合わせた計画的かつ多様性に富む整備	森林を構成する林木を択伐 ⁴ 等により部分的に伐採し、一定の範囲又は同一空間において複数の樹冠層 ⁵ を構成する森林として人為により成立させ維持する施業
天然生林	天然力を活かした的確な保全及び管理	主として天然力を活用 ⁶ することにより成立させ維持する施業（天然生林施業）。この施業には、国土の保全、自然環境の保全、種の保全等のための禁伐等を含む。

³「人為」とは、植栽、更新補助（天然下種更新のための地表のかきおこし、刈払い等）、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したもの。

⁴「択伐」とは、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うもの。

⁵「複数の樹冠層」は、林齡や樹種の違いから林木の高さが異なることにより生ずるもの。

⁶「主として天然力を活用」は、自然に散布された種子が発芽して生育することを主体とするもの。

これらの森林の誘導について、計画期間において到達、保持すべき森林資源の状態の計画量を第3章第2（3-1 ページ）のとおり定める。

3 その他の事項 [略]

第2. 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

森林所有者等の行う森林施業の規範となる市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、市町内の気候、地形、土壤等の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業方法の規制の有無、木材需要等を勘案して計画事項を定める。

なお、伐採にあたっては、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な方法を定め、その方法を勘案して行うこととする。特に、伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとする。

（1）主伐に関する指針 [略]

（2）立木の標準伐期齢⁷に関する指針

標準伐期齢は、市町内の主要樹種毎に下表に示す林齢を基礎として、平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して市町村森林整備計画で定める。

針葉樹の基準

樹種	スギ	ヒノキ	マツ	カラマツ	アテ	モミ	その他 針葉樹
標準伐期齢	45	50	40	40	50	50	50

これらの森林の誘導について、計画期間において到達、保持すべき森林資源の状態の計画量を第3章第2（3-1 ページ）のとおり定める。

3 その他の事項 [略]

第2. 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

森林所有者等の行う森林施業の規範となる市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、市町内の気候、地形、土壤等の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業方法の規制の有無、木材需要等を勘案して計画事項を定める。

なお、伐採にあたっては、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な方法を定め、その方法を勘案して行うこととする。特に、伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとする。

（2）主伐に関する指針 [略]

（2）立木の標準伐期齢⁷に関する指針

標準伐期齢は、市町内の主要樹種毎に下表に示す林齢を基礎として、平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して市町村森林整備計画で定める。

針葉樹の基準

樹種	スギ	ヒノキ	マツ	カラマツ	アテ	モミ	その他 針葉樹
標準伐期齢	45	50	40	40	50	50	50

広葉樹の基準

樹種	用材林の広葉樹	薪炭・キノコ原木林等の広葉樹
標準伐期齢	65	15~25

7 標準伐期齢は、地域の標準的な主伐の林齢として定められるものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務づけるものではないことに注意。

2 造林に関する事項 [略]

3 間伐及び保育に関する事項

森林所有者等の行う森林施業の規範となる市町村森林整備計画の策定にあたっては、次の事項を指針として、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、間伐、保育の実施状況等を勘案して計画事項を定める。

(1) 間伐及び保育に関する基本的事項 [略]

(2) 間伐及び保育の低コスト化に関する事項 [略]

(3) その他間伐及び保育に関する必要な事項

ア 保育、間伐等により人為を加えることによって複数の樹冠層を構成する森林へ誘導することが可能である次の場合は積極的に育成複層林施業を導入するよう留意することとする。

(ア) 人工林(育成単層林)内に既に天然木が生育しており、間伐、保育等により天然木の占める割合(材積歩合又は面積歩合)が25%以上占め、複数の樹冠層を構成する森林として成林できる場合。

(イ) 天然林(天然生林)において既に更新樹が生育しており、保育、間伐等により複数の樹冠層を構成する森林として成林できる場合。

イ 除伐、間伐にあっては、目的外樹種であっても、その生育状況、公益的機能の発

広葉樹の基準

樹種	用材林の広葉樹	薪炭・キノコ原木林等の広葉樹
標準伐期齢	65	15~25

7 標準伐期齢は、地域の標準的な主伐の林齢として定められるものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すものではないことに注意。

2 造林に関する事項 [略]

3 間伐及び保育に関する事項

森林所有者等の行う森林施業の規範となる市町村森林整備計画の策定にあたっては、次の事項を指針として、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、間伐、保育の実施状況等を勘案して計画事項を定める。

(1) 間伐及び保育に関する基本的事項 [略]

(2) 間伐及び保育の低コスト化に関する事項 [略]

(3) その他間伐及び保育に関する必要な事項

ア 保育、間伐等により人為を加えることによって複数の樹冠層を構成する森林へ誘導することが可能である次の場合は積極的に育成複層林施業を導入するよう留意することとする。

(ア) 人工林(育成単層林)内に既に天然木が生育しており、間伐、保育等により天然木の占める割合(材積歩合又は面積歩合)が25%以上占め、複数の樹冠層を構成する森林として成林できる場合。

(イ) 天然林(天然生林)において既に更新樹が生育しており、保育、間伐等により複数の樹冠層を構成する森林として成林できる場合。

イ 除伐、間伐にあっては、目的外樹種であっても、その生育状況、公益的機能の発

<p>揮及び将来の利用価値を勘案して、有用なものは保存し育成すること。</p> <p>ウ 間伐の基準は、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものとする。</p> <p>この範囲において、立木の過密状況が著しい人工林において、公益的機能を維持するための間伐を実施する場合には、本数間伐率30%以上の間伐を行うものとする。</p> <p>エ 市町内の間伐または保育が実施されていない森林であって、<u>周辺の環境を著しく悪化させる事態等の発生を防止するためにこれらを実施する必要のあるものについては、災害等防止措置命令を発出するほか、必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>揮及び将来の利用価値を勘案して、有用なものは保存し育成すること。</p> <p>ウ 間伐の基準は、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものとする。</p> <p>この範囲において、立木の過密状況が著しい人工林において、公益的機能を維持するための間伐を実施する場合には、本数間伐率30%以上の間伐を行うものとする。</p> <p>エ 市町内の間伐または保育が適切に実施されていない森林であってこれらを早急に実施する必要のあるものについては、要間伐森林に指定し、実施すべき間伐または保育の方法及び時期について具体的に定め、積極的に推進を図る。</p>
<h4>4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項</h4> <p>公益的機能別施業森林は、第1の1に定める森林の有する機能のうち、「水源涵養機能」、「山地災害防止機能／土壤保全機能」、「快適環境形成機能」、「保健・レクリエーション機能」、「文化機能」、「生物多様性保全機能」の別に応じて当該公益的機能の維持増進を特に図るために森林施業を推進すべき森林である。</p> <p>また「木材生産機能維持増進森林」は、第1の1に定める森林の有する機能のうち、木材等生産機能の維持増進を特に図るために森林施業を推進すべき森林である。</p> <p>公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進森林の区域は、重複を認めるものとし、公益的機能の発揮に支障が生じないよう、施業方法を定める。</p> <p>(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針</p> <p>ア 区域の設定の基準に関する指針</p> <p>市町村森林整備計画の策定に当たっては、森林の所在、森林の自然条件、林道等の整備状況、既往の施業体系、森林の有する諸機能に対する地域の要請等の自然的社会的経済的諸条件を総合的に勘案し、森林所有者が受認し得る範囲内で、これらの公益的機能の維持増進を図るために森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域について次表の事項を指針として設定する。</p>	<h4>4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項</h4> <p>公益的機能別施業森林は、第1の1に定める森林の有する機能のうち、「水源涵養機能」、「山地災害防止機能／土壤保全機能」、「快適環境形成機能」、「保健・レクリエーション機能」、「文化機能」、「生物多様性保全機能」の別に応じて当該公益的機能の維持増進を特に図るために森林施業を推進すべき森林である。</p> <p>また「木材生産機能維持増進森林」は、第1の1に定める森林の有する機能のうち、木材等生産機能の維持増進を特に図るために森林施業を推進すべき森林である。</p> <p>公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進森林の区域は、重複を認めるものとし、公益的機能の発揮に支障が生じないよう、施業方法を定める。</p> <p>(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針</p> <p>ア 区域の設定の基準に関する指針</p> <p>市町村森林整備計画の策定に当たっては、森林の所在、森林の自然条件、林道等の整備状況、既往の施業体系、森林の有する諸機能に対する地域の要請等の自然的社会的経済的諸条件を総合的に勘案し、森林所有者が受認し得る範囲内で、これらの公益的機能の維持増進を図るために森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域について次表の事項を指針として設定する。</p>

種類	区域設定の基本指針	種類	区域設定の基本指針
水源涵養機能 維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> 主要河川の上流や、ダム、ため池の周辺に位置する森林 森林の機能の評価区分のうち、<u>水源涵養</u>機能が高である森林及びその周辺の森林 <u>水源涵養保安林</u>及びその周辺の森林 等 	水源涵養機能 維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> 主要河川の上流や、ダム、ため池の周辺に位置する森林 森林の機能の評価区分のうち、<u>水源涵養</u>機能が高である森林及びその周辺の森林 <u>水源涵養保安林</u>及びその周辺の森林 等
山地災害防止／ 土壌保全機能 維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> 地すべりや土砂流出の危険性が高い荒廃地等の森林 森林の機能の評価区分のうち、山地災害防止機能が高である森林及びその周辺の森林 土砂流出防止保安林、土砂崩壊防備保安林及びその周辺の森林 地すべり防止地区、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域及びその周辺の森林 山地災害危険地区（なだれ除く）及びその周辺の森林 等 	山地災害防止／ 土壌保全機能 維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> 地すべりや土砂流出の危険性が高い荒廃地等の森林 森林の機能の評価区分のうち、山地災害防止機能が高である森林及びその周辺の森林 土砂流出防止保安林、土砂崩壊防備保安林及びその周辺の森林 地すべり防止地区、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域及びその周辺の森林 山地災害危険地区（なだれ除く）及びその周辺の森林 等
快適環境形成機能 維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> 都市近郊にあって地域住民の生活に密接な関わりを持つ森林 海岸または道路の周辺にあって、風雪や飛砂、騒音や粉じん等の影響を緩和している森林 森林の機能の評価区分のうち、生活環境保全機能が高である森林及びその周辺の森林 防風、防霧、<u>潮害防備保安林</u>及びその周辺の森林 なだれ防止保安林、なだれ危険地区及びその周辺の森林 等 	快適環境形成機能 維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> 都市近郊にあって地域住民の生活に密接な関わりを持つ森林 海岸または道路の周辺にあって、風雪や飛砂、騒音や粉じん等の影響を緩和している森林 森林の機能の評価区分のうち、生活環境保全機能が高である森林及びその周辺の森林 防風、防霧、<u>防潮保安林</u>及びその周辺の森林 なだれ防止保安林、なだれ危険地区及びその周辺の森林 等
保健文化機能 維持増進森林	<p>(保健・レクリエーション機能)</p> <ul style="list-style-type: none"> 観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林 キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林 学習や林業体験等の教育的利用の場として利用されている森林 森林の機能の評価区分の保健文化機能が高であり、保健・レクリエーション機能を重視した森林及びその周辺の森林等 <p>(文化機能)</p> <ul style="list-style-type: none"> 史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林 森林の機能の評価区分の保健文化機能が高であり、文化機能を重視した森林及びその周辺の森林 風致保安林 等 <p>(生物多様性保全機能)</p> <ul style="list-style-type: none"> 原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林 陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林 野生生物のための回廊(移動経路)として機能している森林等 	保健文化機能 維持増進森林	<p>(保健・レクリエーション機能)</p> <ul style="list-style-type: none"> 観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林 キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林 学習や林業体験等の教育的利用の場として利用されている森林 森林の機能の評価区分の保健文化機能が高であり、保健・レクリエーション機能を重視した森林及びその周辺の森林等 <p>(文化機能)</p> <ul style="list-style-type: none"> 史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林 森林の機能の評価区分の保健文化機能が高であり、文化機能を重視した森林及びその周辺の森林 風致保安林 等 <p>(生物多様性保全機能)</p> <ul style="list-style-type: none"> 原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林 陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林 野生生物のための回廊(移動経路)として機能している森林等

イ 施業の方法に関する指針

公益的機能別施業森林の区域内においては、当該機能の維持増進を図るために、下表の基準に従った施業方法を推進することとする。

維持増進を図る機能の種類	推進する施業方法	左の施業方法における伐採方法の基準
水源涵養機能維持増進森林	伐期の延長	<ul style="list-style-type: none"> 標準伐期齢に10年を加えた林齢に達するまでは主伐を行わないこと 伐採後の更新未完了の区域が連続して2Ohaを超えないこと
その他の公益的機能別施業森林	長伐期施業	<ul style="list-style-type: none"> 標準伐期齢のおおむね2倍の林齢に達するまでは主伐を行わないこと 伐採後の更新未完了の区域が連続して2Ohaを超えないこと
	択伐以外の方法による複層林施業	<ul style="list-style-type: none"> 標準伐期齢における立木材積の1/2以上の立木材積を常に維持すること 伐採率が70%以下であること
	択伐による複層林施業	<ul style="list-style-type: none"> 標準伐期齢における立木材積の7/10以上の立木材積を常に維持すること 伐採後の更新を天然更新による場合は、伐採率が30%以下であること 伐採後の更新を人工造林による場合は、伐採率が40%以下であること
	特定広葉樹育成施業	<ul style="list-style-type: none"> 特定広葉樹の標準伐期齢における立木材積が確保されること それ以外の樹種の成長量を標準伐期齢に達した時の立木材積の1/2を超えた材積に応じて補正した材積以上

水源涵養機能維持増進森林は、次表のいずれかに該当する森林であり、伐期の延長とともに伐採面積の規模を縮小する施策を推進する。

イ 施業の方法に関する指針

公益的機能別施業森林の区域内においては、当該機能の維持増進を図るために、下表の基準に従った施業方法を推進することとする。

維持増進を図る機能の種類	推進する施業方法	左の施業方法における伐採方法の基準
水源涵養機能維持増進森林	伐期の延長	<ul style="list-style-type: none"> 標準伐期齢に10年を加えた林齢に達するまでは主伐を行わないこと 伐採後の更新未完了の区域が連続して2Ohaを超えないこと
その他の公益的機能別施業森林	長伐期施業	<ul style="list-style-type: none"> 標準伐期齢のおおむね2倍の林齢に達するまでは主伐を行わないこと 伐採後の更新未完了の区域が連続して2Ohaを超えないこと
	択伐以外の方法による複層林施業	<ul style="list-style-type: none"> 標準伐期齢における立木材積の1/2以上の立木材積を常に維持すること 伐採率が70%以下であること
	択伐による複層林施業	<ul style="list-style-type: none"> 標準伐期齢における立木材積の7/10以上の立木材積を常に維持すること 伐採後の更新を天然更新による場合は、伐採率が30%以下であること 伐採後の更新を人工造林による場合は、伐採率が40%以下であること
(保健・レクリエーション機能、文化機能のみ)	特定広葉樹育成施業	<ul style="list-style-type: none"> 特定広葉樹の標準伐期齢における立木材積が確保されること それ以外の樹種の成長量を標準伐期齢に達した時の立木材積の1/2を超えた材積に応じて補正した材積以上

水源涵養機能維持増進森林は、次表のいずれかに該当する森林であり、伐期の延長とともに伐採面積の規模を縮小する施策を推進する。

<p style="text-align: center;">かん 水源涵養機能 維持増進森林</p>	<p>(ア) 地形について</p> <ul style="list-style-type: none"> a 標高の高い地域 b 傾斜が急峻な地域 c 谷密度の大きい地域 d 起伏量の大きい地域 e 溪床又は河床勾配の急な地域 f 掌状型集水区域 <p>(イ) 気象について</p> <ul style="list-style-type: none"> a 年平均又は季節的降水量の多い地域 b 短時間に強い雨の降る頻度が高い地域 <p>(ウ) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 大面積の伐採が行われがちな地域 	<p style="text-align: center;">かん 水源涵養機能 維持増進森林</p> <p>(ア) 地形について</p> <ul style="list-style-type: none"> a 標高の高い地域 b 傾斜が急峻な地域 c 谷密度の大きい地域 d 起伏量の大きい地域 e 溪床又は河床勾配の急な地域 f 掌状型集水区域 <p>(イ) 気象について</p> <ul style="list-style-type: none"> a 年平均又は季節的降水量の多い地域 b 短時間に強い雨の降る頻度が高い地域 <p>(ウ) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 大面積の伐採が行われがちな地域
---	--	--

山地災害防止／土壤保全機能維持増進森林、快適環境形成機能維持増進森林又は保健文化機能維持増進森林において、人家、農地、森林の土地又は道路その他の施設の保全、生活環境の保全及び形成、又は自然環境の保全及び形成並びに保健・教育・文化的の利用のため、次表に示す条件のいずれかに該当する森林の場合は、複層林施業を推進することとする。このうち、特に当該公益的機能の発揮が強く求められる森林については択伐による複層林施業を推進することとする。なお、適切な伐区の形状・配置により伐採後の林分においても当該公益的機能の確保が出来る場合には、長伐期施業を推進することも可能とする。

山地災害防止／土壤保全機能維持増進森林、快適環境形成機能維持増進森林又は保健文化機能維持増進森林において、人家、農地、森林の土地又は道路その他の施設の保全、生活環境の保全及び形成、又は自然環境の保全及び形成並びに保健・教育・文化的の利用のため、次表に示す条件のいずれかに該当する森林の場合は、複層林施業を推進することとする。このうち、特に当該公益的機能の発揮が強く求められる森林については択伐による複層林施業を推進することとする。なお、適切な伐区の形状・配置により伐採後の林分においても当該公益的機能の確保が出来る場合には、長伐期施業を推進することも可能とする。

<p>山地災害防止／ 土壌保全機能 維持増進森林</p>	<p>(ア) 地形 a 傾斜が急な箇所であること b 傾斜の著しい変移点を持っている箇所であること c 山腹の凹局部等地表流下水又は地中水の集中流下する部分を持っている箇所であること (イ) 地質 a 基岩の風化が異常に進んだ箇所であること b 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所であること c 破碎帯又は断層線上にある箇所であること d 流れ盤となっている箇所であること (ウ) 土壤等 a 火山灰地帯等で表土が粗じょうで凝集力の極めて弱い土壤からなっている箇所であること b 土層内に異常な滞水層がある箇所であること c 石礫地からなっている箇所であること d 表土が薄く乾性な土壤から成っている箇所であること</p>		<p>山地災害防止／ 土壌保全機能 維持増進森林</p> <p>(ア) 地形 a 傾斜が急な箇所であること b 傾斜の著しい変移点を持っている箇所であること c 山腹の凹局部等地表流下水又は地中水の集中流下する部分を持っている箇所であること (イ) 地質 a 基岩の風化が異常に進んだ箇所であること b 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所であること c 破碎帯又は断層線上にある箇所であること d 流れ盤となっている箇所であること (ウ) 土壤等 a 火山灰地帯等で表土が粗じょうで凝集力の極めて弱い土壤からなっている箇所であること b 土層内に異常な滞水層がある箇所であること c 石礫地からなっている箇所であること d 表土が薄く乾性な土壤から成っている箇所であること</p>
<p>快適環境形成機能 維持増進森林</p>	<p>(ア)都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林 (イ)市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林 (ウ)気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林</p>		<p>快適環境形成機能 維持増進森林</p> <p>(ア)都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林 (イ)市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林 (ウ)気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林</p>
<p>保健文化機能 維持増進森林</p>	<p>(ア)湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林 (イ)紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの (ウ)ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林 (エ)希少な生物の保護のため必要な森林(採伐に限る。)</p>		<p>保健文化機能 維持増進森林</p> <p>(ア)湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林 (イ)紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの (ウ)ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林 (エ)希少な生物の保護のため必要な森林(採伐に限る。)</p>
	<p>保健文化機能維持増進森林のうち、特に、優れた風致を形成し、動植物の生息・生育環境を維持・創出する広葉樹の適確な育成を確保するため、特定広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合は、特定広葉樹育成施業を推進することとする。この場合、特定広葉樹とすべき樹種については、郷土樹種を主体とすること。</p>		<p>保健文化機能維持増進森林のうち、特に、優れた風致を形成し、動植物の生息・生育環境を維持・創出する広葉樹の適確な育成を確保するため、特定広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合は、特定広葉樹育成施業を推進することとする。この場合、特定広葉樹とすべき樹種については、郷土樹種を主体とすること。</p>

<p>(2) 木材等生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針 [略]</p>	<p>(2) 木材等生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針 [略]</p>
<p>5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項</p>	<p>5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項</p>
<p>(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方</p>	<p>(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方</p>
<p>林道の開設及び改良については、傾斜等の自然条件、事業量のまとめ等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、<u>木材の搬出</u>や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとする。</p>	<p>林道の開設及び改良については、傾斜等の自然条件、事業量のまとめ等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、<u>木材の搬出を伴う間伐の実施</u>や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとする。</p>
<p>また、林道開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入する等、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、将来にわたり育成单層林として維持する森林を主体に整備を加速させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとする。</p>	<p>また、林道開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入する等、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、将来にわたり育成单層林として維持する森林を主体に整備を加速させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとする。</p>
<p>(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方 [略]</p>	<p>(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方 [略]</p>
<p>(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方 [略]</p>	<p>(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方 [略]</p>
<p>(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方 [略]</p>	<p>(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方 [略]</p>
<p>6 森林施業の合理化に関する事項 [略]</p>	<p>6 森林施業の合理化に関する事項 [略]</p>
<p>第3. 森林の保全に関する事項</p>	<p>第3. 森林の保全に関する事項</p>
<p>1 森林の土地の保全に関する事項（土地の形質の変更にあたって留意すべき事項） [略]</p>	<p>1 森林の土地の保全に関する事項（土地の形質の変更にあたって留意すべき事項） [略]</p>
<p>2 保安施設に関する事項</p>	<p>2 保安施設に関する事項</p>

(1) 保安林として管理すべき森林及び治山事業

保安林として管理すべき森林については、計画期末面積、計画期間内において保安林の指定または解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等並びに指定施業要件の整備を相当とする森林の面積を定める。

治山事業の実施にあたっては、山地災害による被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として推進することとする。

また、既存施設の長寿命化対策の推進を含めた総合的なコスト縮減に努めるとともに、現地の実情を踏まえ、在来種を用いた植栽・緑化など生物多様性の保全に努める。

このほか、近年の気候変動が及ぼす大規模な山地災害のリスク等も踏まえ、本県においても流木対策として、流木捕捉式治山ダムの設置や流木化するおそれのある立木の伐採等に取り組むこととする。

(2) 特定保安林の整備に関する事項

保安林の指定目的に即して機能していない森林については、特定保安林として指定するとともに、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要があると認められる森林については、要整備森林とし、実施すべき森林施業等を定める。

3 鳥獣害防止森林区域に関する事項 [略]

4 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項 [略]

第4. 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

森林所有者等が行う森林施業の規範となる市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、自然景観等の自然条件、森林資源の構成、周辺の森林クリエーションの利用動向等を勘案した計画事項を定める。

1 保健機能森林の区域の基準 [略]

2 その他保健機能森林の整備に関する事項

ア 保健機能森林の区域内の森林における施業方法の指針

(1) 保安林として管理すべき森林及び治山事業

保安林として管理すべき森林については、計画期末面積、計画期間内において保安林の指定または解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等並びに指定施業要件の整備を相当とする森林の面積を定める。

治山事業の実施にあたっては、山地災害による被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として推進することとする。また既存施設の長寿命化対策の推進を含めた総合的なコスト縮減に努めるとともに、現地の実情を踏まえ、必要に応じて、在来種を用いた植栽・緑化など生物多様性の保全に努める。

また近年、山腹崩壊等に伴う流木災害の発生のおそれが高まっていることから、本県においても流木対策として、流木捕捉式治山ダムの設置や流木となるおそれのある立木の伐採等に取り組むこととする。

(2) 特定保安林の整備に関する事項

特定保安林がその指定の目的に即して機能することを確保するため、造林、保育、伐採その他の森林施業を早急に実施する必要があると認められる要整備森林について、実施すべき森林施業等を定める。

3 鳥獣害防止森林区域に関する事項 [略]

4 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項 [略]

第4. 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

森林所有者等が行う森林施業の規範となる市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、自然景観等の自然条件、森林資源の構成、周辺の森林クリエーションの利用動向等を勘案した計画事項を定める。

1 保健機能森林の区域の基準 [略]

2 その他保健機能森林の整備に関する事項

ア 保健機能森林の区域内の森林における施業方法の指針

保健機能森林に対して行う森林施業については、森林が持つ保健機能の一層の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の水源の涵養^{かんよう}、山地災害防止等の機能の低下を補完するため、自然環境や森林の有する諸機能の保全に充分に配慮しつつ、次のような多様な施業を実施すること。

(ア) 幼齢から老齢までの林木が存在することで自然景観等に優れた森林に対して行う伐採による施業

(イ) 裸地化の回避を行うことで公益的機能の維持を図ることができるような施業
(ウ) 公益的機能の向上に配慮した伐採年齢を長期化する施業等

なお、これらの施業の実施に当たっては、快適な森林環境の維持、利用者の利便性にも配慮して間伐及び除伐等の保育も積極的に行うこと。

また、貴重な動植物・昆虫等の生息環境の保全等のため必要がある場合は、現存の森林状態を維持する施業（法令等による制限林化等）等、その管理手法について充分に配慮すること。

イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備の指針

施設の整備に当たっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の動向等を踏まえた多様な森林保健施設（以下「施設」という。）の整備を行うとともに次の事項について考慮する。

(ア)周囲の景観に配慮しつつ森林の状況や利用の見通し等に応じた施設整備を行うこと。

(イ) 施設全体の一体的かつ計画的な整備を行うこと。

(ウ) 四季を通じて利用可能な施設の設置に努めること。

(エ) 周辺にある既存施設との調和に配慮した整備を行うこと。

(オ) 森林の有する保健機能以外の諸機能に著しい支障を及ぼさないよう、施設の位置、規模等を適切に決定すること。

(カ) 施設の設置にあたっては防火体制、防火施設の整備並びに、利用者の安全及び交通安全、円滑な交通の確保に留意すること。

(キ) 周辺景観との調和や地域の林業・木材産業の振興を図る観点から、積極的に木造施設の導入を図ること。

また、対象森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高。すでに標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高。）を定めること。

保健機能森林に対して行う森林施業については、森林が持つ保健機能の一層の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の水源の涵養、山地災害防止等の機能の低下を補完するため、自然環境や森林の有する諸機能の保全に充分に配慮しつつ、次のような多様な施業を実施すること。

(ア) 幼齢から老齢までの林木が存在することで自然景観等に優れた森林に対して行う伐採による施業

(イ) 裸地化の回避を行うことで公益的機能の維持を図ることができるような施業
(ウ) 公益的機能の向上に配慮した伐採年齢を長期化する施業等

なお、これらの施業の実施に当たっては、快適な森林環境の維持、利用者の利便性にも配慮して間伐及び除伐等の保育も積極的に行うこと。

また、貴重な動植物・昆虫等の生息環境の保全等のため必要がある場合は、現存の森林状態を維持する施業（法令等による制限林化等）等、その管理手法について充分に配慮すること。

イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備の指針

施設の整備に当たっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の動向等を踏まえた多様な森林保健施設（以下「施設」という。）の整備を行うとともに次の事項について考慮する。

(ア)周囲の景観に配慮しつつ森林の状況や利用の見通し等に応じた施設整備を行うこと。

(イ) 施設全体の一体的かつ計画的な整備を行うこと。

(ウ) 四季を通じて利用可能な施設の設置に努めること。

(エ) 周辺にある既存施設との調和に配慮した整備を行うこと。

(オ) 森林の有する保健機能以外の諸機能に著しい支障を及ぼさないよう、施設の位置、規模等を適切に決定すること。

(カ) 施設の設置にあたっては防火体制、防火施設の整備並びに、利用者の安全及び交通安全、円滑な交通の確保に留意すること。

(キ) 周辺景観との調和や地域の林業・木材産業の振興を図る観点から、積極的に木造施設の導入を図ること。

第5. その他必要な事項 [略]

第3章 計画事項（加賀森林計画区編）

第1. 計画の対象とする森林の区域 [略]

第2. 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

林地の保全に特に留意すべき森林の地区の面積等

単位 面積：ha

区分		現況 (平成27年度末)	計画期末 (令和8年度末)
面積	育成単層林	23,762	22,248
	育成複層林	3,700	5,214
	天然生林	74,742	74,742
森林蓄積 千m ³ /ha		186	197

第3. 森林の整備に関する事項 [略]

第4. 森林の保全に関する事項

1 林地の保全に特に留意すべき森林の地区の面積等 [略]

2 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等 [略]

(2) 実施すべき治山事業

単位 地区

第5. その他必要な事項 [略]

第3章 計画事項（加賀森林計画区編）

第1. 計画の対象とする森林の区域 [略]

第2. 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

林地の保全に特に留意すべき森林の地区の面積等

単位 面積：ha

区分		現況 (平成27年度末)	計画期末 (平成38年度末)
面積	育成単層林	23,762	22,248
	育成複層林	3,700	5,214
	天然生林	74,742	74,742
森林蓄積 千m ³ /ha		186	197

第3. 森林の整備に関する事項 [略]

第4. 森林の保全に関する事項

1 林地の保全に特に留意すべき森林の地区の面積等 [略]

2 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等 [略]

(2) 実施すべき治山事業

単位 地区

森林の所在		治山事業施工地区数		主な工種	森林の所在		治山事業施工地区数		主な工種
市	区域		前半5か年分 の計画		市	区域		前半5か年分 の計画	
金沢市	浅丘	1	1	渓間工・森林整備	金沢市	浅丘	1	1	渓間工・森林整備
	粟崎	1	0	森林整備		粟崎	1	0	森林整備
	石黒	1	0	森林整備		石黒	1	0	森林整備
	打木	1	1	森林整備		打木	1	1	森林整備
	金石	1	1	森林整備		金石	1	1	森林整備
	城力	1	1	渓間工・森林整備		城力	1	1	渓間工・森林整備
	国見	1	1	山腹工		国見	1	1	山腹工
	古郷	1	0	森林整備		古郷	1	0	森林整備
	四十万	2	0	渓間工・森林整備		四十万	2	0	渓間工・森林整備
	下安原	1	1	森林整備		専光寺	1	1	森林整備
	専光寺	1	1	森林整備		高尾	2	2	渓間工・山腹工
	高尾	2	2	渓間工・山腹工		田島	1	0	渓間工・森林整備
	田島	1	0	渓間工・森林整備		堂	1	1	渓間工・山腹工・森林整備
	堂	1	1	渓間工・山腹工・森林整備		直江野	1	0	渓間工・森林整備
	直江野	1	0	渓間工・森林整備		額谷	2	2	渓間工・森林整備
	額谷	2	2	渓間工・森林整備		東原	1	0	渓間工・森林整備
	東原	1	0	渓間工・森林整備		普正寺	1	1	森林整備
	普正寺	1	1	森林整備		湯涌河内	4	1	森林整備
	湯涌河内	4	1	森林整備	小松市	安宅	1	1	森林整備
小松市	安宅	1	1	海岸工事・森林整備		打木	1	1	山腹工
	打木	1	1	山腹工		大杉	1	1	森林整備
	大杉	1	1	森林整備		尾小屋	1	0	森林整備
	尾小屋	1	0	森林整備		花立	1	1	森林整備
	花立	1	1	森林整備		浜佐美	1	0	海岸工事・森林整備
	浜佐美	1	0	海岸工事・森林整備		日末	1	1	森林整備
	日末	1	1	森林整備		丸山	2	2	森林整備
	丸山	2	2	森林整備		津江	2	2	森林整備
	津江	2	2	森林整備		波佐羅	1	1	渓間工・山腹工
	波佐羅	1	1	渓間工・山腹工	加賀市	大菅波	1	0	山腹工・森林整備
加賀市	大菅波	1	0	山腹工・森林整備		熊坂	1	1	森林整備
	熊坂	1	1	森林整備		塩浜	1	1	海岸工事・森林整備
	塩浜	1	1	海岸工事・森林整備		新保	1	1	海岸工事・森林整備
	新保	1	1	海岸工事・森林整備		曾宇	3	0	森林整備
	曾宇	3	0	森林整備		直下	3	0	森林整備
	直下	3	0	森林整備		橋	1	1	山腹工・森林整備
	橋	1	1	山腹工・森林整備		橋立	2	0	山腹工・森林整備
	橋立	2	0	山腹工・森林整備		山中温泉今立	1	0	渓間工・森林整備
	山中温泉今立	1	0	渓間工・森林整備		山中温泉枯淵	4	0	森林整備

	山中温泉枯淵	4	0	森林整備
	山中温泉力谷	2	0	森林整備
	山中温泉坂下	1	1	森林整備
	山中温泉四十九院	9	6	森林整備
	山中温泉下谷	1	1	渓間工・森林整備
	山中温泉菅谷	1	0	森林整備
	山中温泉杉水	5	4	森林整備
	山中温泉片谷	1	1	森林整備
	山中温泉小杉	2	0	森林整備
	山中温泉生水	2	0	森林整備
能美市	道林	1	0	森林整備
	吉原釜屋	1	1	森林整備
	山 口	1	1	森林整備
	浜 町	1	1	森林整備
白山市	八 田	1	0	森林整備
	湊	1	1	森林整備
	鹿 島	1	1	森林整備
	奥 池	4	1	森林整備
	木 滑	1	0	森林整備
	木滑新	2	2	渓間工・森林整備・山腹工
	瀬 波	1	1	渓間工・山腹工
	佐 良	1	1	渓間工・山腹工
	中 宮	6	5	渓間工・山腹工・森林整備
	左 磯	1	1	山腹工・森林整備
	尾 添	1	1	渓間工・森林整備
	荒 谷	1	1	山腹工
	瀬 戸	1	1	山腹工
	桑 島	1	0	森林整備
	下田原	4	1	森林整備
	白 峰	13	4	渓間工・山腹工・森林整備
	平加町	1	1	森林整備
計		124	66	

第5. その他の計画量

- 1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法 [略]
- 2 林道の開設及び拡張に関する計画

	山中温泉九谷	2	0	森林整備
	山中温泉坂下	1	1	森林整備
	山中温泉叶九院	9	6	森林整備
	山中温泉下谷	1	1	渓間工・森林整備
	山中温泉菅谷	1	0	森林整備
	山中温泉杉水	5	4	森林整備
	山中温泉片谷	1	1	森林整備
	山中温泉小杉	2	0	森林整備
	山中温泉生水	2	0	森林整備
能美市	道 林	1	0	森林整備
	吉原釜屋	1	1	森林整備
	山 口	1	1	森林整備
	浜 町	1	1	森林整備
白山市	八 田	1	0	森林整備
	湊	1	1	森林整備
	鹿 島	1	1	森林整備
	奥 池	4	1	森林整備
	木 滑	1	0	森林整備
	木滑新	2	2	渓間工・森林整備・山腹工
	瀬 波	1	1	渓間工・山腹工
	佐 良	1	1	渓間工・山腹工
	中 宮	6	5	渓間工・山腹工・森林整備
	左 磯	1	1	山腹工・森林整備
	荒 谷	1	1	山腹工
	瀬 戸	1	1	山腹工
	桑 島	1	0	森林整備
	下田原	4	1	森林整備
	白 峰	13	4	渓間工・山腹工・森林整備
	平加町	1	1	森林整備
	計		122	64

第5. その他の計画量

- 1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法 [略]
- 2 林道の開設及び拡張に関する計画

開設すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

単位 延長：km 面積：ha

位置 (市・地区)	路線名	種類	(区分)	延長	利用区域 面積	前半5力 年の計画 箇所
金沢市	二俣町	下出線	自動車道	林道	—	402ha
	田島町	五本松線	自動車道	林業専用道	—	25ha
	東原町	東原北方線	自動車道	林業専用道	—	22ha
	山科町	山科線	自動車道	林業専用道	—	13ha ○
	小原町	兜山線	自動車道	林業専用道	—	50ha
	四十万町	四十万線	自動車道	林業専用道	—	10ha
	大額町	神山線	自動車道	林業専用道	—	40ha ○
	倉ヶ嶽町	倉ヶ嶽線	自動車道	林業専用道	—	30ha
	四十万町	池の原線	自動車道	林業専用道	—	30ha
	鶴原町	鶴原線	自動車道	林業専用道	—	40ha
	熊走町	熊走1号線	自動車道	林業専用道	—	80ha
	竹又町	ウラヤマ線	自動車道	林業専用道	—	10ha
	宮野町	宮野線	自動車道	林業専用道	—	43ha
	中戸町	中戸山川線	自動車道	林業専用道	—	33ha
	北方町	北方線	自動車道	林業専用道	—	10ha ○
	直江野町・北方町	直江野・北方線	自動車道	林業専用道	—	7ha ○
	岸川町	岸川線	自動車道	林業専用道	—	45ha ○
	石黒町	横谷8号線	自動車道	林業専用道	—	7ha ○
	芝原町	横谷9号線	自動車道	林業専用道	—	12ha ○
	石黒町	横谷10号線	自動車道	林業専用道	—	10ha
	魚帰町	魚帰線	自動車道	林業専用道	—	7ha ○
	魚帰町	魚帰2号線	自動車道	林業専用道	—	3ha ○
計				24km		
白山市	中島線	自動車道	林道	—	59ha	
	福岡笠山線	自動車道	林道	—	580ha	
	吉岡二の谷線	自動車道	林道	—	7ha	
	福岡線	自動車道	林道	—	101ha	
	渡津線	自動車道	林道	—	67ha	
	広瀬大谷線	自動車道	林道	—	100ha	

開設すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

単位 延長：km 面積：ha

位置 (市・地区)	路線名	種類	(区分)	延長	利用区域 面積	前半5力 年の計画 箇所
金沢市	二俣町	下出線	自動車道	林道	—	402ha
	田島町	五本松線	自動車道	林業専用道	—	25ha
	東原町	東原北方線	自動車道	林業専用道	—	22ha
	山科町	山科線	自動車道	林業専用道	—	13ha ○
	小原町	兜山線	自動車道	林業専用道	—	50ha
	四十万町	四十万線	自動車道	林業専用道	—	10ha
	大額町	神山線	自動車道	林業専用道	—	40ha ○
	倉ヶ嶽町	倉ヶ嶽線	自動車道	林業専用道	—	30ha
	四十万町	池の原線	自動車道	林業専用道	—	30ha
	鶴原町	鶴原線	自動車道	林業専用道	—	40ha
	熊走町	熊走1号線	自動車道	林業専用道	—	80ha
	竹又町	ウラヤマ線	自動車道	林業専用道	—	10ha
	宮野町	宮野線	自動車道	林業専用道	—	43ha
	中戸町	中戸山川線	自動車道	林業専用道	—	33ha
	北方町	北方線	自動車道	林業専用道	—	10ha ○
	直江野町・北方町	直江野・北方線	自動車道	林業専用道	—	7ha ○
	岸川町	岸川線	自動車道	林業専用道	—	45ha ○
	石黒町	横谷8号線	自動車道	林業専用道	—	7ha ○
	芝原町	横谷9号線	自動車道	林業専用道	—	12ha ○
	石黒町	横谷10号線	自動車道	林業専用道	—	10ha
	魚帰町	魚帰線	自動車道	林業専用道	—	7ha ○
	魚帰町	魚帰2号線	自動車道	林業専用道	—	3ha ○
計					23km	
白山市	中島線	自動車道	林道	—	59ha	
	福岡笠山線	自動車道	林道	—	580ha	
	吉岡二の谷線	自動車道	林道	—	7ha	
	福岡線	自動車道	林道	—	101ha	
	渡津線	自動車道	林道	—	67ha	
	広瀬大谷線	自動車道	林道	—	100ha	

	白木峠線	自動車道	林道	—	1,276ha	○
	三ツ池線	自動車道	林道	—	297ha	○
	五十谷線	自動車道	林道	—	311ha	
	仏師ヶ野1号線	自動車道	林業専用道	—	10ha	
	沼の平線	自動車道	林業専用道	—	33ha	○
	木工谷線	自動車道	林業専用道	—	19ha	
	長尾線	自動車道	林業専用道	—	10ha	
	吉岡1号線	自動車道	林業専用道	—	10ha	
	下吉谷1号線	自動車道	林業専用道	—	10ha	○
	百合谷1号線	自動車道	林業専用道	—	27ha	
	細谷線	自動車道	林業専用道	—	20ha	
	明谷線	自動車道	林業専用道	—	20ha	
	五十谷線	自動車道	林業専用道	—	30ha	○
	内尾線	自動車道	林業専用道	—	50ha	
	釜清水線	自動車道	林業専用道	—	70ha	○
	別宮出線	自動車道	林業専用道	—	50ha	○
	野地2号線	自動車道	林業専用道	—	30ha	○
	五十谷2号線	自動車道	林業専用道	—	96ha	○
	赤岩線	自動車道	林業専用道	—	87ha	○
	計		29km			

小松市	新保町	白木峠線	自動車道	林道	—	956ha	○
	湯上町	安谷線	自動車道	林道	—	1,748ha	○
	大杉町	北谷線	自動車道	林道	—	224ha	○
	西俣町	滝ノ江線	自動車道	林業専用道	—	50ha	○
	沢町	滝谷線	自動車道	林業専用道	—	30ha	
	遊泉寺町	遊泉寺大谷線	自動車道	林業専用道	—	15ha	○
	小山田町	小山田4号線	自動車道	林業専用道	—	15ha	
	小山田町	小山田6号線	自動車道	林業専用道	—	10ha	
	赤瀬町ほか	赤瀬足谷茗荷谷線	自動車道	林業専用道	—	84ha	
	西俣町	西俣しみん谷	自動車道	林業専用道	—	32ha	○
	西俣町	西俣青木谷線	自動車道	林業専用道	—	25ha	
	波佐羅町	波佐羅倉谷線	自動車道	林業専用道	—	41ha	

	白木峠線	自動車道	林道	—	1,276ha	○
	三ツ池線	自動車道	林道	—	297ha	○
	五十谷線	自動車道	林道	—	311ha	
	仏師ヶ野1号線	自動車道	林業専用道	—	10ha	
	沼の平線	自動車道	林業専用道	—	33ha	○
	木工谷線	自動車道	林業専用道	—	19ha	
	長尾線	自動車道	林業専用道	—	10ha	
	吉岡1号線	自動車道	林業専用道	—	10ha	
	下吉谷1号線	自動車道	林業専用道	—	10ha	○
	百合谷1号線	自動車道	林業専用道	—	27ha	
	細谷線	自動車道	林業専用道	—	20ha	
	明谷線	自動車道	林業専用道	—	20ha	
	五十谷線	自動車道	林業専用道	—	30ha	○
	内尾線	自動車道	林業専用道	—	50ha	
	釜清水線	自動車道	林業専用道	—	70ha	○
	別宮出線	自動車道	林業専用道	—	50ha	○
	野地2号線	自動車道	林業専用道	—	30ha	○
	五十谷2号線	自動車道	林業専用道	—	96ha	○
	赤岩線	自動車道	林業専用道	—	87ha	○
	計		29km			

小松市	新保町	白木峠線	自動車道	林道	—	956ha	○
	湯上町	安谷線	自動車道	林道	—	1,748ha	○
	大杉町	北谷線	自動車道	林道	—	224ha	○
	西俣町	滝ノ江線	自動車道	林業専用道	—	50ha	○
	沢町	滝谷線	自動車道	林業専用道	—	30ha	
	遊泉寺町	遊泉寺大谷線	自動車道	林業専用道	—	15ha	○
	小山田町	小山田4号線	自動車道	林業専用道	—	15ha	
	小山田町	小山田6号線	自動車道	林業専用道	—	10ha	
	赤瀬町ほか	赤瀬足谷茗荷谷線	自動車道	林業専用道	—	84ha	
	西俣町	西俣しみん谷	自動車道	林業専用道	—	32ha	○
	西俣町	西俣青木谷線	自動車道	林業専用道	—	25ha	
	波佐羅町	波佐羅倉谷線	自動車道	林業専用道	—	41ha	

	原町	原S61 線	自動車道	林業専用道	—	30ha	
	小山田町	小山田2号線	自動車道	林業専用道	—	30ha	
	遊泉寺町	遊泉寺1号線	自動車道	林業専用道	—	17ha	○
	中海町	東又線	自動車道	林業専用道	—	38ha	○
	原町	原1号線	自動車道	林業専用道	—	26ha	○
	原町	原2号線	自動車道	林業専用道	—	14ha	○
	原町	原3号線	自動車道	林業専用道	—	24ha	○
	布橋町	布橋線	自動車道	林業専用道	—	2ha	○
	池城町	池城線	自動車道	林業専用道	—	23ha	○
	池城町	池城東谷2号線	自動車道	林業専用道	—	41ha	○
	日用町	日用線	自動車道	林業専用道	—	13ha	○
	馬場町	馬場大谷線	自動車道	林業専用道	—	37ha	○
	菩提町	菩提1号線	自動車道	林業専用道	—	6ha	○
	菩提町	宝谷線	自動車道	林業専用道	—	9ha	○
	滝ヶ原町	東谷1号線	自動車道	林業専用道	—	23ha	○
	滝ヶ原町	滝ヶ原東谷2号線	自動車道	林業専用道	—	9ha	○
	大杉町	中向谷線	自動車道	林業専用道	—	29ha	○
	大杉町	南又線	自動車道	林業専用道	—	60ha	○
	西俣・岩上町	西俣線	自動車道	林業専用道	—	12ha	○
	観音下町	観音下1号線	自動車道	林業専用道	—	14ha	○
	観音下町	観音下2号線	自動車道	林業専用道	—	17ha	○
	大杉町	わき谷線	自動車道	林業専用道	—	135ha	○
	西俣町	動又東谷線	自動車道	林業専用道	—	9ha	○
	計			33km			

加賀市	日谷町	日谷線	自動車道	林業専用道	—	32ha	
	山中温泉今立町	安谷線	自動車道	林道	—	530ha	○
	山中温泉杉水町	船尾山線	自動車道	林業専用道	—	10ha	
	山中温泉杉水町	ガーナ線	自動車道	林業専用道	—	34ha	
	山中温泉荒谷町	上の谷線	自動車道	林業専用道	—	65ha	
	山中温泉今立町	今立大谷線	自動車道	林業専用道	—	180ha	

	原町	原S61 線	自動車道	林業専用道	—	30ha	
	小山田町	小山田2号線	自動車道	林業専用道	—	30ha	
	遊泉寺町	遊泉寺1号線	自動車道	林業専用道	—	17ha	○
	中海町	東又線	自動車道	林業専用道	—	38ha	○
	原町	原1号線	自動車道	林業専用道	—	26ha	○
	原町	原2号線	自動車道	林業専用道	—	14ha	○
	原町	原3号線	自動車道	林業専用道	—	24ha	○
	布橋町	布橋線	自動車道	林業専用道	—	2ha	○
	池城町	池城線	自動車道	林業専用道	—	23ha	○
	池城町	池城東谷2号線	自動車道	林業専用道	—	41ha	○
	日用町	日用線	自動車道	林業専用道	—	13ha	○
	馬場町	馬場大谷線	自動車道	林業専用道	—	37ha	○
	菩提町	菩提1号線	自動車道	林業専用道	—	6ha	○
	菩提町	宝谷線	自動車道	林業専用道	—	9ha	○
	滝ヶ原町	東谷1号線	自動車道	林業専用道	—	23ha	○
	滝ヶ原町	滝ヶ原東谷2号線	自動車道	林業専用道	—	9ha	○
	大杉町	中向谷線	自動車道	林業専用道	—	29ha	○
	大杉町	南又線	自動車道	林業専用道	—	60ha	○
	西俣・岩上町	西俣線	自動車道	林業専用道	—	12ha	○
	観音下町	観音下1号線	自動車道	林業専用道	—	14ha	○
	観音下町	観音下2号線	自動車道	林業専用道	—	17ha	○
	大杉町	わき谷線	自動車道	林業専用道	—	135ha	○
	西俣町	動又東谷線	自動車道	林業専用道	—	9ha	○
	計			33km			

加賀市	日谷町	日谷線	自動車道	林業専用道	—	32ha	
	山中温泉今立町	安谷線	自動車道	林道	—	530ha	○
	山中温泉杉水町	船尾山線	自動車道	林業専用道	—	10ha	
	山中温泉杉水町	ガーナ線	自動車道	林業専用道	—	34ha	
	山中温泉荒谷町	上の谷線	自動車道	林業専用道	—	65ha	
	山中温泉今立町	今立大谷線	自動車道	林業専用道	—	180ha	

		計		6km			
能美市	和佐谷町	桂谷線	自動車道	林業専用道	—	59ha	
	和佐谷町	相巻谷線	自動車道	林業専用道	—	60ha	
	金剛寺町	金剛寺線	自動車道	林業専用道	—	30ha	
	大口町	エンドウ線	自動車道	林業専用道	—	16ha	
	計			3km			
計	92 路線			94km			

		計		6km			
能美市	和佐谷町	桂谷線	自動車道	林業専用道	—	59ha	
	和佐谷町	相巻谷線	自動車道	林業専用道	—	60ha	
	金剛寺町	金剛寺線	自動車道	林業専用道	—	30ha	
	大口町	エンドウ線	自動車道	林業専用道	—	16ha	
	計			3km			
計	92 路線			94km			

拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

単位 延長：km 面積：ha

位置(市・地区)	路線名	種類	区分	延長	利用区域面積	前半5力年の計画箇所	
金沢市	二俣町	下出線	自動車道	(舗装)	—	402ha	○
	二俣町	下出線	自動車道	(改良)	—	402ha	○
	中戸町	笠松線	自動車道	(舗装)	—	63ha	
	甥杉町	甥杉線	自動車道	(舗装)	—	69ha	
	熊走町	犀鶴線	自動車道	(改良)	—	2,574ha	○
	大菱池町	菱池広谷線	自動車道	(改良)	—	285ha	○
	堂町	風吹線	自動車道	(改良)	—	451ha	○
	堂町	風吹線	自動車道	(舗装)	—	451ha	
	下谷町	湯涌・犀川線	自動車道	(改良)	—	61ha	○
	横谷町	順尾山線	自動車道	(改良)	—	526ha	○
	湯涌河内町	河内谷線	自動車道	(改良)	—	703ha	○
	湯涌河内町	巣ノ谷線	自動車道	(改良)	—	119ha	○
	計	10 路線		(改良)	28箇所		
			(舗装)	6km			
白山市	邪阿羅線	自動車道	(舗装)	—	55ha		
	上内線	自動車道	(舗装)	—	120ha		
	後山線	自動車道	(舗装)	—	73ha		
	下福岡線	自動車道	(改良)	—	72ha		

拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

単位 延長：km 面積：ha

位置(市・地区)	路線名	種類	区分	延長	利用区域面積	前半5力年の計画箇所	
金沢市	二俣町	下出線	自動車道	(舗装)	—	402ha	○
	二俣町	下出線	自動車道	(改良)	—	402ha	○
	中戸町	笠松線	自動車道	(舗装)	—	63ha	
	甥杉町	甥杉線	自動車道	(舗装)	—	69ha	
	熊走町	犀鶴線	自動車道	(改良)	—	2,574ha	○
	大菱池町	菱池広谷線	自動車道	(改良)	—	285ha	○
	堂町	風吹線	自動車道	(改良)	—	451ha	
	堂町	風吹線	自動車道	(舗装)	—	451ha	
	計	6 路線		(改良)	21箇所		
			(舗装)	6km			
	邪阿羅線	自動車道	(舗装)	—	55ha		
	上内線	自動車道	(舗装)	—	120ha		
	後山線	自動車道	(舗装)	—	73ha		
白山市	下福岡線	自動車道	(改良)	—	72ha		
	下福岡線	自動車道	(舗装)	—			
	笠山線	自動車道	(改良)	—	669ha		
	笠山線	自動車道	(舗装)	—			
	板尾谷線	自動車道	(舗装)	—	1,314ha		
	福岡線	自動車道	(改良)	—	101ha		
	下吉野線	自動車道	(改良)	—	195ha		

下福岡線	自動車道	(舗装)	—		
笠山線	自動車道	(改良)	—	669ha	
笠山線	自動車道	(舗装)	—		
板尾谷線	自動車道	(舗装)	—	1,314ha	
福岡線	自動車道	(改良)	—	101ha	
下吉野線	自動車道	(改良)	—	195ha	
下吉野線	自動車道	(舗装)	—		
上吉野線	自動車道	(改良)	—	448ha	
上吉野線	自動車道	(舗装)	—		
高倉山線	自動車道	(改良)	—	898ha	○
瀬波谷線	自動車道	(改良)	—	1,909ha	○
瀬波谷線	自動車道	(舗装)	—		○
白山線	自動車道	(改良)	—	8,271ha	○
倉谷線	自動車道	(舗装)	—	523ha	
市原線	自動車道	(舗装)	—	30ha	○
鷺走岳線	自動車道	(改良)	—	1,295ha	○
鷺走岳線	自動車道	(舗装)	—		○
大日線	自動車道	(改良)	—	635ha	
大日線	自動車道	(舗装)	—		
鷺走線	自動車道	(改良)	—	959ha	
鷺走線	自動車道	(舗装)	—		
大山線	自動車道	(改良)	—	407ha	○
大山線	自動車道	(舗装)	—		○
城山線	自動車道	(改良)	—	68ha	
矢谷線	自動車道	(改良)	—	160ha	
女原2号線	自動車道	(改良)	—	375ha	
女原2号線	自動車道	(舗装)	—		
野平線	自動車道	(改良)	—	311ha	
白尾1号線	自動車道	(改良)	—	2,766ha	
白尾1号線	自動車道	(舗装)	—		
東二口線	自動車道	(改良)	—	114ha	
下田原線	自動車道	(改良)	—	2,307ha	
下田原線	自動車道	(舗装)	—		
東荒谷線	自動車道	(改良)	—	224ha	○
東荒谷線	自動車道	(舗装)	—		○
明谷線	自動車道	(改良)	—	854ha	○
明谷線	自動車道	(舗装)	—		○
太田谷線	自動車道	(舗装)	—	401ha	

下吉野線	自動車道	(舗装)	—		
上吉野線	自動車道	(改良)	—	448ha	
上吉野線	自動車道	(舗装)	—		
高倉山線	自動車道	(改良)	—	898ha	
瀬波谷線	自動車道	(改良)	—	1,909ha	○
瀬波谷線	自動車道	(舗装)	—		○
白山線	自動車道	(改良)	—	8,271ha	○
倉谷線	自動車道	(舗装)	—	523ha	
市原線	自動車道	(舗装)	—	30ha	○
鷺走岳線	自動車道	(改良)	—	1,295ha	○
鷺走岳線	自動車道	(舗装)	—		○
大日線	自動車道	(改良)	—	635ha	
大日線	自動車道	(舗装)	—		
鷺走線	自動車道	(改良)	—	959ha	
鷺走線	自動車道	(舗装)	—		
大山線	自動車道	(改良)	—	407ha	○
大山線	自動車道	(舗装)	—		○
城山線	自動車道	(改良)	—	68ha	
矢谷線	自動車道	(改良)	—	160ha	
女原2号線	自動車道	(改良)	—	375ha	
女原2号線	自動車道	(舗装)	—		
野平線	自動車道	(改良)	—	311ha	
白尾1号線	自動車道	(改良)	—	2,766ha	
白尾1号線	自動車道	(舗装)	—		
東二口線	自動車道	(改良)	—	114ha	
下田原線	自動車道	(改良)	—	2,307ha	
下田原線	自動車道	(舗装)	—		
東荒谷線	自動車道	(改良)	—	224ha	○
東荒谷線	自動車道	(舗装)	—		○
明谷線	自動車道	(改良)	—	854ha	○
明谷線	自動車道	(舗装)	—		○
太田谷線	自動車道	(舗装)	—	401ha	

計	下田原線	自動車道	(舗装)	—			計	大杉谷線	自動車道	(改良)	—	994ha			
	東荒谷線	自動車道	(改良)	—	224ha	○		大杉谷線	自動車道	(舗装)	—				
	東荒谷線	自動車道	(舗装)	—		○		大嵐線	自動車道	(改良)	—	47ha			
	明谷線	自動車道	(改良)	—	854ha	○		大嵐線	自動車道	(舗装)	—				
	明谷線	自動車道	(舗装)	—		○		白尾2号線	自動車道	(改良)	—	2,766ha			
	太田谷線	自動車道	(舗装)	—	401ha			白尾2号線	自動車道	(舗装)	—				
	大杉谷線	自動車道	(改良)	—	994ha			赤谷線	自動車道	(改良)	—	958ha			
	大杉谷線	自動車道	(舗装)	—				小赤谷線	自動車道	(改良)	—	278ha			
	大嵐線	自動車道	(改良)	—	47ha			雄谷線	自動車道	(改良)	—	317ha			
	大嵐線	自動車道	(舗装)	—				犀鶴線	自動車道	(改良)	—	656ha	○		
	白尾2号線	自動車道	(改良)	—	2,766ha			35路線	(改良)	299箇所					
	白尾2号線	自動車道	(舗装)	—				(舗装)	55km						
	赤谷線	自動車道	(改良)	—	958ha			丸山町	大山線	自動車	(改良)	—	2,081ha	○	
	小赤谷線	自動車道	(改良)	—	278ha			大杉町	鈴ヶ岳線	自動車	(改良)	—	996ha		
	雄谷線	自動車道	(改良)	—	317ha			西俣町地内	動又線	自動車	(改良)	—	866ha	○	
	犀鶴線	自動車道	(改良)	—	656ha	○		西俣町地内	西俣線	自動車	(改良)	—	182ha	○	
	白木峠線	自動車道	(改良)	—	1,276ha	○		大野町	大野大谷線	自動車	(舗装)	—	112ha		
	36路線		(改良)	304箇所				赤瀬町ほか	安谷線	自動車	(改良)	—	1,748ha	○	
			(舗装)	55km				打木町ほか	打木西俣線	自動車	(改良)	—	53ha	○	
小松市	丸山町	大山線	自動車	(改良)	—	2,081ha	○	遊泉寺町	遊泉寺鉱山線	自動車	(舗装)	—	121ha		
	大杉町	鈴ヶ岳線	自動車	(改良)	—	996ha		新保町ほか	白木峠線	自動車	(改良)	—	956ha	○	
	西俣町地内	動又線	自動車	(改良)	—	866ha	○	大杉町	下戸谷線	自動車	(改良)	—	120ha	○	
	西俣町地内	西俣線	自動車	(改良)	—	182ha	○	湯上町	安谷線	自動車	(改良)	—	1,748ha	○	
	大野町	大野大谷線	自動車	(舗装)	—	112ha		計	11路線	(改良)	42箇所				
	赤瀬町ほか	安谷線	自動車	(改良)	—	1,748ha	○	(舗装)	2km						
	打木町ほか	打木西俣線	自動車	(改良)	—	53ha	○								
	遊泉寺町	遊泉寺鉱山線	自動車	(舗装)	—	121ha		加賀市	山中温泉今立町	今立大谷線	自動車	(舗装)	—	111ha	
	新保町ほか	白木峠線	自動車	(改良)	—	956ha	○		河南町	河南線	自動車	(改良)	—	141ha	
	大杉町	下戸谷線	自動車	(改良)	—	120ha	○		直下町	東又線	自動車	(改良)	—	46ha	

	湯上町	安谷線	自動車	(改良)	—	1,748ha	○
	計	11路線		(改良)	42箇所		
				(舗装)	2km		
加賀市	山中温泉今立町	今立大谷線	自動車	(舗装)	—	111ha	
	河南町	河南線	自動車	(改良)	—	141ha	
	直下町	東又線	自動車	(改良)	—	46ha	
	直下町	本谷線	自動車	(改良)	—	503ha	○
	熊坂町	高地線	自動車	(改良)	—	294ha	
	塔尾町	塔尾大谷線	自動車	(舗装)	—	234ha	
	山中温泉柏野町	市野々刈安線	自動車	(改良)	—	740ha	○
	山中温泉今立町ほか	立杉線	自動車	(改良)	—	763ha	○
	山中温泉大土町	大土線	自動車	(改良)	—	316ha	
	山中温泉真砂町	河内南谷線	自動車	(改良)	—	731ha	
	山中温泉生水町ほか	坂の下峠線	自動車	(改良)	—	1,106ha	○
	山中温泉今立町	安谷線	自動車	(改良)	—	1,748ha	
	山中温泉今立町	八郎線	自動車	(改良)	—	112ha	
	山中温泉九谷町	千束谷線	自動車	(改良)	—	923ha	
	山中温泉今立町	安谷線	自動車	(改良)	—	234ha	
能美市	計	15路線		(改良)	103箇所		
				(舗装)	7km		
	和佐谷町ほか	鍋谷和佐谷線	自動車	(改良)	—	556ha	○
	金剛寺町ほか	金剛寺鍋谷線	自動車	(改良)	—	57ha	
能美市	計	2路線		(改良)	7箇所		
				(舗装)	0km		
	計	69路線		(改良)	472箇所		
				(舗装)	70km		

	直下町	本谷線	自動車	(改良)	—	503ha	○
	熊坂町	高地線	自動車	(改良)	—	294ha	
	塔尾町	塔尾大谷線	自動車	(舗装)	—	234ha	
	山中温泉柏野町	市野々刈安線	自動車	(改良)	—	740ha	○
能美市	山中温泉今立町ほか	立杉線	自動車	(改良)	—	763ha	○
	山中温泉大土町	大土線	自動車	(改良)	—	316ha	
	山中温泉真砂町	河内南谷線	自動車	(改良)	—	731ha	
	山中温泉生水町ほか	坂の下峠線	自動車	(改良)	—	1,106ha	○
	山中温泉今立町	安谷線	自動車	(改良)	—	1,748ha	
	山中温泉今立町	八郎線	自動車	(改良)	—	112ha	
	山中温泉九谷町	千束谷線	自動車	(改良)	—	923ha	
	山中温泉今立町	安谷線	自動車	(改良)	—	234ha	
	計	15路線		(改良)	103箇所		
				(舗装)	7km		
	和佐谷町ほか	鍋谷和佐谷線	自動車	(改良)	—	556ha	○
	金剛寺町ほか	金剛寺鍋谷線	自動車	(改良)	—	57ha	
	計	2路線		(改良)	7箇所		
				(舗装)	0km		
	計	69路線		(改良)	472箇所		
				(舗装)	70km		

計	<u>74路線</u>	(改良)	<u>484箇所</u>		
		(舗装)	70km		

3 立木の標準伐期齢に関する指針 [略]

(附) 参考資料 [略]

(附) 石川県天然更新完了基準書 [略]

3 立木の標準伐期齢に関する指針 [略]

(附) 参考資料 [略]

(附) 石川県天然更新完了基準書 [略]

地域森林計画書（案）

能登森林計画区

計画期間

自 令和 2年4月 1日
至 令和 12年3月 31日



令和〇年〇月樹立

石川県

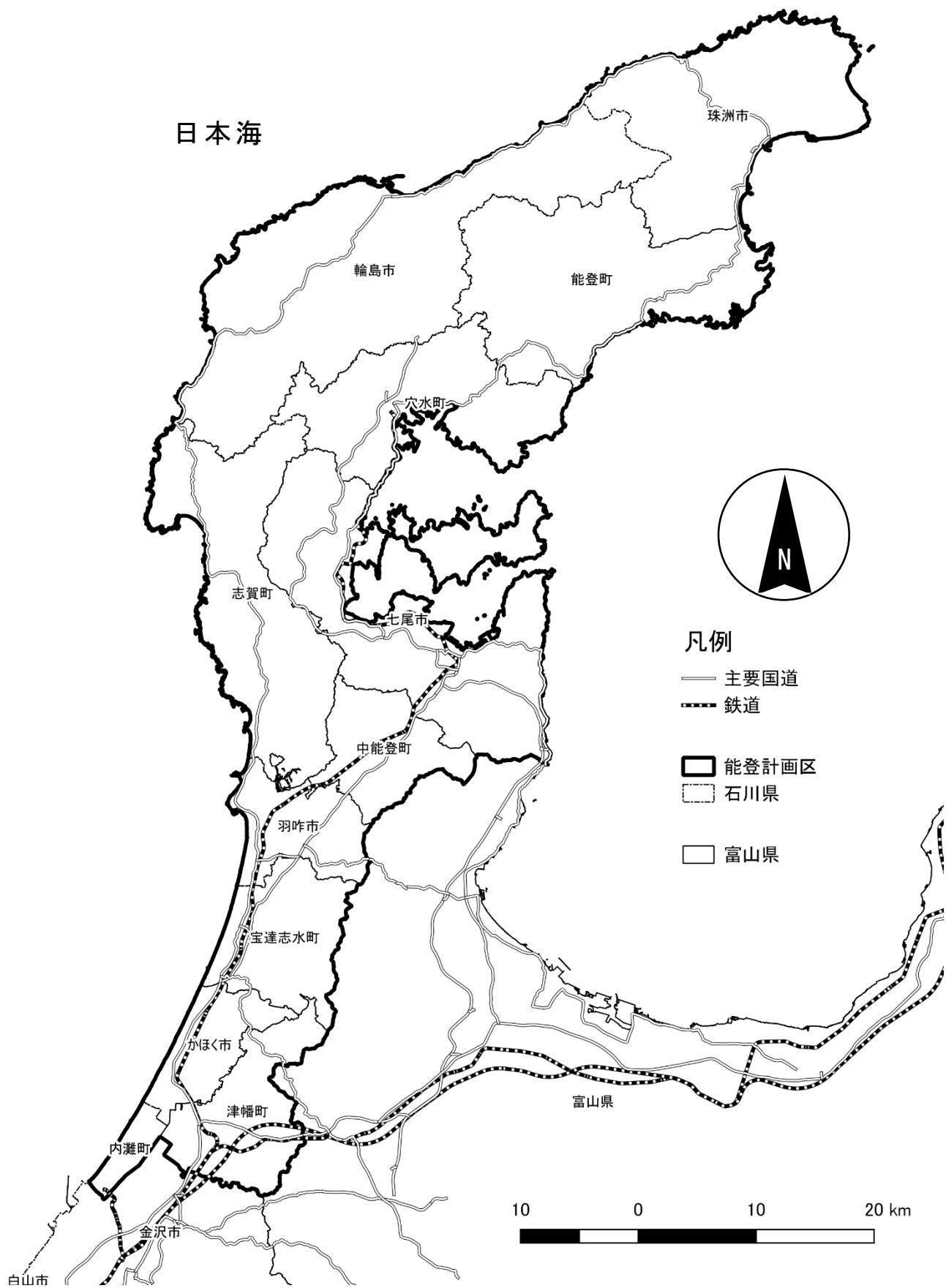
目 次

第1章 計画のあらまし	1 - 1
第1. 地域森林計画の位置付け	
第2. 森林・林業の現状と課題	
1 石川県の現状と課題	
2 前期計画の実行結果と評価	
第3. 計画樹立にあたっての石川県の基本的考え方	
第4. 能登森林計画区における方針	
第2章 計画事項（共通編）	2 - 1
第1. 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	2 - 1
第2. 森林の整備に関する事項	2 - 4
1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	
2 造林に関する事項	
3 間伐及び保育に関する事項	
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	
6 森林施業の合理化に関する事項	
第3. 森林の保全に関する事項	2 - 18
1 森林の土地の保全に関する事項	
2 保安施設に関する事項	
3 鳥獣害防止森林区域に関する事項	
4 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	
第4. 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	2 - 19
第5. その他必要な事項	2 - 20
1 森林簿等の取扱いに関する事項	
2 森林GIS及び森林に関するデータベースの整備に関する事項	
第3章 計画事項（能登森林計画区編）	3 - 1
第1. 計画の対象とする森林の区域	3 - 1
第2. 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	3 - 1
計画期間において到達、保持すべき森林資源の状態	
第3. 森林の整備に関する事項	3 - 2
1 計画期間内の伐採立木材積	
2 間伐面積	
3 人工造林・天然更新別の造林面積	
第4. 森林の保全に関する事項	3 - 3
1 林地の保全に特に留意すべき森林の地区の面積等	
2 保安林の整備及び治山事業に関する計画	
第5. その他の計画量	3 - 8
1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	
2 林道の開設及び拡張に関する計画	

(附) 参考資料	附-1
1 森林計画区の概況	附-1
(1) 市町別土地面積及び森林面積		
(2) 地況		
(3) 土地利用の現況		
(4) 産業別就業者数		
2 森林の現況	附-5
(1) 齢級別森林資源表		
(2) 法令により施業について制限を受けている森林、普通林別森林資源表		
(3) 市町別森林資源表		
(4) 樹種別材積表		
(5) 森林の被害		
3 林業の動向	附-11
(1) 保有山林規模別林家数		
(2) 森林経営計画の認定状況		
(3) 経営管理権及び経営管理実施権の設定状況		
(4) 森林組合及び生産森林組合の現況		
(5) 林業事業体等の現況		
(6) 林業労働力の概況		
(7) 林業機械化の概況		
(8) 作業路網等整備の概況		
(9) その他		
(附) 石川県天然更新完了基準書	附-16

表紙：七尾市中島町の森林（手前）と七尾湾（奥） 裏表紙：能登町大箱の農村景観

能登森林計画区の位置図



担当者職名及び氏名並びに樹立に従事した期間

森林管理課長	橋	順	吉	
担当課長	河	内	清	高
課 参 事	庄	田	武	志
主 幹	棚	部	一	将
主任技師	東	出	満	
技 師	橋	本	泰	治
技 師	川	上	愛	絵

自 平成 31 年 4 月 1 日

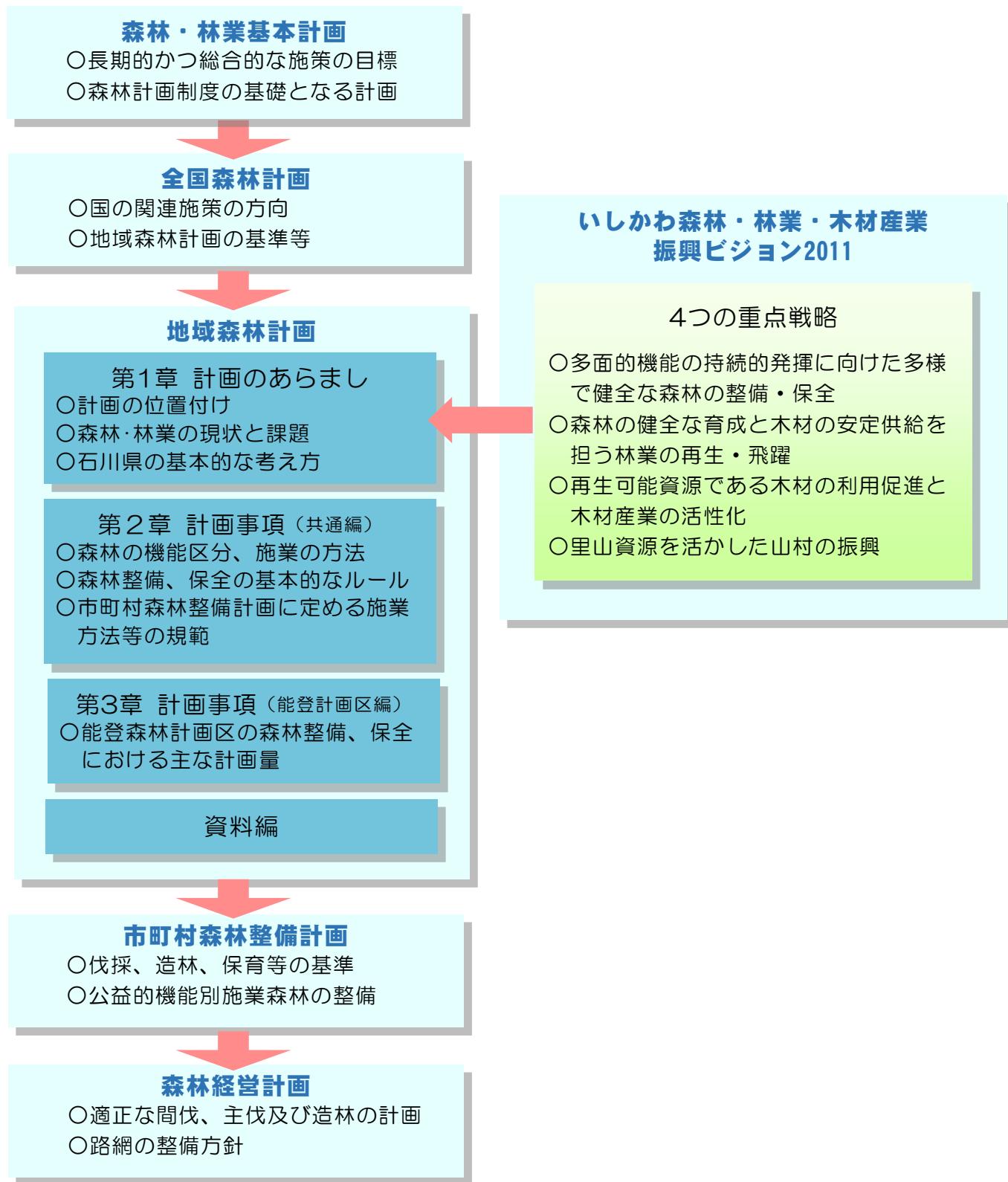
至 令和 元年 ○ 月 ○ 日

第1章 計画のあらまし

第1．地域森林計画の位置付け

地域森林計画は、森林法第5条の規定に基づき、森林計画区内の民有林の整備及び保全の方策について策定するもので、令和2年4月1日から令和12年3月31日までの10年間を計画期間としています。

また、近年の森林・林業・木材産業の情勢の変化を受けて、平成23年3月に「いしかわ森林・林業・木材産業振興ビジョン2011」を策定し、石川県の基本的な考え方として4つの重点戦略を位置づけています。



第2. 森林・林業の現状と課題

1 石川県の現状と課題

県土の約7割を占める森林は、木材生産のみならず、水源の涵養、県土の保全、緑とのふれあいの場の提供、さらには地球温暖化防止、生物多様性保全など様々な働きが県民から期待されています。しかしながら、木材を生産しながら森林を守り育ててきた林業は、採算性の低下など厳しい状況にあり、間伐などの手入れや管理がなされずに放置されたままの森林が増加するなど、県民生活の安全・安心に関わる森林の公益的機能の低下が懸念されています。

一方、木材の循環利用を通じて、適切な森林整備に寄与する木材産業については、品質の確かなものを安定的に供給することが求められています。

課題1 成熟し、本格的な利用期を迎える人工林

県内的人工林の約7割が収穫適期を迎え、木材資源が充実しつつある一方で、依然として手入れを必要とする森林が存在しています。また、不明な森林境界や森林所有者の高齢化等、集約化を進める上で多くの課題を抱えています。

課題2 森林の保全による県土の保全の必要性

本県は、地質的に脆弱な地域が広く分布し、豪雨等により災害が発生しやすいことに加え、森林病害虫や冬季の風雪などにより荒廃した森林が増加していることから、県土の保全など、森林の公益的機能の維持・向上が求められています。

■ 県央地域（かほく市・津幡町・内灘町）

- ・人工林面積¹は3.6千haであり（人工林率44%）、県内の人工林の4%を占めている。
- ・素材生産量²は10.2千m³であり、県内の7%である。
- ・生しいたけの生産量¹は県内の10%を占める。

■ 中能登地域（七尾市・羽咋市・志賀町・宝達志水町・中能登町）

- ・人工林面積¹は26.1千haであり、人工林率が51%と高く、県内全体の26%を占める。
- ・素材生産量²は22.4千m³で県内の15%である。

■ 奥能登地域（輪島市・珠洲市・穴水町・能登町）

- ・人工林面積¹は42.5千haであり、人工林率が51%と高い。民有林面積は県内の33%（人工林は43%）を占め、県内で森林資源が最も豊富な地域である。
- ・古くからアテ沢伐林施業が行われてきた林業地であり、アテ林の面積は県内の大部分を占める。
- ・素材生産量²は53.6千m³で、県内の35%を占めている。
- ・里山林の整備やグリーン・ツーリズム、農家民宿等を組み合わせた先駆的な里山の利用保全の取組みがみられる。
- ・しいたけや木炭など特用林産物の生産が多く、特に、乾しいたけやまつたけは県内の9割以上の生産¹を占める。

¹平成29年度実績

²平成29年実績

2 前期計画の実行結果と評価

前期地域森林計画（計画期間：平成27年度～令和7年度）の前年5か年（平成27年度～令和元年度）における計画量と対する実行結果は次のとおりです。

（1）伐採立木材積

主伐については、木材価格の低迷により森林所有者の収益が確保できず、伐採の同意取得が進んでいないこと等から、計画量の34%にとどまっています。

間伐については、施行地あたりの労力が大きいこと等から、計画量の41%にとどまっています。

単位 材積：千m³ 実行歩合：%

主伐／間伐	計 画	実 行	実行歩合
主伐	523	177	34%
間伐	1,183	487	41%
計	1,706	664	39%

（2）間伐面積

（1）のとおり、間伐面積の達成率は41%にとどまっています。

単位 面積：ha 実行歩合：%

計 画	実 行	実行歩合
16,895	6,958	41%

（3）人工造林・天然更新別の造林面積

造林面積に関しては、主伐が少ないとから計画を下回る結果となっています。

単位 面積：ha 実行歩合：%

人工造林			天然更新			合計		
計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
878	221	25%	3,423	831	24%	4,301	1,052	24%

（4）林道の開設及び拡張の数量

林道の開設及び拡張の数量については、森林整備量の減少などにより計画量の43%にとどまっています。

単位 開設：km

区 分	開設延長		
	計 画	実 行	実行歩合
基幹路網	47	21	43%

(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画

保安林の指定状況については、保健、風致の保存等のための保安林が100%、水源涵養^{かんよう}のための保安林が87%とほぼ計画どおりに進んでいます一方で、災害防備のための保安林が60%と計画量を下回っています。

また、治山事業の実績数量は計画どおりとなっています。

ア 保安林の種類別面積

単位 面積：ha 実行歩合：%

	計 画	実 行	実行歩合
総数（実面積）*	20,789	16,345	79%
水源涵養 ^{かんよう} のための保安林	12,582	10,975	87%
災害防備のための保安林	7,100	4,264	60%
保健、風致の保存等のための保安林	6,193	6,193	100%

*総数欄は、二つ以上の目的を達成するために重複して指定される保安林があるため、内訳の合計に一致しない。

イ 治山事業の数量

単位 箇所 実行歩合：%

計 画	実 行	実行歩合
89	89	100%

第3. 計画樹立にあたっての石川県の基本的考え方

石川県では、平成23年3月に「いしかわ森林・林業・木材産業振興ビジョン2011」を策定し、森林・林業関係者やNPO、企業などの幅広い関係者の参加のもと、令和2年度の（いしかわ森林・林業・木材産業振興ビジョン2011の重点戦略より）

2. 施策の概要



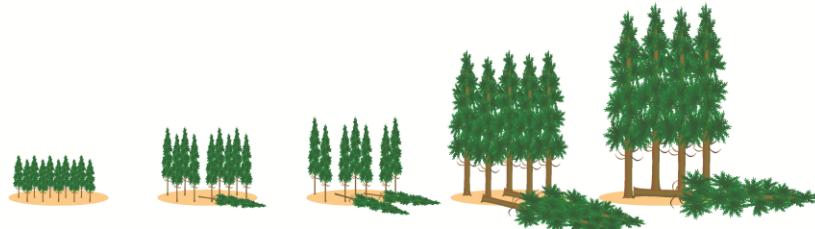
県産材供給量を30万m³とすることを目標に、森林・林業・木材産業が抱える現下の課題解決に向けた、4つの重点戦略を立案し、地域森林計画の樹立にあたっての石川県の基本的考え方としています。



(いしかわ森林・林業・木材産業振興ビジョン2011の重点戦略より)

県産材供給目標の試算の考え方

森林施業体系のイメージ



齢級	1齢級	3齢級	5齢級	8齢級	10齢級～	12齢級
施業種	新植	除伐	第1回間伐	第2回間伐		第3回間伐 小面積皆伐



根元から梢端まで含めた全幹集材

利用間伐(経済林) 166,000m ³			主伐
第1回間伐 (297ha) 2,000m ³	第2回間伐 (940ha) 37,000m ³	第3回間伐 (1,475ha) 127,000m ³	小面積皆伐 (200ha) 134,000m ³
300,000 m³			
規格別出材量			
末口径 10cm未満 根曲り部材 39,400m ³	末口径 10cm以上 23,700m ³	末口径 14cm以上 84,200m ³	末口径 18cm以上 152,700m ³

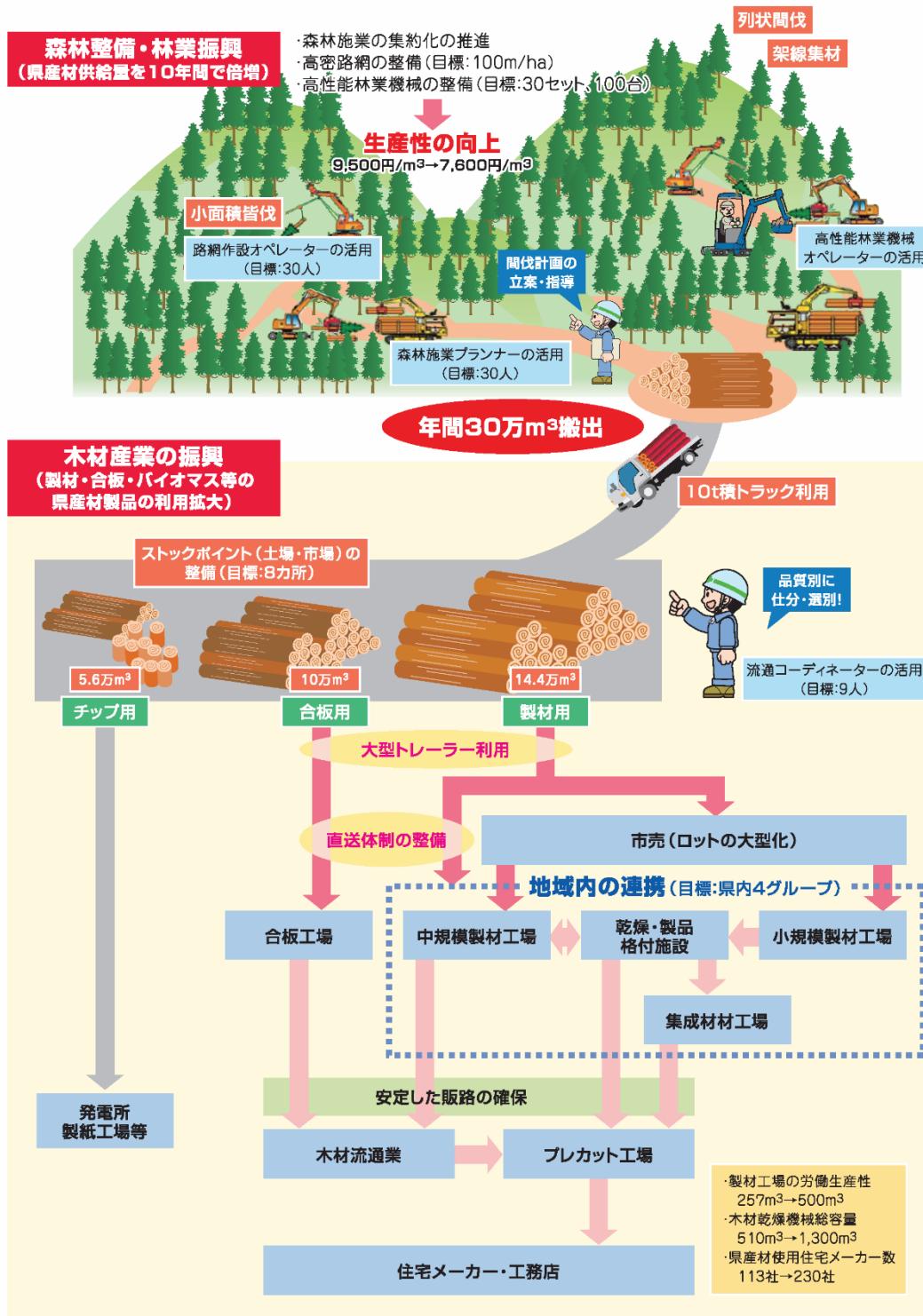


供給量 (林業生産)

区分	県内需要				県外移出
	製材用	合板用	チップ・バイオマス用	製材用	
県内産材 (280千m ³)	124千m ³ (内22千m ³ はラミナ用)	100千m ³	製紙用 26千m ³	エネルギー利用 30千m ³	県外移出 20千m ³
県外産材 (126千m ³)	26千m ³	100千m ³	0m ³	0m ³	
合計 (406千m ³)	150千m ³	200千m ³	26千m ³	30千m ³	

需要量 (木材加工)

望ましい生産・流通・加工のイメージ



第4. 能登森林計画区における方針

「いしかわ森林・林業・木材産業振興ビジョン2011」の方針を踏まえ、能登森林計画区においては、豊富な人工林資源を有することから、施業の集約化と路網整備による利用間伐の推進に加えて、主伐から育林に要するコストの低減等により主伐・再造林による資源の循環を確実なものとすることで、原木の安定供給体制を構築できるよう努めます。同時に、生物多様性の保全等、森林の公益的機能を発揮させていくための適切な森林の整備及び保全を推進することとしています。

また、世界農業遺産にも認定された能登地域には本県を代表する里山里海地域が広がり、付加価値の高い特産品の開発が進んでいることから、地域の特色を活かした里山資源の活用により、里山の利用・保全に取り組むこととしています。

アテ林業と能登ヒバの利用促進

石川県の県の木であるアテは、能登半島で古くから造林樹種として用いられているヒノキ科の針葉樹で、標準和名はヒノキアスナロ（学名 *Thujopsis dolabrata var.Hondae*）といいます。

アテは、耐陰性が高く、枝から発根しやすい等の特徴を持ちます。これらの性質を活かして、能登半島の一部地域では、成木を単木的に伐採する択伐と林間への挿し木等による独自の施業により、集落の周りにアテ林を育成してきました。近年では、苗木の生産方法も確立され、病虫害への対策の研究も進むなど、将来のアテ林業の発展に向けた取り組みがなされています。

能登ヒバは、石川県産のアテ材の流通名で、他の樹種に比べて優れた性質を持ち、ヒノキと同様に高級建築材として人気があり、スギよりも高値で取引されています。



挿し木や、地面に接した枝からの発根(伏条更新)により複層林が作られる



能登ヒバは独特的な光沢や芳香を有し、強度や耐湿性にも優れている



香りや風味が良く、肉厚で食べごたえがある「のとてまり」
(左:のとてまり,右:一般的のしいたけ)



発生したしいたけの芽に一つずつ袋をかけ、1ヶ月ほどかけて成長させる

原木しいたけ「のとてまり、のと115」のブランド戦略

「のとてまり」は、奥能登地域で栽培される原木生しいたけで、傘の直径が8cm以上、厚さが3cm以上、巻き込み1cm以上の大型しいたけです。

平成22年にしいたけ生産者、JA関係者、市場関係者、県・市町等による「奥能登原木しいたけ活性化協議会」を設立し、生産と販売が一体となった取り組みを行うことで、ブランド化を推進してきました。

平成30年の初競りでは1箱当たり20万円で競り落とされるなど、石川の冬の風物詩として定着してきています。

また、栽培に使用する原木には、石川県内で伐採したコナラなどの広葉樹が使われています。

第2章 計画事項（共通編）

第1. 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の基本的な考え方

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全、地球温暖化の防止に果たす役割や近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化、また急速な少子高齢化と人口減少等の社会的情勢の変化を考慮し、市町村森林整備計画で定めるゾーニングに応じて、適正な森林施業の面的な実施や森林の保全を図る。

具体的には、森林の諸機能が発揮される場である「流域」を基本単位として、それぞれの森林について、森林資源の状況や地域の自然条件、社会的要請等を総合的に勘案の上、期待される機能を次の7種類に区分し、各機能に応じた森林の適切な施業を実施する¹。

森林の有する機能 ²	森林の望ましい姿	具体的な施業
水源涵養機能 かん	<ul style="list-style-type: none">下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすぎ間に富んだ浸透、保水能力の高い森林土壌を有する森林必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林	<ul style="list-style-type: none">適切な保育・間伐の促進手入れ不足人工林の針広混交林化伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散保安林の指定及び適切な管理
山地災害防止機能／ 土壌保全機能	<ul style="list-style-type: none">下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林	<ul style="list-style-type: none">適切な保育・間伐の促進手入れ不足人工林の針広混交林化伐採に伴う裸地面積の縮小・分散保安林の指定及び適切な管理溪岸の浸食防止や山脚の固定等に必要な谷止や土留等の施設の設置
快適環境形成機能	<ul style="list-style-type: none">樹高が高く枝葉が多く茂っている等遮へい能力が高く、騒音や風等の諸被害に対する抵抗性が高い森林汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されている森林	<ul style="list-style-type: none">森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進保護及び適切な利用の組み合わせに留意した、適切な保育・間伐等生活環境の保全のための保安林の指定及び適切な管理防風・防潮や景観の創出
保健・レクリエーション機能	<ul style="list-style-type: none">観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林国民の保健・教育的利用等に適した森林	<ul style="list-style-type: none">森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進保健のための保安林の指定及び適切な管理自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図る等の多様な森林整備
文化機能	<ul style="list-style-type: none">潤いある自然景観や歴史的風致を構成する森林	<ul style="list-style-type: none">美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進風致のための保安林の指定及び適切な管理

¹ 森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類等により発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

² これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属性のない機能であることに留意する必要がある。

生物多様性保全機能	・森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されている森林	・森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進 ・保護及び適切な利用の組み合わせに留意した、適切な保育・間伐等 ・生態系として重要な森林の適正な保全 ・手入れ不足人工林の針広混交林化 ・野生動植物のための回廊の確保
木材等生産機能	・県民生活に不可欠であり、再生可能資源として重要性が高まりつつある木材等林産物を、持続的安定的かつ効率的に供給する森林	・森林の健全性を確保 ・木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐の実施 ・施業の集約化、路網整備の促進及び機械化を通じた効率的な木材生産体制の整備

2 森林の整備及び保全の目標

森林の整備及び保全の推進に当たっては、1に定める「森林の整備及び保全の基本的な考え方」や、第1章第4「能登森林計画区における方針」を踏まえ、特に以下の事項に留意して、計画的に推進することとする。

- かん
 - ・水源の涵養や山地災害の防止、生物多様性の保全等、森林の多面的機能の維持増進のために必要な間伐等の実施、適確な更新の確保、治山対策の推進を図る。
 - ・ブナ林、渓畔林、照葉樹林等の自然植生の保存に努める。
 - ・自然条件等に応じた針広混交林化や複層林化の推進により多様で健全な森林への誘導を図る。
 - ・手入れが行き届かない人工林の解消に努める。
 - ・里山林の利用保全を推進する。
 - ・県民の生活環境を保全する海岸林の再生を推進する。
 - ・森林病害虫や野生動物による森林被害の防止を図る。
 - ・木材等生産機能を期待する森林における施業集約化、路網整備の推進、計画的な利用間伐に加えて、主伐と植栽による確実な更新を推進する。

また、森林の諸機能発揮に向けた森林の誘導の考え方については、育成のための人為³の程度、单層・複層という森林の階層構造に着目し、次の3つに分類して示す。

森林	施業の方針	実施すべき伐採及び更新の方法
育成单層林	保育・間伐の積極的な推進、広葉樹林化、針広混交林化	森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持する施業
育成複層林	人為と天然力を適切に組み合わせた計画的かつ多様性に富む整備	森林を構成する林木を択伐 ⁴ 等により部分的に伐採し、一定の範囲又は同一空間において複数の樹冠層 ⁵ を構成する森林として人為により成立させ維持する施業
天然生林	天然力を活かした的確な保全及び管理	主として天然力を活用 ⁶ することにより成立させ維持する施業（天然生林施業）。この施業には、国土の保全、自然環境の保全、種の保全等のための禁伐等を含む。

³「人為」とは、植栽、更新補助（天然下種更新のための地表のかきおこし、刈払い等）、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したもの。

⁴「択伐」とは、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うもの。

⁵「複数の樹冠層」は、林齡や樹種の違いから林木の高さが異なることにより生ずるもの。

⁶「主として天然力を活用」は、自然に散布された種子が発芽して生育することを主体とするもの。

これらの森林の誘導について、計画期間において到達、保持すべき森林資源の状態の計画量を第3章第2（3-1ページ）のとおり定める。

3 その他の事項

前項の目標を達成するための方策として、1に示す各機能に応じた施業のほか、以下の取り組みを実施する。

ア 森林の保護・保全に関する施策

保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策等森林の保護・保全対策等を推進する。

イ 樹種・品種の転換に関する施策

造林樹種として少花粉スギ・無花粉スギやカラマツへの転換等、樹種・品種の転換に関する施策を推進する。

ウ 林道等路網の整備

林道は、効率的な森林施業、森林の適正な管理経営に欠くことのできない施設であり、農山村地域の振興にも資することから、計画的に整備を進め、路網と高性能林業機械を組み合わせた低成本で効率的な作業システムの普及及び定着を図るとともに、施業の集約化に努める。

エ 森林情報及び施業情報の把握

森林施業の実施状況を的確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や、森林GISの効果的な活用を図る。

第2. 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

森林所有者等の行う森林施業の規範となる市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、市町内の気候、地形、土壤等の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業方法の規制の有無、木材需要等を勘案して計画事項を定める。

なお、伐採にあたっては、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な方法を定め、その方法を勘案して行うこととする。特に、伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとする。

（1）主伐に関する指針

ア 育成単層林施業（皆伐）

適した施業地・・・傾斜が急なところ、風害、雪害等の気象害の恐れがあるところは避け、確実に林地の更新が図られるところについて行う。特に、人工造林を実施する箇所又は気候等の自然条件からみて森林の造成が確実である箇所について行う。

伐採面積・・・・・林地の保全及び公益的機能を考慮して、1箇所あたりの伐採面積を適切な規模とするとともに、伐採箇所についても努めて分散を図ることとする。また、林地の保全、落石等の防止、風害、雪害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置する。

天然更新・・・・・アカマツ等の森林であって、天然下種更新が確実な林分及びコナラ、クヌギ等の森林であって、ぼう芽による更新が確実な林分を対象とする。また、1箇所あたりの伐採面積及び伐採箇所は人工造林の場合に準するが、天然下種更新の場合には、更新を確保するため伐区の形状、母樹の保存等について配慮し、ぼう芽更新の場合は、優良なぼう芽を発生させるために10～3月の間に伐採する。

主伐の時期・・・・・地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮し、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、多様化及び長期化を図ることとし、多様な木材需要に対応した林齢で伐採する。

イ 育成複層林施業

適した施業地・・・気候等の自然条件、林業技術体系等からみて、人為と天然の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られるところについて行う。

立木の伐採・・・・・伐採にあたっては一定の立木材積を維持するものとし、特に択伐による場合は、材積にかかる伐採率を30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては、40%以下）に抑えるようにする。

混交林への誘導・・・特に手入れ不足人工林の公益的機能を確保する目的で育成複層林施業を実施する場合には、下層木の植栽・育成等の障害となる林木等に対して、本数率で40%以上を目安とし伐採を行い、針広混交林に誘導する。

ウ 天然生林

適した施業地・・・気候等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られるところについて行う。

立木の伐採・・・・「育成単層林施業」及び「育成複層林施業」に準する。

その他の事項・・・国土の保全、自然環境の保全、種の保存のために禁伐その他の施業を行う必要がある森林については、その目的に応じて適切な施業を行う。

(2) 立木の標準伐期齢⁷に関する指針

標準伐期齢は、市町内の主要樹種毎に下表に示す林齢を基礎として、平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して市町村森林整備計画で定める。

針葉樹の基準

樹種	スギ	ヒノキ	マツ	カラマツ	アテ	モミ	その他針葉樹
標準伐期齢	45	50	40	40	50	50	50

広葉樹の基準

樹種	用材林の広葉樹	薪炭・キノコ原木林等の広葉樹
標準伐期齢	65	15~25

2 造林に関する事項

森林所有者等の行う森林施業の規範となる市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、市町内の気候、地形、土壤等の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業方法の規制の有無、木材需要等を勘案して計画事項を定める。

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

また再造林の低コスト化を推進するため、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとする。

加えて、花粉の少ない森林への転換を図るため、花粉症対策に資する苗木の植栽、針広混交林への誘導に努めることとする。

ア 造林樹種に関する指針

造林樹種は適地適木を旨として、森林の自然条件、地域における造林樹種の需給動向及び木材の利用状況等を勘案して定めるものとする。

⁷標準伐期齢は、地域の標準的な主伐の林齢として定められるものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務づけるものではないことに注意。

なお、人工造林の対象樹種はスギ、ヒノキ、アテ、カラマツ、モミ、マツ、キリ、クヌギ、コナラ、ウルシ、ケヤキ、キハダを主体に定めるものとする。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

(ア) 人工林の植栽本数

植栽本数は、主要樹種について、下表の植栽本数を基礎として、自然条件とそれぞれの樹種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向等を勘案し、健全な森林の成立が見込まれる範囲の本数を仕立て方法別に定める。

単位 本/ha		
樹 種	仕立て方法	植栽本数
スギ／ ヒノキ	密仕立て	3,000
	中仕立て	2,500
	疎仕立て	1,500～2,000
ア テ	密仕立て	2,500
	中仕立て	2,000
	疎仕立て	1,500
マ ツ*		2,300～3,500
コナラ／ クヌギ		2,000～5,000
ケヤキ		3,000～6,000

*マツは、海岸林以外での植栽本数を示している。

(イ) 造林の標準的な方法

① 地拵え

伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理することや、林地の保全に配慮する。

② 植栽

気候、その他自然条件、既往の根付け方法等を勘案して根付け方法を定めるとともに、適期に根付けること。また、コンテナ苗の活用や伐採との一貫作業システムによる植栽の導入に努めることとする。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間の指針

森林の公益的機能の維持及び早期回復を確実にするために、人工造林を伴うものにあっては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新する。また、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を図るものとする。

(2) 天然更新⁸に関する指針

天然更新は、気候、地形、土壤等の自然条件及び林業技術体系からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとする。

⁸天然更新には、主に実生（種子から発芽した稚樹）による更新を期待する天然下種更新と主に根株からの更新を期待するぼう芽更新がある。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新の対象樹種については、次の表に沿って、市町村森林整備計画で定めることとする。

天然更新の対象樹種	ナラ類、ブナ、カシ類、クリ、ケヤキ、エノキ、トチノキ、カツラ、ホオノキ、ミズキ、ハリギリ、シデ類、カンバ類、サクラ類、クルミ類、カエデ類、タブノキ、モチノキ、スキ、ヒノキ類、マツ類、モミ類など高木性の樹種を基本とする。 ただし、ヤナギ類、ハンノキ類、ヤシャブシ類、ウルシ、ハゼノキ、アカメガシワ、カラスザンショウなどの先駆性樹種も含めた幅広い樹種を対象とする。
うち、ぼう芽による更新が可能な樹種 ⁹	ナラ類、ブナ、カシ類、クリ、ケヤキ、エノキ、カツラ、ホオノキ、シデ類、サクラ類、カエデ類、ヤナギ類、ハンノキ類、ヤシャブシ類、ウルシなど

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

樹種に応じて不用木の除去、地がき（天然下種更新）、ぼう芽整理（ぼう芽更新）等の更新補助作業を行い、発生した稚樹の生育を促進するための刈り出しを行うほか、更新の不十分な箇所には植込みを行うこと。

また、更新完了の成否は県が定める天然更新完了基準（附属資料参照）により判断し、更新が完了しない場合には、上記手法等により確実な更新を図るものとする。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間を定める。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

市町村森林整備計画において、主伐後に人工造林を行わなければならない区域として設定するものとする。設定にあたっては、ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の分布状況、天然更新に必要な更新樹種の立木の生育状況、林床や地表の状況、病害虫及び鳥獣害の発生状況、周辺の森林における主伐後の天然更新の状況等を勘案して、天然更新が期待できない森林を対象とする。

3 間伐及び保育に関する事項

森林所有者等の行う森林施業の規範となる市町村森林整備計画の策定にあたっては、次の事項を指針として、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、間伐、保育の実施状況等を勘案して計画事項を定める。

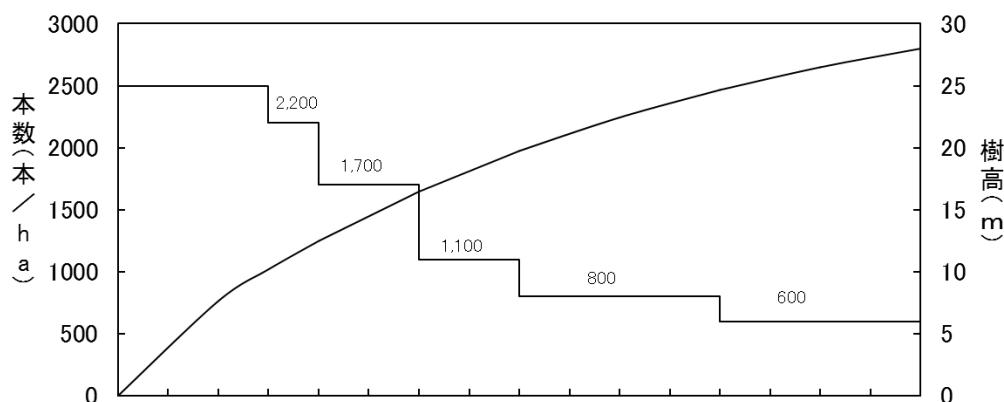
(1) 間伐及び保育に関する基本的事項

ア 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利活用の向上を図るため、次の図表に示す内容を基礎とし、既往における間伐の方法を勘案して、林木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法、その他必要な事項を定める。

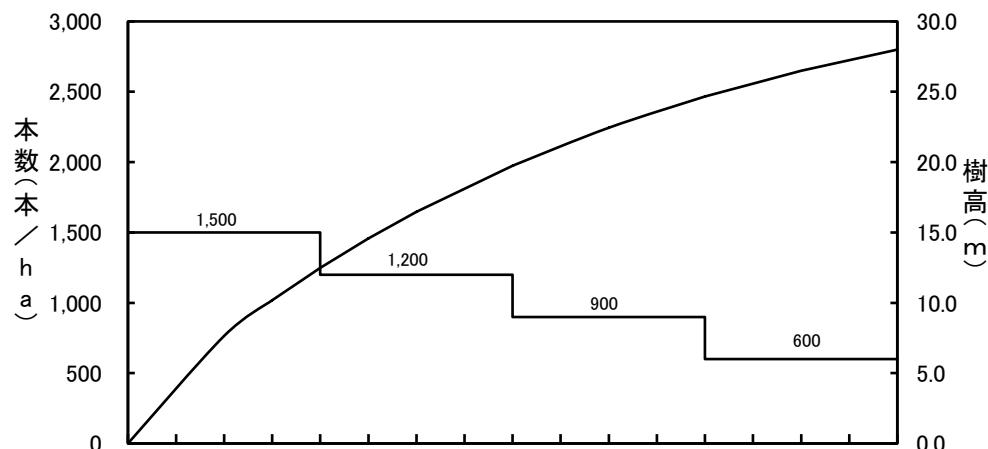
⁹ただし、高齢林はぼう芽力が弱まることに留意する必要がある。

スギ80年伐期施業（大径材生産、2,500本/ha植栽の例¹⁰⁾）



見込み	林齢	0	10	20	30	40	50	60	70	80	
	樹高(m)	0	8	13	17	20	22	25	27	28	
除間伐基準	胸高直徑(cm)	0	11	16	20	25	30	31	36	37	
	材積(m ³ /ha)		116	212	300	462	553	622	750	763	853
除間伐基準	除間伐年			15	20	30	40		60		
	間伐本数(本)			300	500	600	300		200		
除間伐基準	間伐率(%)			12	23	35	27		25		
	間伐木の選定方法 ¹¹⁾										

スギ再造林低コスト施業のモデル（1,500 本/ha 植栽の例¹⁰⁾）

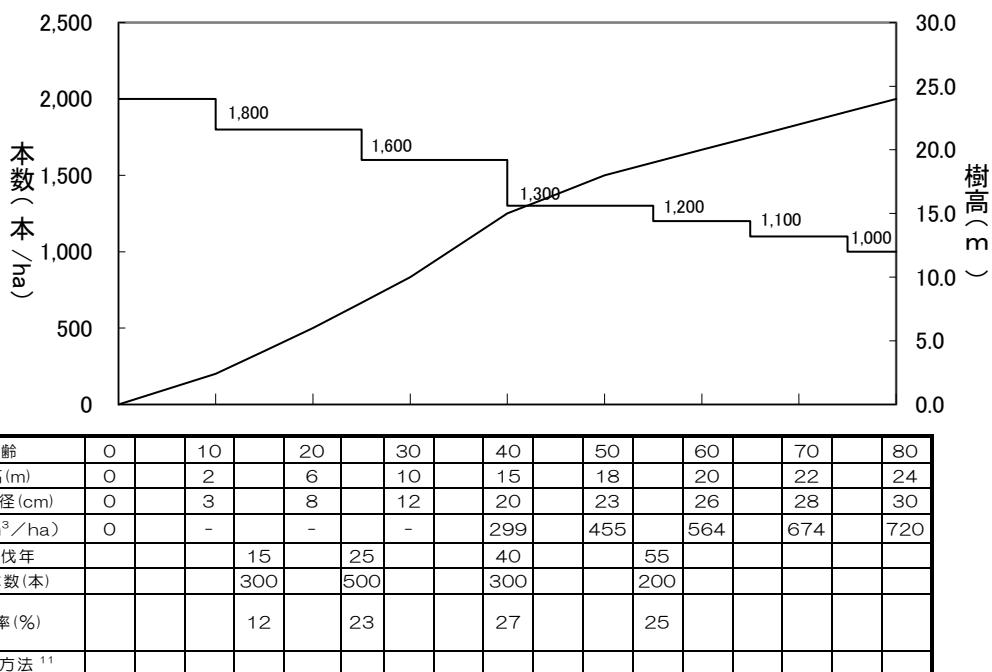


見込み	林齢	0	10	20	30	40	50	60	70	80
	樹高(m)	0	8	13	17	20	22	25	27	28
除間伐基準	胸高直徑(cm)	0	13	18	22	24	29	30	36	37
	材積(m ³ /ha)		85	252	400	573	654	786	763	853
除間伐基準	除間伐年			20		40		60		
	間伐本数(本)			300		300		300		
除間伐基準	間伐率(%)			20		25		33		
	間伐木の選定方法 ¹¹⁾									

¹⁰⁾ いしかわ森林・林業・木材産業振興ビジョン 2011 を参照。

¹¹⁾ 間伐木の選定方法は、不良木の除去と林木の適正配置により森林全体としての健全な育成をはかることを基本とし、同時に間伐木の利用に配慮して選定する。

アテ80年伐期施業（柱材生産、2,000本/ha植栽の例¹²⁾



イ 保育の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、下表に示す内容を基礎とし、既往における保育の方法を勘案して、時期、回数、作業方法その他必要な事項を定める。

作業種	林齢 樹種	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17以上	摘要
補植	全樹種		■																
倒木おこし	スギ/ヒノキ		■	■	■	■	■	■	■	■									
	ア テ																		現地の積雪深等必要に応じて実施する。
保残木処理	ア テ			■															
下刈	全樹種		■	■	■	■	■	■											適宜短縮する。
つる切／除伐	スギ/ヒノキ									■	■								
	ア テ												■						
枝打ち	ス ギ																		1回目：10年生前後（樹高5m程度） 2回目：25年生前後（樹高9m程度） 3回目：30年生前後（樹高15m程度）
	ヒノキ/アテ																		1回目：12年生前後（樹高4m程度） 2回目：25年生前後（樹高9m程度） 3回目：35年生前後（樹高13m程度）

(2) 間伐及び保育の低コスト化に関する事項

- ア 下刈りについては、苗木の生育や下草の繁茂の状況に応じて、適宜前項（1）イの規準よりも期間を短縮するほか、隔年で実施するなど、低コスト化に努めるものとする。
- イ 枝打ちについても、生産目標に応じて、適宜前項（1）イの規準よりも回数を減ずることができる。

¹²石川県アテ林分密度管理図（石川県）を参照。

(3) その他間伐及び保育に関する必要な事項

- ア 保育、間伐等により人為を加えることによって複数の樹冠層を構成する森林へ誘導することが可能である次の場合は積極的に育成複層林施業を導入するよう留意することとする。
 - (ア) 人工林（育成単層林）内に既に天然木が生育しており、間伐、保育等により天然木の占める割合（材積歩合又は面積歩合）が25%以上占め、複数の樹冠層を構成する森林として成林できる場合。
 - (イ) 天然林（天然生林）において既に更新樹が生育しており、保育、間伐等により複数の樹冠層を構成する森林として成林できる場合。
- イ 除伐、間伐にあっては、目的外樹種であっても、その生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案して、有用なものは保存し育成すること。
- ウ 間伐の基準は、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものとする。
この範囲において、立木の過密状況が著しい人工林において、公益的機能を維持するための間伐を実施する場合には、本数間伐率30%以上の間伐を行うものとする。
- エ 市町内の間伐または保育が実施されていない森林であって、周辺の環境を著しく悪化させる事態等の発生を防止するためにこれらを実施する必要のあるものについては、災害等防止措置命令を発出するほか、必要な措置を講ずる。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

公益的機能別施業森林は、第1の1に定める森林の有する機能のうち、「水源涵養機能」、「山地災害防止機能／土壤保全機能」、「快適環境形成機能」、「保健・レクリエーション機能」、「文化機能」、「生物多様性保全機能」の別に応じて当該公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林である。

また「木材生産機能維持増進森林」は、第1の1に定める森林の有する機能のうち、木材等生産機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林である。

公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進森林の区域は、重複を認めるものとし、公益的機能の発揮に支障が生じないよう、施業方法を定める。

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準に関する指針

市町村森林整備計画の策定に当たっては、森林の所在、森林の自然条件、林道等の整備状況、既往の施業体系、森林の有する諸機能に対する地域の要請等の自然的・社会的・経済的諸条件を総合的に勘案し、森林所有者が受認し得る範囲内で、これらの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域について次表の事項を指針として設定する。

種類	区域設定の基本指針
水源涵養機能 維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> 主要河川の上流や、ダム、ため池の周辺に位置する森林 森林の機能の評価区分のうち、水源涵養機能が高である森林及びその周辺の森林 水源かん養保安林及びその周辺の森林 等
山地災害防止／ 土壌保全機能 維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> 地すべりや土砂流出の危険性が高い荒廃地等の森林 森林の機能の評価区分のうち、山地災害防止機能が高である森林及びその周辺の森林 土砂流出防止保安林、土砂崩壊防備保安林及びその周辺の森林 地すべり防止地区、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域及びその周辺の森林 山地災害危険地区（なだれ除く）及びその周辺の森林 等
快適環境形成機能 維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> 都市近郊にあって地域住民の生活に密接な関わりを持つ森林 海岸または道路の周辺にあって、風雪や飛砂、騒音や粉じん等の影響を緩和している森林 森林の機能の評価区分のうち、生活環境保全機能が高である森林及びその周辺の森林 防風、防霧、潮害防備保安林及びその周辺の森林 なだれ防止保安林、なだれ危険地区及びその周辺の森林 等
保健文化機能 維持増進森林	<p>(保健・レクリエーション機能)</p> <ul style="list-style-type: none"> 観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林 キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林 学習や林業体験等の教育的利用の場として利用されている森林 森林の機能の評価区分の保健文化機能が高であり、保健・レクリエーション機能を重視した森林及びその周辺の森林 等 <p>(文化機能)</p> <ul style="list-style-type: none"> 史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林 森林の機能の評価区分の保健文化機能が高であり、文化機能を重視した森林及びその周辺の森林 風致保安林 等 <p>(生物多様性保全機能)</p> <ul style="list-style-type: none"> 原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林 陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林 野生生物のための回廊（移動経路）として機能している森林 等

イ 施業の方法に関する指針

公益的機能別施業森林の区域内においては、当該機能の維持増進を図るため、下表の基準に従った施業方法を推進することとする。

維持増進を図る機能の種類	推進する施業方法	左の施業方法における伐採方法の基準
かん 水源涵養機能 維持増進森林	伐期の延長	<ul style="list-style-type: none"> 標準伐期齢に10年を加えた林齢に達するまでは主伐を行わないこと 伐採後の更新未完了の区域が連続して20haを超えないこと
その他の公益的機能別施業森林	長伐期施業	<ul style="list-style-type: none"> 標準伐期齢のおおむね2倍の林齢に達するまでは主伐を行わないこと 伐採後の更新未完了の区域が連続して20haを超えないこと
	抾伐以外の方法による複層林施業	<ul style="list-style-type: none"> 標準伐期齢における立木材積の1/2以上の立木材積を常に維持すること 伐採率が70%以下であること
	抾伐による複層林施業	<ul style="list-style-type: none"> 標準伐期齢における立木材積の7/10以上の立木材積を常に維持すること 伐採後の更新を天然更新による場合は、伐採率が30%以下であること 伐採後の更新を人工造林による場合は、伐採率が40%以下であること
(保健・レクリエーション機能、文化機能のみ)	特定広葉樹育成施業	<ul style="list-style-type: none"> 特定広葉樹の標準伐期齢における立木材積が確保されること それ以外の樹種の成長量を標準伐期齢に達した時の立木材積の1/2を超えた材積に応じて補正した材積以上

かん
水源涵養機能維持増進森林は、次表のいずれかに該当する森林であり、伐期の延長とともに伐採面積の規模を縮小する施策を推進する。

かん 水源涵養機能 維持増進森林	<p>(ア) 地形について</p> <ul style="list-style-type: none"> a 標高の高い地域 b 傾斜が急峻な地域 c 谷密度の大きい地域 d 起伏量の大きい地域 e 渓床又は河床勾配の急な地域 f 掌状型集水区域 <p>(イ) 気象について</p> <ul style="list-style-type: none"> a 年平均又は季節的降水量の多い地域 b 短時間に強い雨の降る頻度が高い地域 <p>(ウ) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 大面積の伐採が行われがちな地域
------------------------	--

山地災害防止／土壤保全機能維持増進森林、快適環境形成機能維持増進森林又は保健文化機能維持増進森林において、人家、農地、森林の土地又は道路その他の施設の保全、生活環境の保全及び形成、又は自然環境の保全及び形成並びに保健・教育・文化的利用のため、次表に示す条件のいずれかに該当する森林の場合は、複層林施業を推進することとする。このうち、特に当該公益的機能の発揮が強く求められる森林については抾伐による複層林施業を推進することとする。なお、適切な伐区の形状・配置により伐採後の林分においても当該公益的機能の確保が出来る場合には、長伐期施業を推進することも可能とする。

山地災害防止／土壤保全機能維持増進森林	<p>(ア) 地形</p> <ul style="list-style-type: none"> a 傾斜が急な箇所であること b 傾斜の著しい変移点を持っている箇所であること c 山腹の凹局部等地表流下水又は地中水の集中流下する部分を持っている箇所であること <p>(イ) 地質</p> <ul style="list-style-type: none"> a 基岩の風化が異常に進んだ箇所であること b 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所であること c 破碎帯又は断層線上にある箇所であること d 流れ盤となっている箇所であること <p>(ウ) 土壤等</p> <ul style="list-style-type: none"> a 火山灰地帯等で表土が粗じょうで凝集力の極めて弱い土壤からなっている箇所であること b 土層内に異常な滞水層がある箇所であること c 石礫地からなっている箇所であること d 表土が薄く乾性な土壤から成っている箇所であること
快適環境形成機能維持増進森林	<p>(ア) 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林</p> <p>(イ) 市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林</p> <p>(ウ) 気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林</p>
保健文化機能維持増進森林	<p>(ア) 湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林</p> <p>(イ) 紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの</p> <p>(ウ) ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林</p> <p>(エ) 希少な生物の保護のため必要な森林（伐採に限る。）</p>

保健文化機能維持増進森林のうち、特に、優れた風致を形成し、動植物の生息・生育環境を維持・創出する広葉樹の適確な育成を確保するため、特定広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合は、特定広葉樹育成施業を推進することとする。この場合、特定広葉樹とすべき樹種については、郷土樹種を主体とすること。

(2) 木材等生産機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

市町村森林整備計画の策定に当たっては、森林の自然条件、林道等の整備状況、既往の施業体系、森林の木材等生産機能の評価区分等を参考に、森林の一体性も踏まえつつ、木材等生産機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林の区域を下表の事項を指針として設定する。

機能の種類	区域設定の基本指針
木材生産機能維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> ・木材生産を目的とする人工造林により造成された森林 ・土地の生産力が高く（森林の木材等生産機能の評価区分が高い）、林木の成長が良い森林 ・路網密度が高いもしくは今後の整備計画があり、木材等の搬出に有利な森林 ・薪炭、きのこ原木、粗朶（そだ）等の用途に供されている森林 ・きのこ、山菜、その他の原材料等の生産地として利用されている森林 等

イ 施業の方法に関する指針

木材生産機能維持増進森林については、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能な資源構成となるよう努める。また計画的な主伐と植栽による確実な更新に努める。

なお、区域内において（1）の機能と重複する場合には、それぞれの公益的機能の発揮に支障がないように森林施業することとする。

（3）その他必要な事項

ア 希少な動植物の生息区域における森林施業の方法

希少な鳥類の生息環境を保全するため、生息区域における森林施業の方法について、次の点に留意する。

①営巣木確保の観点から、アカマツ、モミ、スギ等の大径木の育成、保全に努めるとともに、枯損木や折損木は、森林病害虫の防除等に支障のない限り伐採せずに保残に努める。

②「間伐等の森林整備における猛禽類への対応マニュアル」に基づき、適切な調査、施業に努める。

イ 多種多様な生物の生育・生息環境の保全

全ての森林は多種多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、間伐の実施はもとより、針広混交林化、小面積皆伐・再造林等の組み合わせにより、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されるよう努める。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

（1）林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道の開設及び改良については、傾斜等の自然条件、事業量のまとめ等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとする。

また、林道開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入する等、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、将来にわたり育成单層林として維持する森林を主体に整備を加速させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとする。

（2）効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

低コストで効率的な作業システムを展開するため、次表を目安として林道及び森林作業道を整備することとする。

比較的高い路網密度が実現される作業地では車両系作業システム¹³を採用し、急傾斜地などの路網密度が限られる作業地や、架線の架設・撤去の手間を考慮しても車両系よりも高い効率を得られるような条件の作業地では架線系作業システム¹⁴を採用することを基本とするが、土壤支持力や林床植生の状況、さらには送電線や付近の施設の存在等の条件をも考慮して決定するものとする。

¹³ 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

¹⁴ 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤーダ等を活用する。

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位 路網密度 : m/ha

区分	作業システム	路網密度
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系 作業システム	100m/ha以上
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系 作業システム	75m/ha以上
	架線系 作業システム	25m/ha以上
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系 作業システム	60m/ha以上
	架線系 作業システム	15m/ha以上
急峻地 (35° ~)	架線系 作業システム	5m/ha以上

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

育成单層林等においては、森林施業の集約化が図られる地域について、緩傾斜地・中傾斜地においては車両系を主体とする作業システムを推進するよう設定するものとする。

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

林道整備に当たっては林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道については石川県林業専用道作設指針（平成22年10月25日森管第2591号）、森林作業道については石川県森林作業道作設指針（平成23年4月1日森管第575号）による。

6 森林施業の合理化に関する事項

(1) 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施

ア 市町、森林組合等による地域協議会等の開催、普及啓発活動の促進、施業や経営の受委託の働きかけを積極的に行い、意欲ある林業経営体や林業事業体への施業・経営の集約化を図る。その際、市町による森林の土地の所有者等の情報整備・提供や、森林組合等による施業内容やコストを明示した提案型施業の普及・定着を促進するほか、面的にまとまった共有林での施業の促進を図るものとする。

イ かが森林組合で実施している「林産組合長制度」のように、森林所有者と林業事業体をつなぐ地域ぐるみの体制の整備を推進し、集団間伐等共同して行う森林施業の確実な実施を図る。

ウ 林業事業体の中で、安定的・効率的な事業実施に向けた取組に対する意欲の高い森林組合、造林事業体、素材生産事業体に焦点を当て、その育成強化を図る。

特に、地域の事業体や森林整備の実行体制の状況に応じて、意欲の高い事業体間の適切な競合関係のもと、事業連携や合併等を進めることにより、①森林組合を核とした組織、②造林事業体を核とした組織等、地域の実態に応じた効率的な組織体制の構築を図る。

工 経営意欲が低く自ら森林の施業・経営を行えない所有者の森林については、このような地域の中核的担い手組織による森林経営計画の策定を推進することにより、森林の経営の長期受委託を促進し、安定的な事業量の確保等による担い手組織の経営基盤強化や、団地的な施業の確保による低コスト化を図る。

才 森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うこと）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進するものとする。

力 森林施業の共同化等施業の合理化を推進するため、市町、農林総合事務所（林業普及指導員）、森林組合等が連携し森林所有者等への普及啓発活動を進め、森林経営計画の普及・定着を図る。

（2）林業に従事する者の養成及び確保

ア 林業に従事する者の養成及び確保については、森林組合等林業事業体における雇用関係の明確化、雇用の安定化、他産業並の労働条件の確保等雇用条件の改善を進めるとともに、事業量の安定確保、経営の多角化、合併・協業化、生産性の向上等の事業体の育成対策や、単純技能だけではなく、マネジメント能力や高性能林業機械の操作技術等多様かつ総合的な技術を有する基幹的就労者の養成等の事業とを一体的・総合的に促進する。

また、経営方針の明確化、林業経営基盤の強化による地域林業の担い手となり得る林業経営体及び林業事業体の育成、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むとともに、林業事業体への新規就業の円滑化のための支援措置を促進する。

イ 「県林業労働対策基金」の活用等により、社会保険制度、退職金共済制度への加入促進や、福利厚生施設の充実等を図り、林業事業体の就労条件の改善を推進する。

ウ 「県林業労働力確保支援センター（県林業労働対策基金）」を中心に、

- ① インターネットや求人情報誌を活用した新規参入者の募集
- ② 就業希望者への相談活動や事業体への指導
- ③ 新規就業者の養成研修の実施
- ④ 林業就業に必要な免許・資格等の取得研修や高性能林業機械の専門技術研修の実施等の取組の一層の推進を図り、林業就業者の確保と育成を図る。

エ 社会保険への加入、通年雇用等の就労条件の改善に加え、事業体への林業就業者の安全確保等の指導徹底、機械化の推進による労働負荷の軽減等を進め、林業を若者にとっても魅力ある職場とするよう努める。

オ 小規模で分散している間伐等の施業地を集団化するため、森林所有者に対する間伐等の施業の提案や地区単位に施業を推進する森林施業プランナー育成等を推進する。

（3）高性能林業機械の導入の促進

ア 人工林資源が収穫期を迎える間伐等の素材生産を効率的に行う高性能林業機械と高密度路網による低コスト作業システムの推進を図る。作業方法は、チェーンソー（伐採）→グラップル（集材）→プロセッサー（造材）→フォワーダ（積込・運搬）を標準とし、地形に応じた路網を中心とした作業システムを推進する。

- イ 民間機械メーカー等との連携により、素材生産用機械だけでなく、造林、育林用機械を含め、地形等の条件に適合し、森林施業の効率化や労働災害の減少等に資する高性能、小型及び軽量、安価な林業機械の開発導入を図る。
- ウ 素材生産部門については、素材生産事業体と森林組合等と連携を進め事業体の協同組合化等組織化を進め、高性能林業機械を活用したシステムによる効率的な素材生産が実施できる体制の構築を図る。

(4) 作業路等の整備

- ア 森林の有する機能の区分に応じた路網整備を推進する。特に、木材等生産機能維持増進森林において、林業経営の長期受委託等により施業の団地化が図られる地域等に対して、路網整備を積極的に進め、低成本林業の実現を図る。

イ 作業ポイントの設置等高性能林業機械システムに配慮した路網整備を推進する。

(5) 県産材製品の加工流通体制の強化

- ア 直送の推進、協定等による並材の定価販売の推進や販売方法の改善による販売ロットの拡大、原木市場における丸太自動選別機等の効率的な利用の推進、情報機器の整備等による情報発信機能の充実等により、原木流通の合理化を図る。
また、安定的かつ効率的な原木流通体制を図るためにストックポイント等の整備を推進する。

イ 高度化する消費者ニーズに対応した品質・性能が確かな県産材製品の安定供給を図るため、意欲の高い事業体が中心となって、協同利用の木材乾燥施設整備の推進等、木材加工流通施設の導入を推進する。

ウ 木質バイオマスの利用に当たっては、カスケード利用¹⁵を基本としつつ、未利用間伐材等の利用促進を図る。

エ 合法的に伐採されたものであることや持続可能な森林経営が営まれた森林から生産されたものであることが証明された木材・木材製品の利用の普及について、関係者一体となって推進するよう努めるものとする。

(6) その他必要な事項

- ア 山村集落等における定住条件の整備の一環として、①集落を結ぶ連絡道路、集落排水施設等の生活環境施設等の整備を進めるとともに、②山地災害から生命、財産を守る治山事業の推進や、③適切な森林整備の推進による美しい里山等の景観維持等により、豊かな自然や伝統文化等山村の特性を活かしつつ、若者にとって魅力があり、安心して暮らすことができる生活環境の整備を推進する。
- イ 原木の安定供給体制の構築のためには、効果的な市町村森林整備計画の策定・実行監理や、市町による林業専用道の開設等を進めていく必要があることから、国有林とも連携しつつ、森林総合監理士を主体とした市町への行政支援の強化を図っていくこととする。

¹⁵ カスケード利用とは、多段階での利用。木材を建材等の資材として利用した後、ボードや紙等の利用を経て、最終段階で燃料として利用することをいう。

第3. 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項（土地の形質の変更にあたって留意すべき事項）

土石の切り取り、盛土等土地の形質の変更にあたっては、森林の保全に十分留意する。安定法勾配により施工するとともに、必要に応じて法面緑化工、土留め工を設置する。また、雨水の適切な処理のための排水施設を設ける等適切な保全措置を講ずる。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林として管理すべき森林及び治山事業

保安林として管理すべき森林については、計画期末面積、計画期間内において保安林の指定または解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等並びに指定施業要件の整備を相当とする森林の面積を定める。

治山事業の実施にあたっては、山地災害による被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として推進することとする。

また、既存施設の長寿命化対策の推進を含めた総合的なコスト縮減に努めるとともに、現地の実情を踏まえ、在来種を用いた植栽・緑化など生物多様性の保全に努める。

このほか、近年の気候変動が及ぼす大規模な山地災害のリスク等も踏まえ、本県においても流木対策として、流木捕捉式治山ダムの設置や流木化するおそれのある立木の伐採等に取り組むこととする。

(2) 特定保安林の整備に関する事項

保安林の指定目的に即して機能していない森林については、特定保安林として指定するとともに、造林、保育、伐採その他施業を早急に実施する必要があると認められる森林については、要整備森林とし、実施すべき森林施業等を定める。

3 鳥獣害防止森林区域に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

市町は市町村森林整備計画において、「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）等に基づき定めた下表を方針として、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を設定するとともに、当該区域内における鳥獣害の防止の方法を定める。

区域の種類	区域の設定及び鳥獣害の防止の方法の基本指針
鳥獣害防止森林区域	<p>当該区域は、ニホンジカ、ツキノワグマ等の対象鳥獣ごとに、当該対象鳥獣により被害を受けている森林及び被害のおそれがある森林等について、その被害の状況や各種調査等に基づき、林班を単位として設定するものとする。</p> <p>当該区域内における鳥獣害の防止の方法は、地域の実情に応じて、植栽木の保護措置や捕獲等の対策を、対象鳥獣の別に定めるものとする。</p> <p>その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努めるものとする。</p>

(2) その他必要な事項

3(1)に定める鳥獣害防止森林区域においては、鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認するため、必要に応じて植栽木の保護措置実施箇所への調査・巡回、各種会議での情報

交換、区域内で森林施業を行う林業事業体や森林所有者等からの情報収集等に努めるものとする。

4 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病害虫等の被害対策の方針

保安林等の特に公益的機能の高い森林やその周辺森林について、松くい虫等の森林病害虫による被害発生の予防対策や復旧対策等を適切に実施する。

(2) 鳥獣による森林被害対策の方針

ツキノワグマ、ニホンジカ等による森林被害については、必要な予防対策の実施に加え、生息状況の調査や防護柵の設置、捕獲、監視等を関係者一体となって進める。

(3) 林野火災の予防の方針

林野火災による森林被害を未然に防止するため、春先の入山者が多い時期に林野火災予防のパトロールを行うほか、防火標識の設置やポスター等により地域住民への普及啓発を図る。

また、森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合においては、市町村森林整備計画に定める留意事項に従うこととする。

(4) その他必要な事項

県、市町及び森林組合等の林業事業体職員のほか、地域住民の協力を得ながら、森林病害虫等による被害や山火事等の早期発見に努め、適切な措置を講ずることとする。また、林業試験場を主体として森林病害虫被害や獣害の防除技術の構築に向けた試験研究を行うとともに、松くい虫やアテ漏脂病等に対する抵抗性を有する育種技術の開発を推進する。

第4 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

森林所有者等が行う森林施業の規範となる市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、自然景観等の自然条件、森林資源の構成、周辺の森林レクリエーションの利用動向等を勘案した計画事項を定める。

1 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林とは、森林の保健機能の高い森林のうち自然環境の保全に配慮し、地域の実情、利用者の動向等からみて、森林の保健機能の増進を図るために整備することが適當と認められる森林をいう。

また、対象とする森林への施業実施の担い手が存在し、森林保健施設の整備が行われる見込みがある次のような森林について設定すること。

- ア 湖沼、渓谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林
- イ 多様な樹種、林相からなり明暗、色調の変化を有する森林
- ウ 多様な樹種からなり、かつ林木が適当な間隔で配置されている森林
- エ 郷土樹種を中心として安定した林相をなしている森林
- オ 史跡、名勝等と一体となった潤いのある自然景観を構成している森林

2 その他保健機能森林の整備に関する事項

ア 保健機能森林の区域内の森林における施業方法の指針

保健機能森林に対して行う森林施業については、森林が持つ保健機能の一層の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の水源の涵養、山地災害防止等の機能の低下を補完するため、自然環境や森林の有する諸機能の保全に充分に配慮しつつ、次のような多様な施

業を実施すること。

(ア) 幼齢から老齢までの林木が存在することで自然景観等に優れた森林に対して行う伐採による施業

(イ) 裸地化の回避を行うことで公益的機能の維持を図ることができるような施業

(ウ) 公益的機能の向上に配慮した伐採年齢を長期化する施業等

なお、これらの施業の実施に当たっては、快適な森林環境の維持、利用者の利便性にも配慮して間伐及び除伐等の保育も積極的に行うこと。

また、貴重な動植物・昆虫等の生息環境の保全等のため必要がある場合は、現存の森林状態を維持する施業（法令等による制限林化等）等、その管理手法について充分に配慮すること。

イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備の指針

施設の整備に当たっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の動向等を踏まえた多様な森林保健施設（以下「施設」という。）の整備を行うとともに次の事項について考慮する。

(ア) 周囲の景観に配慮しつつ森林の状況や利用の見通し等に応じた施設整備を行うこと。

(イ) 施設全体の一体的かつ計画的な整備を行うこと。

(ウ) 四季を通じて利用可能な施設の設置に努めること。

(エ) 周辺にある既存施設との調和に配慮した整備を行うこと。

(オ) 森林の有する保健機能以外の諸機能に著しい支障を及ぼさないよう、施設の位置、規模等を適切に決定すること。

(カ) 施設の設置にあたっては防火体制、防火施設の整備並びに、利用者の安全及び交通安全、円滑な交通の確保に留意すること。

(キ) 周辺景観との調和や地域の林業・木材産業の振興を図る観点から、積極的に木造施設の導入を図ること。

また、対象森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高。すでに標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高。）を定めること。

第5. その他必要な事項

1 森林簿等の取扱いに関する事項

地域森林計画の樹立及び変更にあたり、森林計画区内の地況、林況等を調査して作成した森林簿、森林計画図及びその他必要な図面等（以下、森林簿等という。）は、施業の集約化の促進及び森林の適切な施業に欠かせない情報インフラであり、個人情報の保護に配慮しつつ、県、市町及び林業関係者において一層の利活用を図る。

このため、森林簿等の適正な管理と利用促進のための取扱いに關し必要な事項を定めた「石川県森林簿等取扱い要領」に基づき、森林簿等の更新のための情報共有等、関係市町や林業事業体等との緊密な連携に努める。

2 森林G I S及び森林に関するデータベースの整備に関する事項

施業の集約化の促進及び森林の適切な施業の実施には、森林に関する正確な情報の把握が重要であることから、森林GIS等を活用し、森林に関するデータベースの整備に努める。

森林に関するデータベースには、森林簿等のほか、林地台帳に含まれる森林所有者情報、境界情報、さらには施業履歴、林道網、保安林等の様々な情報が含まれており、業務分担を踏まえて、森林に関する情報の管理者を定め、効率的な情報の集約、更新方法を定める等連携の体制づくりに努める。

第3章 計画事項（能登森林計画区編）

第3章では、森林計画区の概況のほか、第1章で述べた石川県の基本的な指針に沿って地域森林計画を実行するために必要な、計画区内の森林の整備に関する目標等の事項を定める。

第1. 計画の対象とする森林の区域¹

区分		面積
総数		143,602
市町別内訳	七尾市	20,268
	輪島市	32,548
	珠洲市	18,093
	羽咋市	2,901
	かほく市	2,434
	津幡町	5,619
	内灘町	237
	志賀町	16,080
	宝達志水町	6,947
	中能登町	5,030
	穴水町	13,384
	能登町	20,062

第2. 森林の整備及び保全に関する基本的な事項²

計画期間において到達、保持すべき森林資源の状態

区分		現況 (平成30年度末)	計画期末 (令和11年度末)
面積	育成单層林	70,240	67,439
	育成複層林	2,362	5,162
	天然生林	65,762	65,762
森林蓄積 千m ³ /ha		363	403

¹計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。

なお、計画の対象とする森林（次の（1）の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除き、次の（2）の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。）は、次の（1）及び（2）の事項の対象となる。

- （1） 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の開発行為の許可
- （2） 森林法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出
- （3） 森林法第10条の8第1項の伐採及び伐採後の造林の届出

森林計画図の縦覧場所は、石川県農林水産部森林管理課並びに県央、中能登及び奥能登の各石川県農林総合事務所森林部及び上記市町役場とする。

²育成单層林、育成複層林、天然生林の区分については、2-2 ページ参照のこと。

第3. 森林の整備に関する事項

1 計画期間内の伐採立木材積

単位 材積：千m³

区分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	3,769	3,597	172	1,332	1,160	172	2,437	2,437	—
前半5力年の計画量	1,764	1,698	66	591	525	66	1,173	1,173	—

2 間伐面積

単位 面積：ha

区分	間 伐 面 積
総 数	34,813
前半5力年の計画量	16,790

3 人工造林・天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区分	人 工 造 林	天 然 新 更新
総 数	2,955	8,966
前半5力年の計画量	1,314	4,126

第4. 森林の保全に関する事項

1 林地の保全に特に留意すべき森林の地区の面積等

単位 面積：ha

所在 市町	面 積	留 意 す べき 事 項	備 考
七尾市	1,152.07	1 立木の伐採にあたっては、法令に基づき行い、山地災害防止機能等に支障を及ぼすことのないよう大面積の皆伐をさけること。	
輪島市	3,964.16		
珠洲市	1,629.55		
羽咋市	553.84		
かほく市	370.94		
津幡町	692.18	2 土地の形質の変更は極力行わないこととし、止むを得ず変更する場合にあっては必要最小限の規模にとどめ、必要に応じ土砂の流出、崩壊防止等の施設を設けるなど十分土地の保全に留意すること。	
内灘町	300.76		
志賀町	429.38		
宝達志水町	1,711.60		
中能登町	1,568.05		
穴水町	1,514.51		
能登町	1,201.11		
合 計	15088.15		対象森林 次の保安林 (1) 水源かん養 (2) 土砂流出防備 (3) 土砂崩壊防備 (4) 飛砂防備 (5) 水害防止 (6) なだれ防止 (7) 落石防止 (8) 魚つき

2 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保 安 林 の 種 類	面 積
総 数（実面積） ³	22,544
水源涵養のための保安林	13,457
災害防備のための保安林	7,980
保健、風致の保存等のための保安林	6,193

計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位 面積：ha

種 類	指定施業要件の整備区分				
	伐採の方法 の変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植栽の 変更面積
水源涵養のための保安林	-	-	4,817	1,090	5,337
災害防備のための保安林	-	-	434	157	434
保健・風致の保存等のための保安林	-	-	629	629	945

³総数欄は、二つ以上の目的を達成するために重複して指定される保安林があるため、内訳の合計に一致しない。

保安林の指定又は解除を相当とする森林

単位 面積：ha

指定解除の別	種類	森林の所在		面積	指定又は解除を必要とする理由
		市町村	区域		
指定	水源かん養	七尾市		175	かん 水源の涵養
		輪島市		363	
		珠洲市		385	
		羽咋市		50	
		かほく市		10	
		津幡町		50	
		志賀町		70	
		宝達志水町		25	
		中能登町		50	
		穴水町		505	
		能登町		360	
		計		2,043	
		七尾市		230	
土砂流出防備	土砂流出防備	輪島市		290	土砂の流出の防備
		珠洲市		200	
		羽咋市		35	
		かほく市		30	
		津幡町		65	
		志賀町		115	
		宝達志水町		70	
		中能登町		65	
		穴水町		120	
		能登町		245	
		計		1,465	
		七尾市		172	
		輪島市		304	
土砂崩壊防備	土砂崩壊防備	珠洲市		187	土砂の崩壊の防備
		羽咋市		25	
		かほく市		20	
		津幡町		50	
		志賀町		121	
		宝達志水町		46	
		中能登町		45	
		穴水町		82	
		能登町		255	
		計		1,307	
		七尾市		28	
		輪島市		18	
		珠洲市		24	
干害防備	干害防備	羽咋市		4	干害の防備
		志賀町		14	
		宝達志水町		4	
		穴水町		28	
		能登町		10	
		計		130	
		七尾市		10	
		輪島市		5	
なだれ防止	なだれ防止	珠洲市		4	なだれの防止
		計		19	
		七尾市		35	
		輪島市		29	
保健等	保健等	珠洲市		12	生活環境の保全及び公衆の保健休養に資するため
		羽咋市		4	
		志賀町		7	
		宝達志水町		4	
		中能登町		1	
		穴水町		7	
		能登町		6	
		計		105	
		計		5,069	

(2) 実施すべき治山事業

単位 地区

森林の所在		治山事業施工地区数		主な工種
市町村	区域	前半5か年分 の計画		
七尾市	江曾	1	0	山腹工
	大泊	1	0	渓間工・森林整備
	熊淵	1	0	渓間工
	佐々波	1	1	山腹工・森林整備
	矢田	1	1	渓間工・森林整備
	佐野	1	1	渓間工・森林整備
	万行	1	0	渓間工・森林整備
	吉田	2	2	渓間工
	塩津	1	1	山腹工
	外原	1	0	森林整備
	中島	1	0	森林整備
	二穴	1	1	山腹工
	石休場	1	0	渓間工・森林整備
輪島市	市ノ瀬	3	0	山腹工・渓間工
	大川	1	1	山腹工
	久手川	1	0	山腹工・森林整備
	野田	1	1	山腹工・森林整備
	白米	1	1	山腹工・森林整備
	惣領	1	1	森林整備
	曾々木	1	0	山腹工
	空熊	3	3	渓間工・森林整備
	寺地	1	0	山腹工
	稻屋	1	0	渓間工
	長井	2	2	森林整備
	縄又	2	0	渓間工・森林整備
	東中尾	2	0	渓間工・森林整備
	深見	5	0	渓間工・山腹工・森林整備
	房田	1	0	山腹工
	別所谷	1	1	山腹工
	浦上	1	1	森林整備
	貝喰	1	0	渓間工
	清水	1	1	山腹工・森林整備
	千代	3	3	山腹工・森林整備
	柄木	1	1	山腹工・森林整備
	中谷内	1	0	山腹工・森林整備
	樽見	1	1	山腹工・森林整備
	深見	3	1	森林整備
	南	1	1	渓間工・森林整備
	皆月	1	1	山腹工・森林整備
珠洲市	岩坂	1	1	森林整備
	粟津	1	1	山腹工
	宇都山	1	0	渓間工・森林整備
	宇治	1	1	森林整備
	大谷	2	0	渓間工・森林整備
	折戸	1	1	渓間工
	片岩	1	1	山腹工・森林整備
	上正力	1	0	山腹工
	上山	1	1	渓間工・森林整備
	唐笠	1	1	山腹工・森林整備
	北山	1	0	渓間工・山腹工・森林整備
	寺社	1	1	森林整備
	清水	1	0	渓間工
	白滝	1	1	森林整備
	出田	2	0	森林整備
	鈴内	1	0	渓間工・森林整備
	狼煙	1	0	山腹工

	鉢ヶ崎	1	1	森林整備
	二子	1	0	山腹工
	馬縄	2	1	渓間工・山腹工・森林整備
	南方	1	0	山腹工・森林整備
	南山	2	1	渓間工・山腹工
	南黒丸	1	1	山腹工・森林整備
	東山中	2	0	渓間工・森林整備
羽咋市	粟生	1	1	森林整備
	大町	1	1	渓間工・森林整備
	酒井	3	3	森林整備
	千里浜	2	2	森林整備
	本江	1	1	渓間工・森林整備
	柴垣	2	0	森林整備
	新保	1	1	森林整備
	酉釜屋	1	1	森林整備
	夏栗	2	0	森林整備
かほく市	二ツ屋	1	1	森林整備
	箕打	2	0	渓間工・森林整備
	外日角	1	0	森林整備
	遠塚	1	1	森林整備
	松浜	1	1	森林整備
	大崎	1	1	森林整備
	余地	1	1	渓間工
	上田名	1	1	森林整備
	朝日畠	1	1	森林整備
津幡町	市谷	1	0	森林整備
	牛首	1	0	渓間工
	瓜生	3	1	渓間工・森林整備
	上大田	1	0	森林整備
	種	1	0	渓間工・森林整備
	坂戸	1	1	渓間工
	俱利伽羅	1	1	山腹工
	大根布	1	1	森林整備
	西荒屋	1	1	森林整備
内灘町	宮坂	1	1	森林整備
	室	1	0	森林整備
	西海千ノ浦	1	0	森林整備
	貝田	1	1	山腹工
志賀町	大西	1	0	森林整備
	甘田	1	1	森林整備
	赤住	1	0	森林整備
	堀松	1	0	渓間工
	二所宮	1	0	渓間工
	高浜	1	0	森林整備
	長沢	1	0	森林整備
	敷浪	1	1	森林整備
	清水原	3	0	渓間工・山腹工
宝達志水町	所司原	1	0	森林整備
	下石	1	0	渓間工
	菅原	1	0	山腹工
	杉野屋	1	1	森林整備
	出浜	2	2	森林整備
	原	3	1	森林整備
	向瀬	2	2	渓間工
	聖川	1	0	渓間工
	萩市	1	0	山腹工
	東間	2	0	森林整備
	北川尻	2	2	森林整備
	米出	1	1	森林整備
	宝達	3	3	渓間工・山腹工・森林整備
	井田	1	0	山腹工・森林整備
	小竹	2	0	渓間工・森林整備

	久乃木	1	1	渓間工・森林整備
	芹川	1	0	渓間工
	原山	1	0	渓間工
	金丸	1	0	渓間工・森林整備
	良川	1	1	渓間工
穴水町	小又	1	0	山腹工・森林整備
	甲	1	1	山腹工
	川島	1	0	山腹工
	曾福	5	0	森林整備
	波志借	1	1	山腹工
能登町	小浦	1	1	山腹工
	波並	2	2	森林整備
	姫	1	1	山腹工
	武連	4	4	森林整備
	五十里	1	1	山腹工
	上町	1	1	渓間工
	北河内	1	1	渓間工・山腹工・森林整備
	野田	1	0	山腹工
	小木	2	2	山腹工・森林整備
	上	1	0	山腹工
計		187	95	

第5. その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

種類	森林の所在 市町村	面積	施業方法	
			伐採方法	その他
水源かん養 保安林	七尾市	929.38	「択伐」又は 「伐採種を定めない」	1. 人工造林または天然 更新による。 2. 人工造林における植 栽樹種 スギ、アテ、マツ ヒノキ、コナラほか
	輪島市	3,202.12		
	珠洲市	1016.10		
	羽咋市	140.79		
	かほく市	177.09		
	津幡町	615.41		
	志賀町	262.31		
	宝達志水町	1,362.15		
	中能登町	723.31		
	穴水町	1,467.85		
	能登町	1,078.19		
	計	10,974.70		

種類	森林の所在 市町村	面積	施業方法	
			伐採方法	その他
土砂流出防 備保安林	七尾市	171.62	「禁伐」又は 「択伐」又は 「伐採種を定めない」	1. 人工造林または天然 更新による。 2. 人工造林における植 栽樹種 スギ、アテ、マツ ヒノキ、コナラほか
	輪島市	690.34		
	珠洲市	559.58		
	羽咋市	337.55		
	かほく市	35.76		
	津幡町	67.90		
	志賀町	49.17		
	宝達志水町	210.13		
	中能登町	836.00		
	穴水町	30.38		
	能登町	73.07		
	計	3,061.50		

種類	森林の所在 市町村	面積	施業方法	
			伐採方法	その他
土砂崩壊防 備保安林	七尾市	33.71	「禁伐」又は 「択伐」	
	輪島市	40.18		
	珠洲市	15.76		
	羽咋市	5.72		
	かほく市	0.90		
	津幡町	8.87		
	志賀町	4.03		
	宝達志水町	21.69		
	中能登町	8.74		
	穴水町	12.95		
	能登町	26.10		
	計	178.65		

単位 面積：ha

種類	森林の所在 市町村	面積	施業方法	
			伐採方法	その他
飛砂防備保 安林	輪島市	29.54	「択伐」又は 「伐採種を定めない」	1. 人工造林または天然 更新による。 2. 人工造林における植 栽樹種 スギ、アテ、マツ ヒノキ、コナラほか
	珠洲市	31.21		
	羽咋市	68.90		
	かほく市	157.19		
	内灘町	300.76		
	志賀町	100.60		
	宝達志水町	117.63		
	計	805.83		

単位 面積：ha

種類	森林の所在 市町村	面積	施業方法	
			伐採方法	その他
防風保安林	七尾市	0.53	「択伐」又は 「伐採種を定めない」	
	輪島市	15.65		
	羽咋市	22.01		
	志賀町	87.54		
	能登町	0.21		
	宝達志水町	0.23		
	計	126.17		

単位 面積：ha

種類	森林の所在 市町村	面積	施業方法	
			伐採方法	その他
潮害防備保 安林	輪島市	61.89	択伐による	
	羽咋市	2.00		
	計	63.89		

単位 面積：ha

種類	森林の所在 市町村	面積	施業方法	
			伐採方法	その他
干害防備保 安林	輪島市	18.92	「択伐」又は 「伐採種を定めない」	1. 人工造林または天然 更新による。 2. 人工造林における植 栽樹種 スギ、アテ、マツ ヒノキ、コナラほか
	計	18.92		

単位 面積：ha

種類	森林の所在 市町村	面積	施業方法	
			伐採方法	その他
航行目標保 安林	輪島市	1.89	択伐による	
	珠洲市	7.83		
	志賀町	14.43		
	穴水町	35.22		
	計	59.37		

単位 面積：ha

種類	森林の所在 市町村	面積	施業方法	
			伐採方法	その他
保健保安林	七尾市	317.11	「禁伐」又は 「択伐」又は 「伐採種を定めない」	1. 人工造林または天然更新による。 2. 人工造林における植栽樹種 スギ、アテ、マツ ヒノキ、コナラほか
	輪島市	1,141.51		
	珠洲市	612.37		
	羽咋市	107.99		
	かほく市	78.36		
	津幡町	360.13		
	内灘町	143.23		
	志賀町	142.56		
	宝達志水町	573.39		
	中能登町	759.97		
	穴水町	651.67		
	能登町	134.40		
	計	5,022.69		

単位 面積：ha

種類	森林の所在 市町村	面積	施業方法	
			伐採方法	その他
風致保安林	七尾市	0.89	「択伐」又は 「伐採種を定めない」	
	羽咋市	2.43		
	能登町	13.55		
	輪島市	0.71		
	計	17.58		

単位 面積：ha

種類	森林の所在 市町村	面積	施業方法	
			伐採方法	その他
なだれ防止 保安林	能登町	7.95	禁伐とする	
	計	7.95		

単位 面積：ha

種類	森林の所在 市町村	面積	施業方法	
			伐採方法	その他
落石防止保 安林	七尾市	0.03	「択伐」又は 「禁伐」	
	輪島市	0.76		
	計	0.79		

単位 面積：ha

種類	森林の所在 市町村	面積	施業方法	
			伐採方法	その他
魚つき保安 林	七尾市	17.33	択伐による	
	輪島市	1.22		
	珠洲市	6.90		
	羽咋市	0.88		
	志賀町	13.27		
	穴水町	3.33		
	能登町	15.80		
	計	58.73		

単位 面積：ha

種類	森林の所在	面積	施業方法	
			伐採方法	その他
国定公園特別保護地区	七尾市	1.89	別注 ⁵ に定めるとおり	
	輪島市	84.41		
	計	86.30		

単位 面積：ha

種類	森林の所在	面積	施業方法	
			伐採方法	その他
国定公園第1種特別地域	七尾市	19.17	別注 ⁶ に定めるとおり	
	輪島市	316.01		
	珠洲市	66.88		
	羽咋市	7.81		
	志賀町	74.45		
	中能登町	21.51		
	穴水町	7.90		
	能登町	22.82		
	計	536.55		

単位 面積：ha

種類	森林の所在	面積	施業方法	
			伐採方法	その他
国定公園第2種特別地域	七尾市	967.93	別注 ⁶ に定めるとおり	
	輪島市	456.42		
	珠洲市	559.44		
	羽咋市	251.29		
	志賀町	406.46		
	宝達志水町	57.93		
	中能登町	144.29		
	穴水町	130.68		
	能登町	79.87		
	計	3,054.31		

単位 面積：ha

種類	森林の所在	面積	施業方法	
			伐採方法	その他
国定公園第3種特別地域	七尾市	637.29	別注 ⁶ に定めるとおり	
	輪島市	579.01		
	珠洲市	43.15		
	羽咋市	0.32		
	中能登町	51.04		
	穴水町	154.13		
	能登町	56.08		
	計	1,521.02		

単位 面積：ha

種類	森林の所在	面積	施業方法	
			伐採方法	その他
県自然環境保全特別地域	珠洲市	5.00	禁伐とする	自然環境保全地域の保全計画による。
	計	5.00		

単位 面積：ha

種類	森林の所在 市町村	面積	施業方法	
			伐採方法	その他
砂防指定地	七尾市	90.25	択伐による。	1. 人工造林または天然更新による。
	輪島市	203.57	当該森林の年成長率に前回の択伐の終わった日を含む伐採年度から伐採しようとする前伐採年度までの年度数を乗じて算出するものとする。(ただし、その算出された率が10分の3を越えるときは10分の3とする)	2. 人工造林における植栽樹種 スギ、アテ、マツ ヒノキ、コナラほか
	珠洲市	389.64		3. 砂防法第4条、砂防指定地管理規則第3条の規定の定めるところによる
	羽咋市	59.56		
	かほく市	23.53		
	津幡町	60.02		
	志賀町	209.93		
	宝達志水町	124.69		
	中能登町	202.61		
	穴水町	19.21		
	能登町	205.25		
	計	1,588.26		

単位 面積：ha

種類	森林の所在 市町村	面積	施業方法	
			伐採方法	その他
鳥獣保護区 特別保護地区	輪島市	114.59	別注 ⁷ に定めるとおり	
	かほく市	3.97		
	津幡町	71.68		
	志賀町	21.52		
	中能登町	56.57		
	計	268.33		

単位 面積：ha

種類	森林の所在 市町村	面積	施業方法	
			伐採方法	その他
史跡名勝天 然記念物	七尾市	4.38	禁伐とする	
	輪島市	41.80		
	珠洲市	13.54		
	羽咋市	7.30		
	かほく市	0.36		
	志賀町	3.08		
	宝達志水町	3.27		
	中能登町	264.06		
	能登町	1.73		
	計	339.52		

種類	森林の所在 市町村	面積	施業方法		単位 面積: ha
			伐採方法	その他	
急傾斜崩壊危険地区	七尾市	100.96	択伐による。	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条に定めるところによる。	
	輪島市	101.44	当該森林の年成長率に前回の択伐の終った日を含む伐採年度から伐採しようとする前伐採年度までの年度数を乗じて算出するものとする。		
	珠洲市	16.00	ただし、その算出された率が10分の3を超えるときは10分の3とする)		
	かほく市	3.73			
	津幡町	32.16			
	志賀町	0.39			
	宝達志水町	17.60			
	中能登町	0.35			
	穴水町	9.48			
	能登町	113.85			
	計	395.96			

⁵特別保護地区における制限

特別保護地区内の森林は原則として禁伐とする。ただし、学術研究その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病害虫の防除・防災・風致維持その他森林の管理として行われるもの又は測量のため行われるものはこの限りでない。

⁶特別地域における制限

1 第一種特別地域

第一種特別地域の森林は原則として禁伐とする。ただし、1のただし書きに掲げるもののほか、以下の各号の定める要件に該当するものは、風致維持に支障のない限り単木択伐法を行うことができる。

- イ 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が該当区分の現在蓄積の10%以内であること。
- ロ 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が、標準伐期齢に見合う年齢に10年を加えたもの以上であること。

2 第二種特別地域

イ 第二種特別地域の森林の施業は、択伐法によるものとする。ただし、風致の維持に支障のない限り皆伐法によることができる。

ロ 国定公園及び県立自然公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く）は、原則として単木択伐法によるものとする。

ハ 伐期齢は標準伐期齢に見合う年齢以上とする。

ニ 択伐率は用材林においては、当該森林の年成長率に前回の択伐の終った日を含む伐採年度から、伐採しようとする伐採年度の前年までの期間を乗じて算出するものとする。ただし、その算出された率が10分の3を超えるときは、10分の3とする。また薪炭林においては60%以内とする。

ホ 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合は、環境部長が、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。

ヘ 特に指定した風致樹については、保育及び保護に努めること。

ト 皆伐法に上の場合はその伐区は次のとおりとする。

A 一伐区の面積は2ヘクタール以内とする。但し、疎密度3より多く保残木を残す場合、又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。

B 伐区は更新後5年以上経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区はつとめて分散させなければならない。

3 第三種特別地域

第三種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

⁷鳥獣保護区特別保護地区における施業要件

1 伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖または安全に支障があると認められるものについては、伐採種は択伐とし（その程度が特に著しいと認められるものについては禁伐）、他の森林にあたっては、伐採種は定めない。

2 地域森林計画の初年度以降5年間に当該計画にかかる特別保護地区内において皆伐できる面積の限度は、当該特別保護地区内の皆伐区域面積を標準伐期齢に相当する数で除して得た面積の5倍とする。

3 保護施設を設けた樹木および鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹木は禁伐とする。

2 林道の開設及び拡張に関する計画

開設すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

単位 延長：km 面積：ha

位置（市町・地区）	路線名	種類	区分	延長	利用区域面積	前半5カ年の 計画箇所
珠洲市	折戸町	木ノ浦線	自動車道	林業専用道	—	10ha ○
	宝立町	加護線	自動車道	林業専用道	—	10ha ○
	宝立町	柏原線	自動車道	林業専用道	—	13ha ○
	宝立町	春日野線	自動車道	林業専用道	—	12ha ○
	若山町	延武線	自動車道	林業専用道	—	7ha ○
	若山町	北山線	自動車道	林道	—	184ha
	若山町	経念2号線	自動車道	林業専用道	—	10ha ○
	正院町	岡田線	自動車道	林業専用道	—	30ha ○
	清水町	兵田線	自動車道	林道	—	30ha
	真浦町	真浦線	自動車道	林業専用道	—	10ha ○
	三崎町	粟津線	自動車道	林業専用道	—	11ha ○
	三崎町	大屋線	自動車道	林業専用道	—	12ha ○
	三崎町	杉山線	自動車道	林業専用道	—	10ha ○
	若山町	火宮線	自動車道	林業専用道	—	13ha ○
	計			6km		
穴水町	桂谷線	自動車道	林業専用道	—	10ha ○	
	曾福線	自動車道	林業専用道	—	51ha ○	
	宇留地2号線	自動車道	林道	—	25ha	
	定広桂谷線	自動車道	林道	—	65ha	
	鹿路2号線	自動車道	林道	—	44ha	
	曾福2号線	自動車道	林道	—	25ha	
	曾福3号線	自動車道	林道	—	60ha	
	藤巻2号線	自動車道	林道	—	40ha	
	丸山2号線	自動車道	林道	—	75ha	
	越渡1号線	自動車道	林業専用道	—	5ha ○	
	河内2号線	自動車道	林業専用道	—	23ha ○	
	河内4号線	自動車道	林業専用道	—	14ha ○	
	河内5号線	自動車道	林業専用道	—	17ha ○	
	下唐川線	自動車道	林業専用道	—	22ha ○	
	汁谷線	自動車道	林業専用道	—	46ha ○	
	計			12km		
能登町	秋吉線	自動車道	林道	—	91ha	
	笹谷内線	自動車道	林道	—	37ha	
	滝林線	自動車道	林道	—	32ha	
	田代線	自動車道	林道	—	222ha	
	溜水線	自動車道	林道	—	50ha	
	長峰線	自動車道	林道	—	38ha	
	樽子山線	自動車道	林道	—	33ha ○	
	満泉寺線	自動車道	林業専用道	—	10ha ○	
	長峰線	自動車道	林業専用道	—	5ha ○	
	計			6km		
輪島市	美谷町	美谷2号線	自動車道	林道	—	50ha
	町野町	敷戸線	自動車道	林業専用道	—	10ha ○
	三井町	与呂見線	自動車道	林道	—	92ha
	大沢町	大沢4号線	自動車道	林業専用道	—	15ha ○
	三井町	跡次山線	自動車道	林業専用道	—	10ha ○
	門前町	広岡線	自動車道	林業専用道	—	5ha ○
	門前町	貝吹線	自動車道	林業専用道	—	5ha ○
	門前町	天笠山線	自動車道	林業専用道	—	5ha ○
	門前町	勝田線	自動車道	林道	—	34ha
	門前町	サビヤ山線	自動車道	林道	—	680ha
	門前町	猿山3号線	自動車道	林道	—	30ha
	門前町	白禿椎木線	自動車道	林道	—	40ha

	門前町	南線	自動車道	林道	—	35ha	
	惣領町	惣領線	自動車道	林業専用道	—	15ha	○
	門前町	山崎線	自動車道	林業専用道	—	20ha	
	門前町	広野線	自動車道	林業専用道	—	10ha	
	上山町	上山線	自動車道	林業専用道	—	12ha	○
	熊野町	熊野2号	自動車道	林業専用道	—	15ha	○
	三井町	大畠山線	自動車道	林業専用道	—	10ha	○
	三井町	波部谷内線	自動車道	林業専用道	—	10ha	○
	三井町	細谷新保線	自動車道	林業専用道	—	11ha	○
				計	10km		
七尾市	鵜浦町	西谷線	自動車道	林道	—	40ha	
	此木町	此木2号線	自動車道	林道	—	40ha	
	中島町	安倉崎線	自動車道	林道	—	100ha	
	多根町	多根4号線	自動車道	林業専用道	—	25ha	○
	鵜浦町	鵜浦2号線	自動車道	林業専用道	—	43ha	○
	中島町	河内1号線	自動車道	林業専用道	—	28ha	○
	中島町	河内2号線	自動車道	林業専用道	—	12ha	○
	深見町	深見三引線	自動車道	林業専用道	—	12ha	○
				計	5km		
羽咋市	福水町	割石線	自動車道	林道	—	119ha	
	福水町	福水1号線	自動車道	林業専用道	—	36ha	
				計	3km		
志賀町	山崎1号線	自動車道	林業専用道	—	3ha		
	草木高田線	自動車道	林業専用道	—	3ha		
	糸迦堂3号線	自動車道	林業専用道	—	5ha		
	大鳥居線	自動車道	林業専用道	—	6ha	○	
	今田線	自動車道	林業専用道	—	3ha		
				計	3km		
宝達志水町	平床線	自動車道	林業専用道	—	20ha	○	
	海老坂線	自動車道	林業専用道	—	10ha		
	上田線	自動車道	林業専用道	—	20ha		
	吉野屋線	自動車道	林業専用道	—	10ha		
				計	4km		
中能登町	鹿島1号線	自動車道	林道	—	202ha		
	鹿島2号線	自動車道	林道	—	30ha		
	一林班1号線	自動車道	林業専用道	—	5ha	○	
	角間2号線	自動車道	林業専用道	—	5ha	○	
	コロサ線	自動車道	林業専用道	—	3ha	○	
	大池線	自動車道	林業専用道	—	3ha	○	
	平沢口線	自動車道	林業専用道	—	5ha	○	
	杓ヶ峠線	自動車道	林業専用道	—	5ha	○	
				計	4km		
かほく市	八野町	八野線	自動車道	林業専用道	—	6ha	
	野寺町	野寺9号線	自動車道	林業専用道	—	6ha	
	箕打町	箕打1号線	自動車道	林業専用道	—	3ha	
	若緑町	若緑線	自動車道	林業専用道	—	20ha	○
	若緑町	若緑2号線	自動車道	林業専用道	—	2ha	○
	上山田町	上山田線	自動車道	林業専用道	—	10ha	○
	黒川町	黒川線	自動車道	林業専用道	—	6ha	
	箕打町	明乗寺1号線	自動車道	林業専用道	—	5ha	
	黒川町	明乗寺3号線	自動車道	林業専用道	—	11ha	
	野寺町	野寺2号線	自動車道	林業専用道	—	5ha	
	野寺町	野寺7号線	自動車道	林業専用道	—	5ha	
	野寺町	野寺8号線	自動車道	林業専用道	—	6ha	
	余地	余地線	自動車道	林業専用道	—	20ha	
				計	9km		
	上野線	自動車道	林業専用道	—	86ha	○	
	大滝線	自動車道	林業専用道	—	5ha		
	三国2号	自動車道	林業専用道	—	5ha	○	

津幡町	三国 3 号	自動車道	林業専用道	—	5ha	
	谷内線	自動車道	林業専用道	—	5ha	
	牛首 4 号線	自動車道	林業専用道	—	2ha	○
	上大田 2 号線	自動車道	林業専用道	—	15ha	○
	瓜生線	自動車道	林業専用道	—	5ha	○
	トッタン線	自動車道	林業専用道	—	5ha	○
	大吉原線	自動車道	林業専用道	—	3ha	
	柳沢線	自動車道	林業専用道	—	9ha	
				8km		
	計	110 路線		69km		

拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

単位 延長 : km 面積 : ha

位置 (市町・地区)	路線名	種類	区分	延長	利用区域面積	前半 5 力年の 計画箇所
珠洲市	上戸町	山去線	自動車道 (舗装)	—	426ha	○
	大谷町	坂石山線	自動車道 (改良)	—	327ha	○
	正院町	ハケ山線	自動車道 (改良)	—	351ha	
	仁江町	仁江線	自動車道 (改良)	—	551ha	○
	宝立町	小屋線	自動車道 (改良)	—	240ha	
	宝立町	法住寺線	自動車道 (舗装)	—	147ha	
	若山町	大滝線	自動車道 (改良)	—	205ha	
	若山町	小鮎山線	自動車道 (改良)	—	245ha	
	若山町	宝立山線	自動車道 (改良)	—	750ha	○
	若山町	南山線	自動車道 (改良)	—	69ha	
	若山町	南山線	自動車道 (舗装)	—	69ha	
	若山町	吉ヶ池線	自動車道 (改良)	—	182ha	
計	11 路線		(改良)	26 箇所		
			(舗装)	7km		
穴水町	大坪線	自動車道 (舗装)	—	76ha		
	乙ヶ崎線	自動車道 (改良)	—	155ha		
	上中線	自動車道 (改良)	—	117ha		
	黒古線	自動車道 (舗装)	—	105ha		
	越渡線	自動車道 (改良)	—	37ha		
	志ヶ浦 1 号線	自動車道 (改良)	—	136ha		
	志ヶ浦 2 号線	自動車道 (改良)	—	72ha		
	汁谷線	自動車道 (舗装)	—	108ha		
	曾福線	自動車道 (改良)	—	475ha	○	
	根木 2 号線	自動車道 (改良)	—	95ha		
	挟石線	自動車道 (改良)	—	96ha		
	丸山線	自動車道 (舗装)	—	131ha		
	12 路線		(改良)	9 箇所		
			(舗装)	5km		
能登町	大箱鉢伏線	自動車道 (改良)	—	256ha	○	
	大谷内線	自動車道 (舗装)	—	104ha		
	河ヶ谷線	自動車道 (舗装)	—	114ha	○	
	久龜屋線	自動車道 (舗装)	—	47ha		
	滝ノ坊線	自動車道 (改良)	—	53ha		
	滝ノ坊線	自動車道 (舗装)	—	53ha		
	滝林線	自動車道 (舗装)	—	32ha		
	田代線	自動車道 (改良)	—	265ha		
	寺分線	自動車道 (舗装)	—	33ha		
	当目線	自動車道 (改良)	—	77ha		
	鉢伏山線	自動車道 (改良)	—	297ha		
	宮地線	自動車道 (舗装)	—	220ha		
	山口線	自動車道 (改良)	—	138ha		
	山中線	自動車道 (舗装)	—	76ha		

	吉谷線	自動車道	(改良)	—	43ha	
	14 路線		(改良)	19 箇所		
			(舗装)	8km		
輪島市	石休場町	神田川線	自動車道	(改良)	—	550ha
	鵜入町	鵜入線	自動車道	(改良)	—	131ha
	小池町	小池2号線	自動車道	(舗装)	—	64ha
	小池町	牧山線	自動車道	(舗装)	—	77ha
	大沢町	大沢線	自動車道	(改良)	—	246ha
	大野町	大野線	自動車道	(改良)	—	20ha
	久手川町	久手川線	自動車道	(改良)	—	274ha
	惣領町	高鉢線	自動車道	(改良)	—	55ha
	滝又町	別所谷線	自動車道	(改良)	—	65ha
	二俣町	北谷線	自動車道	(改良)	—	335ha
	東印内町	ハケ窪線	自動車道	(舗装)	—	86ha
	深見町	大箱鉢伏線	自動車道	(改良)	—	259ha
	房田町	房田線	自動車道	(改良)	—	31ha
	別所谷町	気勝山線	自動車道	(改良)	—	255ha
	別所谷町	気勝山線	自動車道	(舗装)	—	255ha
	別所谷町	八幡山線	自動車道	(改良)	—	305ha
	堀町	佐比野線	自動車道	(改良)	—	1,312ha
	町野町	黒峰線	自動車道	(舗装)	—	53ha
	町野町	鈴屋線	自動車道	(改良)	—	88ha
	町野町	寺山線	自動車道	(舗装)	—	325ha
	町野町	広江線	自動車道	(舗装)	—	112ha
	町野町	宝立山線	自動車道	(改良)	—	750ha
	三井町	下仁行線	自動車道	(改良)	—	69ha
	三井町	鵜谷内線	自動車道	(改良)	—	48ha
	門前町	足谷線	自動車道	(舗装)	—	70ha
	門前町	切挟線	自動車道	(改良)	—	246ha
	門前町	桜滝線	自動車道	(改良)	—	34ha
	門前町	サビヤ山線	自動車道	(改良)	—	680ha
	門前町	猿山2号	自動車道	(改良)	—	221ha
	門前町	高津線	自動車道	(改良)	—	144ha
	門前町	二百合線	自動車道	(改良)	—	70ha
	門前町	百成大角間	自動車道	(改良)	—	93ha
	門前町	宮谷内線	自動車道	(改良)	—	30ha
	門前町	矢徳線	自動車道	(改良)	—	51ha
	門前町	山田線	自動車道	(改良)	—	108ha
	門前町	和尻線	自動車道	(改良)	—	194ha
	美谷町	美谷線	自動車道	(改良)	—	33ha
	計		(改良)	37 箇所		
			(舗装)	11km		
七尾市	鵜浦町	西谷線	自動車道	(改良)	—	48ha
	田鶴浜町	石灰地線	自動車道	(改良)	—	70ha
	中島町	別所岳線	自動車道	(改良)	—	518ha
	能登島町	田尻線	自動車道	(改良)	—	20ha
計		4 路線	(改良)	7 箇所		
志賀町	御路宮線	自動車道	(改良)	—	207ha	○
	御路宮線	自動車道	(舗装)	—	207ha	
	阿川線	自動車道	(改良)	—	167ha	
	地頭日用線	自動車道	(舗装)	—	38ha	
	大西線	自動車道	(舗装)	—	38ha	
	高位線	自動車道	(舗装)	—	58ha	
	徳田線	自動車道	(舗装)	—	56ha	
	山出線	自動車道	(舗装)	—	106ha	
	矢田線	自動車道	(改良)	—	170ha	
	大坂2号線	自動車道	(改良)	—	92ha	
	厚原線	自動車道	(改良)	—	86ha	
	七海線	自動車道	(舗装)	—	116ha	○

		11 路線		(改良) (舗装)	12 箇所 9km		
羽 咋 市	大町	大町線	自動車道	(舗装)	—	91ha	
	計	1 路線		(舗装)	1km		
宝 達 志 水 町	所司原線	自動車道	(改良)	—	381ha	○	
	仙の池線	自動車道	(改良)	—	71ha		
	仙の池線	自動車道	(舗装)	—	71ha		
	大葉谷支線	自動車道	(舗装)	—	36ha		
	追分線	自動車道	(改良)	—	168ha		
	宝達新宮線	自動車道	(改良)	—	676ha	○	
	5 路線		(改良) (舗装)	9 箇所 2km			
中 能 登 町	長尾線	自動車道	(改良)	—	381ha	○	
	春木大槻線	自動車道	(舗装)	—	81ha		
	大窪線	自動車道	(改良)	—	71ha	○	
	石動山1号線	自動車道	(改良)	—	253ha	○	
	4 路線		(改良) (舗装)	4 箇所 1km			
か ほ ぐ 市	箕打町	高地谷線	自動車道	(舗装)	—	153ha	○
	計	1 路線		舗装	2km		
津 幡 町	高津線	自動車道	(改良)	—	580ha	○	
	小屋谷線	自動車道	(改良)	—	529ha	○	
	大田東線	自動車道	(改良)	—	92ha		
	尾山線	自動車道	(改良)	—	144ha	○	
	御門線	自動車道	(改良)	—	63ha	○	
	小屋谷2号線	自動車道	(舗装)	—	88ha		
	5 路線		(改良) (舗装)	19 箇所 2km			
	計	98 路線		(改良) (舗装)	142 箇所 48km		

(附) 参 考 資 料

1 森林計画区の概況

(1) 市町別土地面積及び森林面積

本計画区は、石川県北部に位置し、区域面積は217,323ha（県土面積の52%）で七尾市をはじめ5市7町が含まれる。東の一部は富山県に、南は加賀森林計画区の金沢市に隣接し、その他は能登半島として日本海に突き出ている。

本計画区の森林面積は143,971haで、うち民有林面積は143,602ha（99.7%）とほとんどが民有林である。

単位 面積：ha

区分	森林面積			区域面積 ⁴
	総数 ¹	国有林 ²	民有林 ³	
総計	143,971	368	143,602	217,323
七尾市	20,332	65	20,268	31,829
輪島市	32,587	39	32,548	42,632
珠洲市	18,145	51	18,093	24,720
羽咋市	2,905	5	2,901	8,185
かほく市	2,438	4	2,434	6,444
津幡町	5,635	16	5,619	11,059
内灘町	237	—	237	2,033
志賀町	16,126	45	16,080	24,676
宝達志水町	6,994	46	6,947	11,152
中能登町	5,037	6	5,030	8,945
穴水町	13,419	35	13,384	18,321
能登町	20,117	55	20,062	27,327

(2) 地況

ア 気候

日本海に突出し海流の影響を受けるため年平均気温のやや低い奥能登と気候の温和な中能登、口能登に区分される。輪島市における平年（2014～2018年）の年平均気温は14.0℃、年降水量は2,313mmで、積雪深の最大値は61cmである。

単位 年間降水量：mm、最高積雪量：cm

観測地 ⁵	年	気温 (℃)			年間 降水量	最高 積雪量	主風の 方向
		最高	最低	年平均			
輪島	26	35.7	-3.8	13.5	2,503	6	南南西
	27	37.4	-2.9	14.1	1,712	18	南南西
	28	35.2	-3.1	14.3	2,308	61	南南西
	29	35.6	-3.6	13.7	2,307	16	南南西
	30	37.9	-5.2	14.2	2,737	49	南南西

¹ 総数は端数整理の関係で内訳の計と一致しない場合がある。

² 国有林面積は平成29年度石川県森林・林業要覧による。

³ 民有林面積は森林法第2条第3項の規定による民有林面積（平成30年3月31日現在）。

⁴ 区域面積は平成31年刊石川県統計書による。

⁵ 金沢地方気象台ホームページ「過去の観測データ」による。

イ 主要な山岳及び河川

邑知潟以北の北部山地（能登島を含む）は、高洲山（567m）を最高峰とし、丘陵性山地が広い面積を占める。南部山地は、石動山（565m）、碁石ヶ峰（461m）、宝達山（637m）を経て俱利伽羅峠に至る山地で、やや急峻な地形を呈する。全体的に標高300m以下の低い山地と丘陵地が大部分を占め平野に乏しい。

海岸砂丘は南西部の羽咋市から内灘町までの海岸線に沿って発達している。

単位 標高,延長 : m

山 岳		河 川	
名 称	標 高	名 称	延 長
宝達山	637	町野川	21,480
高洲山	567	河原田川	18,650
石動山	565	ハケ川	18,600
鉢伏山	544	米町川	17,120
宝立山	471	二宮川	14,780
碁石ヶ峰	461	大海川	13,520
猫ヶ岳	413	若山川	13,500
桑塚山	409	富来川	12,390
松ヶ瀬山	404	熊木川	12,390
河内岳	399	日用川	12,300
佐比野山	388	山田川	11,460
別所岳	358	熊淵川	11,300
高爪山	341	津幡川	10,980
大丸山	319	長曾川	10,250
		鵜飼川	10,240

ウ 地質及び土壤

地質については、地質時代（年代）別におおむね以下のとおり分布している。

地質	分布
変成岩類（片麻岩）、深成岩類（花崗閃綠岩、石英閃綠岩）	宝達山・石動山付近、能登北西部に分布
新第三紀、中新世前期の火山性岩石	能登中央部に広く分布
デーサイト質火碎岩、熔結凝灰岩、玄武岩熔岩	能登北部
安山岩質火碎岩・熔岩	能登中部
中新世、鮮新世・更新世前期の地層（砂礫岩、砂岩、泥岩などの碎屑岩、火山灰層、凝灰質岩、石灰岩）	能登南部の山地、丘陵に分布
更新世中期の地層	七尾付近の小範囲、能登北部の高位の海岸段丘として分布
更新世後期堆積物	七尾、珠洲などの中位の海岸段丘として分布
完新世の堆積物	邑知潟平野の上層に広く分布（日本海沿岸砂丘を含む）

土壤の分布状況は、大部分が褐色森林土壌によって占められている。岩石地は能登半島沿岸部の波蝕地形の斜面に局所的に点在している。第三紀の堆積岩類や火山岩類を基岩とする丘陵性山地の緩斜面や山頂部に、地質時代に気候風化された赤黄色土壌が点在する。

また、海岸に近い丘陵性山地では未熟土壌の分布もみられる。黒ボク土壌は、緩斜面の小谷頭や段丘面で比較的安定した台地状地形のところに局部的にみられる。グライ土壌は、山間低地の水田跡地など排水不良なところに極めて小面積に点在している。

(3) 土地利用の現況⁶

本計画区域内の森林面積は143,971ha（総面積に対する割合66%）、農地は22,619ha（10%）でうち水田は17,601ha、宅地面積は6,959haである。

区分	総数	森林	農地			その他	
			総数	うち田	うち畠	総数	うち住宅
総計	217,323	143,971	22,619	17,601	5,018	50,733	6,959
七尾市	31,829	20,332	3,429	3,050	379	8,068	1,278
輪島市	42,632	32,587	2,040	1,670	370	8,005	606
珠洲市	24,720	18,145	2,121	1,310	811	4,454	447
羽咋市	8,185	2,905	2,277	2,090	187	3,003	662
かほく市	6,444	2,438	1,268	785	483	2,738	717
津幡町	11,059	5,635	1,853	1,480	373	3,571	565
内灘町	2,033	237	562	118	444	1,234	301
志賀町	24,676	16,126	2,917	2,290	627	5,633	823
宝達志水町	11,152	6,994	1,474	1,250	224	2,684	424
中能登町	8,945	5,037	1,662	1,540	122	2,246	508
穴水町	18,321	13,419	1,087	738	349	3,815	247
能登町	27,327	20,117	1,929	1,280	649	5,281	381

(4) 産業別就業者数

ア 人口及び産業の状況⁷

本計画区の総人口は平成31年現在286,431人である。就業人口は149,858人である。就業状況は第一次産業9,342人（就業人口の6%）、第二次産業が41,087人（28%）、第三次産業が91,380人（63%）となっており農林業の占める割合は加賀森林計画区より高い。

区分	総人口	就業人口	第1次産業			第2次 産業	第3次 産業	その他
			計	農業	林業			
総計	283,226	144,196	9,342	6,844	426	2,072	41,087	91,380
七尾市	52,716	27,105	1,592	1,072	59	461	6,748	18,283
輪島市	25,333	12,322	1,549	871	98	580	2,876	7,598
珠洲市	13,415	6,841	838	595	46	197	1,801	4,195
羽咋市	20,774	10,300	601	556	15	30	3,260	6,282
かほく市	34,659	17,538	449	414	21	14	6,503	10,357
津幡町	36,811	19,411	473	441	30	2	5,445	12,990
内灘町	26,802	13,738	167	140	3	24	3,584	9,584
志賀町	19,149	9,884	986	735	15	236	3,148	5,734
宝達志水町	12,450	6,357	421	407	6	8	2,211	3,691
中能登町	16,901	8,605	418	400	9	9	2,900	5,074
穴水町	8,082	3,847	457	386	42	29	768	2,579
能登町	16,134	8,248	1,391	827	82	482	1,843	5013

イ 交通

JR北陸線及び国道8号線、北陸自動車道等の幹線が南端の津幡町を通過し、関西、中部、関東への動脈となっている。

またこれらと接続し南北に縦断する交通機関としては、JR七尾線、のと鉄道、のと里山海道があり、能登と加賀を結んでいる。また国道159号線や249号線が半島を一周しており、能越自動車道、国道160号線及び415号線が能登と富山県をつないでいる。このほか、県道、市町道等がこれらを補うように整備されている。

⁶総面積及びその他面積は平成31年刊石川県統計書、農地は石川県農林水産統計年報（平成29～30年）による。

⁷平成31年刊市町村勢要覧による。

2 森林の現況

(1) 齢級別森林資源表

民有林における人工林は72,281haで人工林率は50%と県平均40%に比べ高い。主な樹種別はスギ、アテ、マツである。

人工林の齢級構成は10齢級以上が47,030ha (65%) と多く、本格的な利用期を迎えている。

一方、天然林は66,083haでコナラ等の落葉広葉樹林がほとんどを占めている。

単位 面積：ha、材積・成長量：千m³

区分	総数			1齢級			2齢級			3齢級			4齢級			
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
立木地	総数	143,602	50,183	1,119	105	0	0	139	2	1	566	13	3	1,143	72	12
	総数	138,364	50,183	1,119	105	0	0	139	2	1	566	13	3	1,143	72	12
	針葉樹	85,173	41,918	976	15	0	0	47	0	0	492	11	3	1,031	66	11
	広葉樹	53,191	8,265	143	90	0	0	91	1	1	74	2	0	112	6	1
	総数	72,281	36,614	922	34	0	0	60	1	0	527	12	3	1,087	69	12
	人工林	70,979	36,457	918	15	0	0	47	0	0	492	11	3	1,031	66	11
	針葉樹	1,302	158	4	19	0	0	12	0	0	34	1	0	56	3	0
	天然林	66,083	13,569	196	71	0	0	79	1	1	39	1	0	56	3	0
	針葉樹	14,194	5,462	58	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	広葉樹	51,889	8,107	139	71	0	0	79	1	1	39	1	0	56	3	0
竹林		1,249														
無立木地		3,989														

区分	5齢級			6齢級			7齢級			8齢級			9齢級			
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
立木地	総数	2,602	315	35	3,248	670	53	4,514	1,331	77	7,372	2,707	120	6,705	2,887	95
	総数	2,602	315	35	3,248	670	53	4,514	1,331	77	7,372	2,707	120	6,705	2,887	95
	針葉樹	1,862	256	29	3,132	660	52	4,404	1,320	76	7,302	2,700	120	6,588	2,874	95
	広葉樹	739	59	6	116	10	1	110	11	1	70	8	0	117	14	1
	総数	1,924	261	30	3,229	669	53	4,457	1,325	77	7,332	2,703	120	6,600	2,874	95
	人工林	1,862	256	29	3,128	660	52	4,402	1,320	76	7,302	2,699	120	6,578	2,871	95
	針葉樹	62	5	0	101	9	0	55	5	0	30	3	0	22	2	0
	天然林	677	54	5	19	2	0	56	5	0	40	5	0	105	14	0
	針葉樹	0	0	0	5	1	0	2	0	0	0	0	0	10	2	0
	広葉樹	677	54	5	15	1	0	55	5	0	39	4	0	96	11	0
竹林																
無立木地																

区分	10 齢級			11 齢級			12 齢級			13 齢級			14 齢級				
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
立木地	総数	7,056	3,308	93	10,847	4,858	118	19,313	7,224	151	14,752	5,274	100	22,594	6,440	111	
	総数	7,056	3,308	93	10,847	4,858	118	19,313	7,224	151	14,752	5,274	100	22,594	6,440	111	
		針葉樹	6,561	3,243	91	8,522	4,540	111	10,827	5,964	127	6,713	4,034	77	6,529	3,881	64
		広葉樹	495	64	2	2,325	319	7	8,487	1,260	25	8,038	1,240	23	16,065	2,559	47
	人工林	総数	6,493	3,222	90	8,317	4,474	109	9,916	5,642	120	6,013	3,737	72	4,662	3,132	54
		針葉樹	6,476	3,220	90	8,295	4,470	109	9,846	5,633	119	5,810	3,710	71	4,423	3,098	53
		広葉樹	17	2	0	23	3	0	70	10	0	204	28	1	240	34	1
	天然林	総数	563	86	3	2,530	385	9	9,397	1,581	32	8,738	1,537	28	17,931	3,308	57
		針葉樹	85	23	1	227	69	2	980	331	7	904	324	6	2,106	783	11
		広葉樹	478	62	2	2,302	316	7	8,417	1,250	24	7,835	1,213	22	15,825	2,525	46
竹林																	
無立木地																	

区分	15 齢級			16 齢級			17 齢級			18 齢級			19 齢級				
	面積	材積	成長量														
立木地	総数	9,897	2,881	49	6,313	2,062	18	5,159	1,954	16	3,670	1,483	12	3,882	1,989	16	
	総数	9,897	2,881	49	6,313	2,062	18	5,159	1,954	16	3,670	1,483	12	3,882	1,989	16	
		針葉樹	3,200	1,778	29	2,445	1,420	13	2,563	1,521	13	2,011	1,199	10	3,131	1,859	16
		広葉樹	6,697	1,102	20	3,868	642	5	2,596	433	3	1,660	284	2	751	130	1
	人工林	総数	1,793	1,199	21	1,394	977	10	1,459	1,070	10	1,160	848	8	1,707	1,283	12
		針葉樹	1,626	1,175	21	1,306	964	10	1,424	1,065	10	1,120	842	8	1,692	1,281	12
		広葉樹	166	24	0	89	13	0	34	5	0	39	6	0	14	2	0
	天然林	総数	8,104	1,681	27	4,919	1,085	8	3,700	884	6	2,511	635	4	2,175	706	5
		針葉樹	1,574	603	8	1,139	457	3	1,139	456	3	890	357	2	1,439	578	4
		広葉樹	6,530	1,078	20	3,780	629	5	2,561	428	3	1,620	278	2	737	128	1
竹林																	
無立木地																	

区分	20 齢級以上				
	面積	材積	成長量		
立木地	総数	8,489	4,713	39	
	総数	8,489	4,713	39	
		針葉樹	7,798	4,592	38
		広葉樹	692	1,209	1
	人工林	総数	4,117	3,117	29
		針葉樹	4,102	3,115	29
		広葉樹	14	2	0
	天然林	総数	4,373	1,596	10
		針葉樹	3,695	1,477	9
		広葉樹	677	118	1
竹林					
無立木地					

平成30年3月31日現在

(2) 法令により施業について制限を受けている森林、普通林別森林資源表

民有林の制限林は22,462haで保安林や自然公園等である。

単位 面積：ha、材積・成長量：千m³

区分			総数			制限林			普通林		
			面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総 数			143,602	50,710	1,119	22,462	7,657	169	121,141	43,054	950
総 数	針葉樹	85,172	41,918	976	13,742	6,410	151	71,431	35,508	824	
	広葉樹	53,191	8,265	143	7,639	1,176	18	45,551	7,089	125	
立木地	人工林	総数	針葉樹	70,978	36,456	918	11,909	5,700	144	59,070	30,756
		広葉樹	1,302	158	4	426	51	1	876	107	3
	育成单層林	針葉樹	68,774	35,402	889	11,567	5,543	139	57,207	29,859	750
		広葉樹	1,283	157	4	416	50	1	867	107	3
	育成複層林	針葉樹	2,205	1,054	29	342	157	4	1,863	897	25
		広葉樹	19	1	0	10	1	0	9	0	0
	天然林	総数	針葉樹	14,194	5,462	58	1,833	710	7	12,360	4,752
		広葉樹	51,888	8,107	139	7,213	1,125	17	44,675	6,982	122
	育成单層林	針葉樹	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		広葉樹	183	6	1	17	1	0	166	5	1
	育成複層林	針葉樹	26	10	0	3	1	0	24	9	0
		広葉樹	112	16	0	53	8	0	59	8	0
	天然生林	針葉樹	14,167	5,451	57	1,831	709	7	12,337	4,743	50
		広葉樹	51,594	8,085	137	7,143	1,116	17	44,451	6,969	121
竹林			1,249	(527)		169	(71)		1,079	(456)	
無立木地	総数		3,989			911			3,078		
	伐採跡地		188			32			156		
	未立木地		3,802			879			2,922		

平成30年3月31日現在

(3) 市町村別森林資源表

市 町	総 数	立 木 地											
		総 数			人 工 林								
					総 数			育成単層林			育成複層林		
		総 数	針	広	総 数	針	広	総 数	針	広	総 数	針	広
計画 面積	143,602	138,364	85,172	53,191	72,281	70,978	1,302	70,057	68,774	1,283	2,224	2,205	19
区計 材積	50,183	50,183	41,918	8,265	36,614	36,456	158	35,559	35,402	157	1,055	1,054	1
七尾市 面積	20,268	19,317	12,901	6,417	10,327	10,274	53	10,215	10,162	53	111	111	0
七尾市 材積	8,087	8,087	7,012	1,074	5,972	5,964	7	5,918	5,911	7	54	54	0
輪島市 面積	32,548	30,662	20,107	10,556	19,701	19,500	202	18,784	18,588	196	917	912	6
輪島市 材積	12,825	12,825	11,114	1,711	10,899	10,875	24	10,419	10,395	24	480	479	0
珠洲市 面積	18,093	17,475	9,723	7,752	7,080	7,015	65	6,916	6,851	65	164	164	0
珠洲市 材積	5,534	5,534	4,271	1,263	3,225	3,217	8	3,151	3,144	8	74	74	0
羽咋市 面積	2,901	2,785	1,769	1,015	1,139	1,122	16	1,122	1,107	15	17	15	2
羽咋市 材積	812	812	679	133	459	457	2	454	452	2	6	5	0
かほく市 面積	2,434	2,340	1,285	1,054	1,131	982	149	1,131	982	149	0	0	0
かほく市 材積	547	547	411	136	337	317	20	337	317	20	0	0	0
津幡町 面積	5,619	5,347	2,143	3,203	2,286	2,035	250	2,265	2,022	243	21	14	7
津幡町 材積	1,212	1,212	800	412	794	766	28	789	761	28	5	5	0
内灘町 面積	237	232	37	194	232	37	194	228	37	190	4	0	4
内灘町 材積	28	28	4	24	28	4	24	28	4	24	0	0	0
志賀町 面積	16,080	15,622	10,562	5,060	7,736	7,665	71	7,644	7,574	71	92	92	0
志賀町 材積	5,017	5,017	4,364	653	3,296	3,287	9	3,262	3,254	9	34	34	0
宝達志水町 面積	6,947	6,720	4,535	2,185	4,065	3,995	70	4,006	3,936	70	59	59	1
宝達志水町 材積	2,340	2,340	2,056	284	1,853	1,845	8	1,828	1,820	8	25	25	0
中能登町 面積	5,030	4,940	3,288	1,651	2,869	2,851	18	2,725	2,707	18	143	143	0
中能登町 材積	2,309	2,309	2,029	280	1,858	1,855	3	1,790	1,787	3	68	68	0
穴水町 面積	13,384	13,117	8,530	4,587	7,284	7,201	83	6,940	6,857	83	344	344	0
穴水町 材積	5,014	5,014	4,264	750	3,748	3,736	12	3,592	3,580	12	155	155	0
能登町 面積	20,062	19,810	10,294	9,516	8,432	8,301	131	8,080	7,950	130	351	350	1
能登町 材積	6,458	6,458	4,912	1,546	4,145	4,132	13	3,990	3,977	13	155	155	0

単位 面積: ha、材積は千m³、立竹は千束

立木地												竹林	無立木地				
天然林												総数	伐採跡地	未立木地			
総数			育成单層林			育成複層林			天然生林								
総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広						
66,083	14,194	51,889	183	0	183	138	26	112	65,762	14,167	51,594	1,249	3,989	188	3,802		
13,569	5,462	8,107	6	0	6	27	10	16	13,536	5,451	8,085	(527)	0	0	0		
8,990	2,627	6,364	13	0	13	6	2	4	8,972	2,624	6,347	385	566	43	522		
2,115	1,048	1,067	0	0	0	1	1	1	2,114	1,047	1,066	(162)	0	0	0		
10,961	607	10,354	17	0	17	13		13	10,932	607	10,325	403	1,483	44	1,438		
1,926	239	1,687	0	0	0	2	0	2	1,924	239	1,684	(170)	0	0	0		
10,395	2,708	7,687	53	0	53	59	24	35	10,283	2,684	7,598	87	532	8	524		
2,309	1,054	1,255	3	0	3	15	9	6	2,291	1,045	1,246	(37)	0	0	0		
1,646	647	999	2	0	2	0	0	0	1,644	647	997	26	90	1	88		
353	222	131	0	0	0	0	0	0	353	222	131	(11)	0	0	0		
1,209	303	905	2	0	2	0	0	0	1,206	303	903	18	76	7	69		
210	94	116	0	0	0	0	0	0	210	94	116	(8)	0	0	0		
3,061	108	2,953	16	0	16	6	0	6	3,039	108	2,931	102	171	12	159		
418	34	384	0	0	0	1	0	1	417	34	383	(43)	0	0	0		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(0)	0	0	0		
7,886	2,897	4,989	32	0	32	23	0	23	7,831	2,897	4,935	104	355	10	345		
1,721	1,077	644	1	0	1	2	0	2	1,717	1,077	640	(44)	0	0	0		
2,655	540	2,115	2	0	2	4	0	4	2,649	540	2,109	39	189	3	186		
487	211	276	0	0	0	1	0	1	487	211	276	(16)	0	0	0		
2,071	437	1,633	12	0	12	0	0	0	2,058	437	1,621	25	66	3	63		
451	174	277	0	0	0	0	0	0	451	174	276	(11)	0	0	0		
5,833	1,329	4,504	18	0	18	11	0	11	5,804	1,328	4,476	23	244	27	217		
1,266	528	738	0	0	0	2	0	2	1,264	528	736	(10)	0	0	0		
11,378	1,993	9,385	15	0	15	17	0	17	11,345	1,993	9,353	37	215	29	186		
2,313	780	1,533	0	0	0	3	0	3	2,310	780	1,529	(16)	0	0	0		

平成30年3月31日現在

(4) 樹種別材積表

単位 材積:千m³

能 登 計 画 区	市 町	人工林							天然林		
		スギ	ヒノキ	マツ	カラマツ	アテ	その他針	広葉樹	マツ	その他針	広葉樹
	七尾市	4,818	179	286	5	658	20	7	880	168	1,067
	輪島市	7,334	96	405	4	3,034	3	24	239	0	1,687
	珠洲市	2,565	61	342	5	243	0	8	1,052	2	1,255
	羽咋市	335	14	74	1	32	2	2	222	0	131
	かほく市	263	7	35	0	12	0	20	93	0	116
	津幡町	699	12	38	1	16	0	28	34	0	384
	内灘町	0	0	4	0	0	0	24	0	0	0
	志賀町	2,329	189	345	1	403	20	9	1,051	27	644
	宝達志水町	1,519	32	107	5	180	1	8	211	0	276
	中能登町	1,582	59	36	3	165	11	3	122	52	277
	穴水町	2,397	170	299	8	851	9	12	522	6	738
	能登町	3,302	99	280	2	448	1	13	779	1	1,533
	計画区計	27,141	918	2,252	35	6,043	67	158	5,206	256	8,107

平成30年3月31日現在

(5) 森林の被害⁸

単位 : h a

種類	山火事			水害			雪害			虫害 ⁹		
年次	28	29	30	28	29	30	28	29	30	28年度	29年度	30年度
総計	0.19	0.20	0.24		0.01	0.23	0.08		1.27	14.07	15.14	12.76
七尾市	0.02		0.05							0.13	0.19	0.16
輪島市	0.01		0.05							0.68	1.56	0.97
珠洲市						0.23				2.12	1.34	1.52
羽咋市										1.33	2.46	1.22
かほく市									1.20	1.81	1.83	1.29
津幡町	0.01								0.07	0.11	0.09	0.01
内灘町										3.01	3.29	3.11
志賀町	0.15	0.20								0.79	1.27	0.92
宝達志水町				0.01						3.15	1.64	1.86
中能登町						0.08						
穴水町			0.10							0.10	0.10	0.08
能登町			0.04							0.84	1.37	1.62

⁸被害面積は実損面積とする。

⁹虫害は松くい虫とナラ枯れの合計。

3 林業の動向

(1) 保有山林規模別林家数¹⁰

1ha以上の山林を保有する林家は7,626戸であり、所有規模別にみると、5ha未満の林家が6,034戸(79%)で、その零細性がうかがわれる。

単位 戸数：戸

区分	総 数	1ha～ 3ha	3ha～ 5ha	5ha～ 10ha	10ha～ 50ha	50ha～ 100ha	100ha 以上
総 計	7,626	4,803	1,231	897	633	36	26
七尾市	1378	911	213	144	102	3	5
輪島市	1524	903	283	206	116	12	4
珠洲市	848	503	143	91	101	4	6
羽咋市	162	128	20	9	4	1	0
かほく市	125	101	19	2	3	-	0
津幡町	304	219	34	29	21	1	0
内灘町	6	4	-	1	1	-	0
志賀町	1060	655	175	135	92	2	1
宝達志水町	282	196	29	29	25	1	2
中能登町	259	202	38	12	6	-	1
穴水町	562	310	94	90	61	4	3
能登町	1116	671	183	149	101	8	4

¹⁰2015年農林業センサスによる。

(2) 森林経営計画の認定状況

単位 面積：ha

市町村名	計画の種類	森林経営計画						
		作成件数等				人天別面積		
		件数	対象森林面積	間伐下限面積	間伐計画面積	人工林	天然林等	計
能登計画区	林班計画	37	3,001	327	424	1,505	1,496	3,001
	うち属人計画との重複	3	18			18	0	18
	区域計画	70	9,468	869	1,304	5,205	4,262	9,467
	属人計画	6	19,131	1,629	2,409	14,541	3,905	18,446
	計	113	31,582	2,825	4,136	21,232	9,663	30,896

平成31年3月31日現在

(3) 経営管理権及び経営管理実施権の設定状況

単位 面積：ha

市町村別	経営管理権		経営管理実施権		備 考
	件 数	面 積	件 数	面 積	
能登計画区	0	0	0	0	

平成31年3月31日現在

(4) 森林組合及び生産森林組合の現況

平成30年3月末現在の森林組合は3組合あり、組合員数19,718名で専従職員89名、作業班員161名を擁して活動している。収益は公営、公共造林等の受委託をはじめとする森林整備部門が全体の73%とかなりの割合を占めている。また、生産森林組合は37組合あり、集落有林等の共同経営を行っている。

ア 構 成

市町別		組合名	組合員数 (人)	常勤役員数 (人)	組合員所有(または組合経営)森林面積 (ha)	
森林組合	金沢市	金沢	4,023	1	17,901	
	かほく市					
	津幡町					
	七尾市	中能登	8,166	1	36,273	
	羽咋市					
	志賀町					
	宝達志水町	能登	7,529	1	67,468	
	中能登町					
	輪島市					
	珠洲市					
生産森林組合	穴水町					
	能登町					
	小計		19,718	3	121,642	
	七尾市	別所岳	25		37	
		向田	120		44	
	輪島市	里町	62		15	
		鈴屋	48		32	
		惣領町	62		26	
		小池町	23		23	
		鵜入町	35		10	
	羽咋市	久手川	39		121	
		房田町	45		103	
		門前町和田	80		92	
		走出当来尾	70		39	
		門前町鬼屋	32		49	
		門前町道下	10		3	
		門前町中谷内	22		91	
		四町	38		17	
		垣内田町	13		8	
		円井町	64		7	
宝達志水町		千田町	46		8	
		尾長町	60		22	
		上白瀬町	48		10	
		かほく市	笠島		58	
		津幡町	瓜生		93	
		上棚	35		508	
		栗山	23		13	
		稗造	278		74	
		高田	41		20	
		鵜野屋	36		21	
中能登町		八幡	42		10	
		地頭町	40		30	
		草木	39		23	
		散田	63		23	
		紺屋町	55		15	
		御館	34		30	
		上田赤池組	16		29	
		上田松浦組	19		54	
		河原	67		11	
		久江	173		30	
小計			1,962	0	1,798	
合計			21,680	3	123,440	

平成29年度森林組合統計書

(5) 林業事業体等の現況

ア 木材の生産及び需給

本計画区における平成29年の素材生産量は、86千m³で県生産量の56%を占めている。

石川県における平成29年の素材需要量は382千m³であり、15%が製材用である。外材供給量は71千m³で外材依存度19%となっている。

イ 製材工場及び木材市場

木材・木製品製造の拠点は24あり、年間出荷額は1,210,451万円で県内全体の47%を占める。

木材市場は2市場あり、平成29年の年間取扱量は28,508m³である。うち素材の取扱量は、28,437m³と原木供給基地としての役割を果たしている。

単位：事業体数

区分	素材生産を行う 林業経営体数 ¹¹	木材卸売業 ¹² (うち素材市売市場)	木材・木製品 製造業 ¹³
総計	76	2(2)	24
七尾市	6	1(1)	8
輪島市	21	—	7
珠洲市	14	—	—
羽咋市	1	—	—
かほく市	—	—	2
津幡町	3	—	1
内灘町	—	—	—
志賀町	3	—	4
宝達志水町	1	—	1
中能登町	—	—	—
穴水町	12	1(1)	—
能登町	15	—	1
生産量(m ³)	86,200		
取扱高(m ³)		素材 28,437 / 製品 50	
出荷額(万円)			1,210,451

(6) 林業労働力の概況

「森林組合統計書」（石川県農林水産部森林管理課）参照のこと。

¹¹ 素材生産を行う林業経営体数については 2015 年農林業センサスによる（IV 林業経営体 7 素材生産を行った経営体数と素材生産量）。

素材生産業の生産量は、平成 29 年次版石川県における木材需給と製材工業の動向による。

¹² 木材卸売業の取扱量は、平成 29 年次版石川県における木材需給と製材工業の動向による。

¹³ 木材・木製品製造業は平成 31 年刊石川県市町村要覧による。

(7) 林業機械化の概況

区分	台数	備考
フェラーバンチャ(台)	2	立木を伐倒、集積する自走式機械
スキッダ(台)	3	牽引式集材専用車両
プロセッサ(台)	3	枝払い、玉切りする自走式機械
ハーベスター(台)	11	伐倒、枝払い、玉切りする自走式機械
フォワーダ(台)	12	積載式集材専用車両
タワーヤーダ(台)	-	元柱を具備した自走式集材車輌
グラップルソー(台)	1	巻立、玉切り自走式機械
スwingヤーダ	6	集材、巻立をする自走式機械

平成31年3月31日現在

(8) 作業路網等整備の概況

平成30年度末における本計画区の林道及び作業道の総延長は3,206.5kmで、林道密度は22.3m/haで県平均19.3m/haを上回る。林内公道2,208.5kmと合わせると林内道路密度は37.7m/haで、県平均31.9m/haを上回り道路網の整備が進んでいる。

林道・作業道の整備状況¹⁴

単位 面積：ha、延長：km、密度：m/ha

区分	森林面積	林道 ¹⁵		作業道		総延長	
		延長	密度	延長	密度	延長	密度
総計	143,602	1,070.5	7.45	2,136.0	14.87	3,206.6	22.33
七尾市	20,268	91.3	4.50	248.8	12.28	340.1	16.78
輪島市	32,548	249.2	7.66	551.7	16.95	800.9	24.61
珠洲市	18,093	110.5	6.11	224.4	12.40	334.9	18.51
羽咋市	2,901	22.0	7.58	20.9	7.20	42.9	14.79
かほく市	2,434	19.5	8.01	39.3	16.15	58.8	24.16
津幡町	5,619	70.0	12.46	140.9	25.08	210.9	37.53
内灘町	237	0.0	0.00	0.0	0.00	0	0.00
志賀町	16,080	138.5	8.61	236.3	14.70	374.8	23.31
宝達志水町	6,947	83.7	12.05	90.5	13.03	174.2	25.08
中能登町	5,030	63.2	12.56	57.1	11.35	120.3	23.92
穴水町	13,384	73.8	5.51	254.9	19.05	328.7	24.56
能登町	20,062	148.8	7.42	271.3	13.52	420.1	20.94

(9) その他

ウ 特用林産物の生産¹⁶

きのこ生産量は、生シイタケ319t（県生産量の51%）、乾シイタケ10t（97%）、ヒラタケ0.3t（64%）、ナメコ0.6t（0.4%）、ぶなしめじ1,200t（100%）となっている。アカマツ林に発生するマツタケは、0.4t（100%）生産されており、マツ林の環境整備等により増産を目指している。

¹⁴ 延長は平成30年度末現在。

¹⁵ 林道は軽車道を含む。

¹⁶ 平成29年度石川県特用林産物需給動向。

(附) 石川県天然更新完了基準書

1 目的

本基準書は、国が策定した「天然更新完了基準書作成の手引きについて（平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知）」を踏まえ、地域森林計画及び市町村森林整備計画で定める天然更新に関する計画事項に沿った適確な天然更新を確保するために、基本的な技術指針とともに、天然更新完了の判断に必要な具体的基準を定めるものである。伐採等の届出に係る更新状況の確認業務をはじめ、天然更新の技術指導等の業務に本基準書を用いることで、健全な森林の維持・造成の確保に資するものとする。

2 用語の定義

本基準書で用いる用語は、次のとおりとする。

- 1 「更新」とは、無立木地（伐採跡地及び未立木地）において、更新樹種を育成し、再び立木地とすることをいう。
立木地とは、樹冠疎密度が10分の3以上である森林、幼齢林（おおむね15年生未満の立木から成る森林をいう。）にあっては立木度が3以上である森林の土地をいう。
- 2 「更新樹種」とは、将来の森林の林冠を構成する樹種又は将来確実に極相状態に遷移することが見込まれる場合の高木性先駆種に属するものをいう。
- 3 「天然更新」とは、天然下種更新、ぼう芽更新、伏条更新、前生稚樹による更新及びこれらを組み合わせたもので、主として天然力による更新を指す。これに対し「人工造林」とは、植栽、播種など、人為による更新をいう。
- 4 「天然更新補助作業」とは、地表処理、刈出し、天然更新の不十分な箇所に行う補助的な植込み等、更新樹種が生育できる空間や光、土壤環境等を確保するために行う作業をいう。
- 5 「更新の完了」とは、無立木地において更新樹種が十分に発生・成長し、目標とする森林が成立すると見込まれる状態とする。
- 6 「立木度」とは、現在の林分の立木の本数を当該林分と同一の樹種及び林齢に相当する期待成立本数で除して得た値を十分率をもって表す。

$$\text{立木度} = \frac{\text{現在の立木の本数 (本/ha)}}{\text{当該林分と同一の樹種 及び林齢に相当する期 待成立本数 (本/ha)}} \times 10$$

- 7 「期待成立本数」とは、現実林分における樹種別、林齢別の標準的なヘクタール当たり本数のことをいう。

期待成立本数は、各地域の収穫表、収穫予想表、密度管理図及び調査研究結果等を参考に定められるものである。なお、天然更新の判定の対象となる幼齢林についての期待成立本数は、市町村森林整備計画において「天然更新の対象樹種の期待成立本数」として定められた本数とする。

3 天然更新の完了の確認

- 1 天然更新の完了の確認（更新調査）は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日までに行うものとする。
- 2 天然更新の完了の確認は、原則として、天然更新完了基準書に基づき、現地において更新調査により行うものとする。
- 3 更新調査の標準的な調査時期は9月～11月とするが、現地状況に応じて、稚樹の優劣関係や他植物との競合関係を適切に把握できる時期であればこの限りではない。

- 4 第1項の更新調査を行った結果、更新が完了していない場合で、引き続き天然更新による更新を維持する場合は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を経過する日までに再調査を行うものとする。なお、更新の方法を人工造林へ変更し、植栽により十分な数の更新樹種を成立させた場合は、その時点で、更新完了とすることができる。

4 天然更新対象地

- 1 本基準の対象とする森林は、伐採及び伐採後の造林の届出書及び森林經營計画書において天然更新を実施予定とする伐採跡地のほか、更新状況を判定する必要がある過去の伐採跡地等とする。
- 2 市町村森林整備計画で定められる「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」では、天然力による更新が期待できないため、原則として、天然更新を計画しないものとする。
- 3 「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」以外の森林であっても、更新対象地の周囲の森林の状況、森林被害の発生状況等を総合的に勘案し、更新樹種の生育可能性を検討の上、天然更新を計画するか否かの判断を行うものとする。

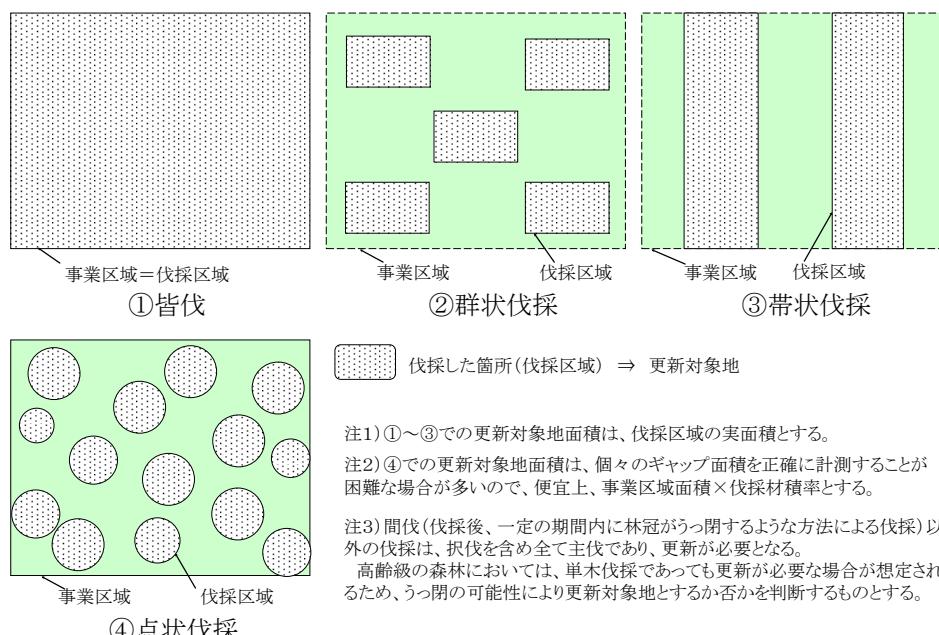
特に、草本類等の繁茂が著しい場所での被圧、動物の食害等の被害が発生する場所にあっては、

- ①森林被害の種類、頻度
 - ②被害に対する更新樹種の耐性、被害後の回復の見通し
 - ③繁茂する草本類の除去や動物の食害防除対策などの作業の実効性
- 等を十分検討するものとする。

- 4 更新対象地の面積は、伐採後に天然更新により更新樹種を育てる箇所（以下、伐採区域という）の実面積とする。

なお、点状の伐採（間伐を除く。残存木が少数となる強度な点状伐採も含む。）を行う場合、伐採によって林冠が開いた箇所（いわゆるギャップ）が更新対象地となるが、その面積を正確に計測することは困難な場合が多い。このような場合は、伐採区域を含む事業対象の区域（以下、事業区域という）の面積に材積伐採率を乗じたものを更新対象地面積として取り扱う。

○ 更新対象地のイメージ



- 5 岩石地など更新が困難な箇所については、あらかじめ伐採対象から除外することが必要である。
- 6 人工林を伐採し天然更新を計画する場合は、近隣の伐採跡地や若齢の造林地における更新樹種の生育状況、人工林の林床に生育する若齢木及び前生稚樹の有無、周囲の種子の供給源となる広葉樹林の有無などから天然更新の実施の可否を判断するものとする。

[参考]：鳥散布の種子を持つ樹種が種子供給源となりうる範囲は100m以内、それ以外の種子を持つ樹種の場合は50m以内と言われる（出典：中西弘樹、種子はひろがる－種子散布の生態学、平凡社、256pp）。
- 7 将来の生育可能性について、定量的な判断基準を設定することは一般に困難であることから、周辺の伐採跡地での更新状況などの目視、聞き取りや既存資料及び文献等の利用可能な情報を元に判断するものとする。
- 8 3の「周囲の森林の状況」は、周囲の森林におけるササ・タケ類の有無、更新樹種の生育状況及び森林に被害を及ぼす動物の痕跡の有無等を確認するものとする。
- 9 3の「森林被害の発生状況」は、伐採を計画している箇所における伐採前の森林被害の発生状況（原因、被害程度等）に加え、周辺の森林及び伐採跡地における森林被害の発生状況、過去の森林被害記録並びに回復の見通し等を勘案し、今後の被害発生の可能性を検討するものとする。
- 10 寒風害、雪害、干害等の気象害の可能性の有無についても十分留意するものとする。
- 11 周辺森林においてニホンジカ、ニホンカモシカ、ノウサギ、ハタネズミ等による食害が認められる地域において天然更新を計画する場合は、事前に防除対策について十分検討するとともに、更新困難地を生じさせないために安易な主伐を行わないようにする。

5 更新対象樹種

天然更新の対象樹種は、当該伐採跡地が存在する市町が市町村森林整備計画において定める「天然更新の対象樹種」とする。また、「うち、ぼう芽による更新が可能な樹種」として定められた樹種が生育する森林（十分なぼう芽能力が期待できない樹齢のもの（下記参考）を除く）を伐採した場合は、ぼう芽による更新を計画することができる。

なお、ササ、タケ類は樹木ではなく、更新樹種とはならない。これらが優占する箇所は笹生地、竹林として取り扱うものとする。

[参考]：コナラ等の薪炭林 50年生以上（株の直径およそ30cm以上）でぼう芽力が衰え始める（出典「里山の森作りガイド」、石川県森林管理課、2008）。コナラ二次林 伐採後のぼう芽再生力の調査の結果、ぼう芽更新が期待できるのは45年生程度まで（県林業試験場研究報告、2012）。

6 天然更新及び更新補助作業

1 天然更新の標準的な方法

ア 天然下種更新

天然力により種子を散布し、その発芽、成長を促して更新樹種を成立させるために行うものとする。種子の供給源となる広葉樹林等からの距離、母樹の保存、種子の結実等に配慮すること。

イ ぼう芽更新

樹木を伐採し、その根株からのぼう芽を促して更新樹種を成立させるために行うものとする。ぼう芽力を確保する観点から伐採を行う時期（季節）並びに樹種、林齢及び根株の直径等に留意すること。

ウ 伏条更新

下枝を直接地面に触れさせ、そこから新たに根を発生させることで独立した樹木として成立させるために行うものとする。

工 前生稚樹による更新

伐採前の林床に既に生育している前生稚樹を保残し、後継樹として成立させるために行うものとする。

2 天然更新補助作業の標準的な方法

自然に推移させると更新の完了した状態にならないと判断される場合には、下記の天然更新補助作業を実施するものとする。実施にあたっては、市町村森林整備計画に定める標準的な方法に基づくこと。なお、天然更新補助作業は、更新樹種が生育できる空間や光、土壌環境を確保するための作業であり、更新を誘導するため事前に行うものと更新の推移を踏まえ追加的に行う場合があるので、必要に応じて実施すること。

ア 地表処理

ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について、種子の確実な定着と発芽を促し、更新樹種が良好に生育できる環境を整備するために地表かき起こし、枝条整理等を行うものとする。

イ 刈出し

ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等の競合植物により更新樹種の生存、生育が阻害されている箇所について刈払い等を行うものとする。

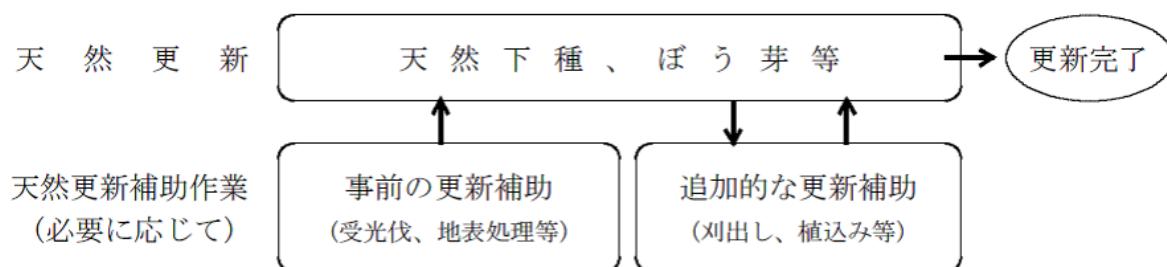
ウ 植込み

更新樹種の生育状況等を勘案し、天然更新が不十分な箇所に必要な本数を植栽するものとする。

エ 芽かき

ぼう芽更新では、樹種や林齡等により一株から多数のぼう芽稚樹が発生する場合があるので、ぼう芽の発生状況等を考慮の上、必要に応じて優良なぼう芽稚樹を残すために芽かきを行うものとする。

○ 天然更新及び天然更新補助作業

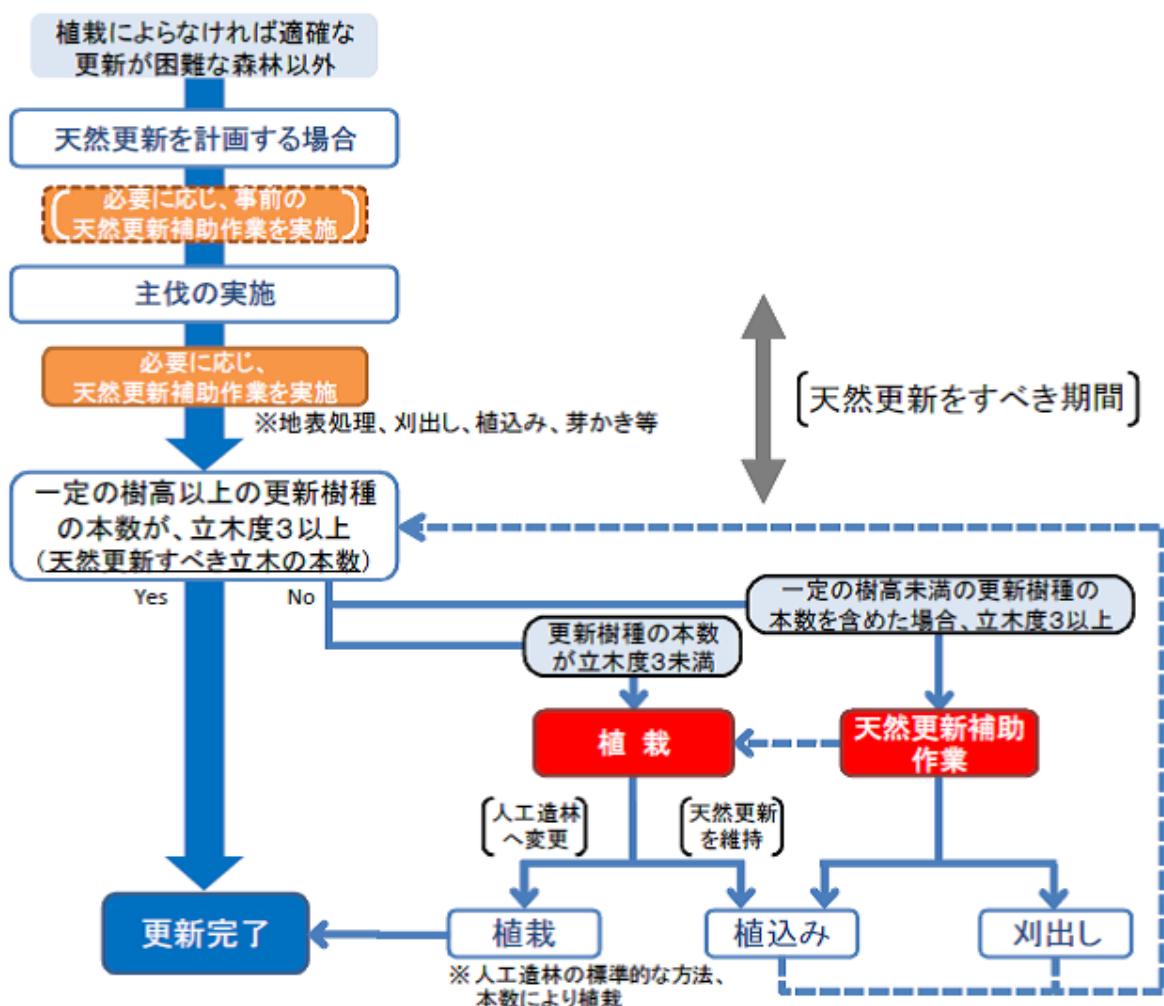


※全面的に植栽した場合は更新完了とする。

7 天然更新の判定基準

天然更新の判定フローを次図に示す。

○ 天然更新の判定フロー



7-1 稚樹高

更新樹種の成立本数として算入する稚樹の高さについては、更新樹種の確実な成立のために周辺の植生（更新樹種の生存、生長を阻害するササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等の競合植物をいう。）の草丈に一定程度の余裕高を加えた上で定めるものとする。

このことから、必要となる更新樹種の稚樹高は、下表により、競合植物の草丈に応じて決定することとする。

○成林に必要な稚樹高	
競合植物の草丈 (cm)	10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 110 120 130 140 150 160 170 180 190 200
必要稚樹高 (cm)	50 80 110 130 150 180 200 230 250 270 290 310 330 340 360 380 400 410 430 450

注) 天然更新完了基準書作成の手引き（解説編）より。成立本数3,000本/haの場合を引用。

7-2 天然更新すべき立木の本数

- 1 天然更新すべき立木の本数は、基本的には更新樹種の期待成立本数に10分の3を乗じた本数以上、つまり立木度3以上となる本数とする。更新樹種の成立本数が当該本数以上であるか否かにより更新の判定を行うものとする。
- 2 ぼう芽更新では、発生直後に一株から多数のぼう芽稚樹が発生した場合、個体間及び個体内の競争によりぼう芽の本数が減少するとともに、芽かきにより不用なぼう芽を取り除くことが見込まれるため、ぼう芽稚樹の全数を更新樹種の成立本数としてカウントすることは望ましくない。このため、一株当たり5本を上限としてカウントすることとする。

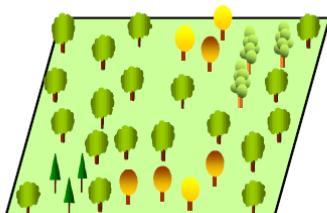
- 3 皆伐による伐採跡地など、更新樹種が一斉に成立している場合は、更新樹種が立木度3以上であるか否かにより、天然更新すべき立木の本数を満たしているか判断するものとする（例1）。

点状伐採を行い事業区域内に残存木が混在している場合は、樹種別、階層別に算出した立木度の総和が立木度3以上であるか否かにより、天然更新すべき立木の本数を満たしているか判断するものとする（例2）。

- 4 上層木、中層木の期待成立本数は、原則として林分密度管理図から設定し（例3）、この方法によりがたい下層木については、市町村森林整備計画に定める期待成立本数を適用するものとする。

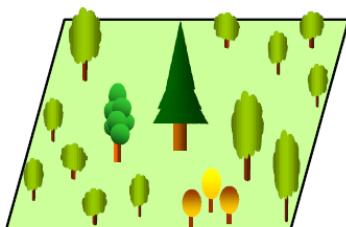
○ 例1 皆伐の場合

		a	b	c=b/a	
樹種	層区分	期待成立 本数 (本/ha)	成立本数 (本/ha)	立木度	備考
その他広葉樹	—	10,000	3,400	0.34	更新樹種
計				0.34	0.3以上で更新完了



○ 例2 残存木が混在している場合

		a	b	c=b/a	
樹種	層区分	期待成立 本数 (本/ha)	成立本数 (本/ha)	立木度	備考
スギ	上	1,800	100	0.06	残存木(上層)
その他広葉樹	中	3,000	400	0.13	残存木(中層)
その他広葉樹	下	10,000	1,200	0.12	更新樹種(下層)
計				0.31	0.3以上で更新完了

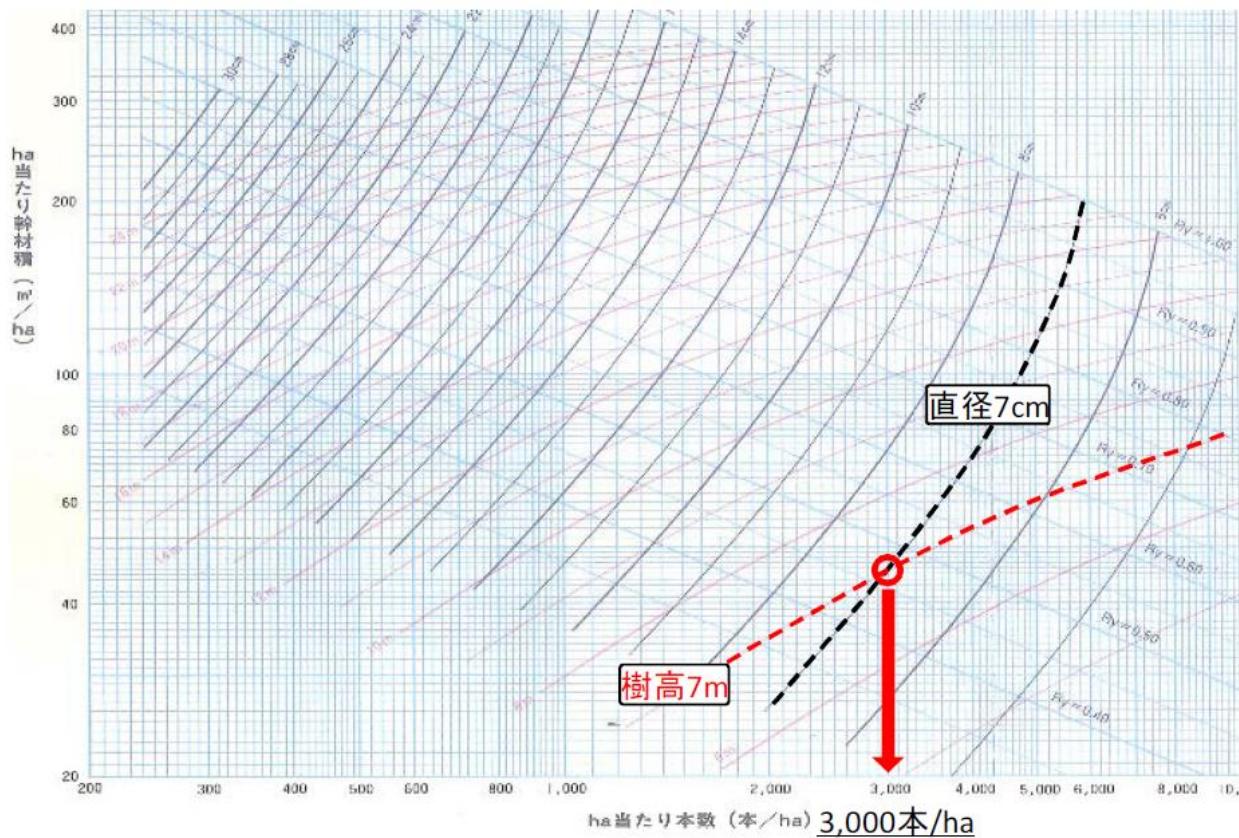


※ 樹種別、階層別に算出した立木度の総和が、立木度3以上あれば更新完了とする。

〔参考〕天然更新すべき立木の本数の計算例

例えば、更新調査の結果、立木度が2.5であった場合は、立木度0.5 (=3.0-2.5) に相当する本数が不足しているため、10,000本/ha×0.5/10=500本/haの植栽等が必要となる。

○ 例3 林分密度管理図による中層木の期待成立本数の設定例



8 更新調査

- 1 更新調査は、原則として更新対象地ごとに行うものとする。ただし、点状伐採（間伐を除く。残存木が少數となる強度な点状伐採も含む。）を行った場合には、事業区域ごとに行うものとする。
- 2 更新調査は、原則として更新対象地（点状伐採にあっては事業区域）内に設けた調査区画にて行うこととする（図1）。
- 3 更新調査は、以下の手順で行う。
 - 1) 調査区画の数は、下記を目安とする。ただし、点状伐採にあっては事業区域面積×伐採材積率=更新対象地面積とする（図1右の※）。

○更新対象地面積 1 ha当たり 1 箇所 (ha未満の端数は切り上げ)
 - 2) 調査区画は、更新対象地の地形植生等を考慮のうえ、バランスよく選択する（例えば、調査区画が1箇所の場合は平均的な箇所、複数の場合は尾根、中腹、谷筋の箇所をまんべんなく選択するなど）。また、点状伐採を行った場合は、伐採により樹冠が開いた箇所（ギャップ）を含めるように設置すること。
 - 3) 同一の更新対象地（点状伐採にあっては事業区域）に複数の調査区画を設置する場合、互いにおおむね30m以上離して設けることとする。
 - 4) 調査区画のタイプは、伐採方法に応じて以下のとおりとする。

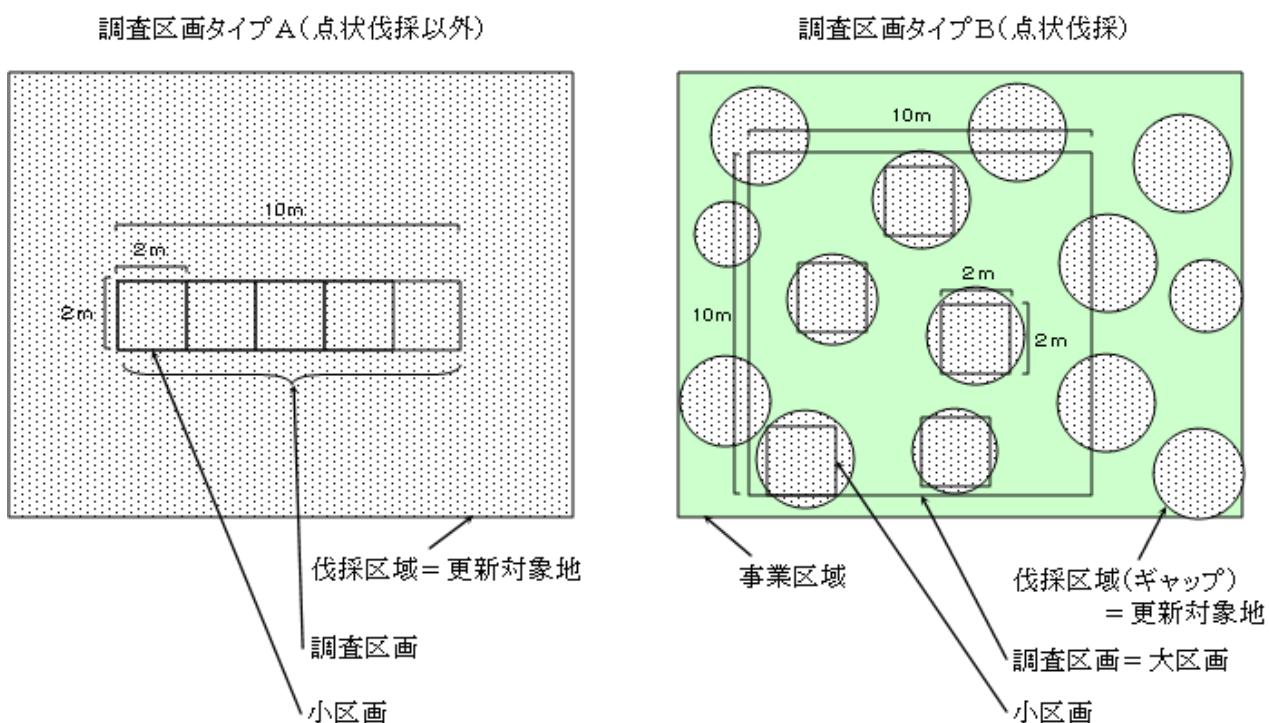
○点状伐採以外の場合：タイプA（図1左）
調査区画の大きさは、2m×10mを標準とし、それを5分割して2m×2mの小区画を5箇所設けることとする。

○点状伐採の場合：タイプB（図1右）
調査区画の大きさは、10m×10mを標準とし、これを大区画とする。更に大区画の中

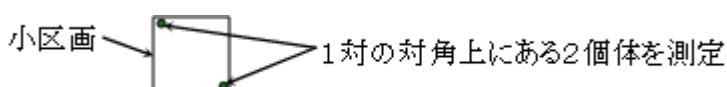
で、ギャップとなっている位置に $2m \times 2m$ の小区画を最大5箇所設けることとする。大区画は残存木の調査に、小区画は更新樹種の調査に使用する。

- 5) 小区画ごとに、小区画の1対角に位置する競合植物の草丈を2個体ずつ（1調査区画で最大10個体分）を0.1m単位で測定し、当該調査区画での平均草丈を算出する（図2）。
- 6) 「6-1 稚樹高」の表より、必要な更新樹種の稚樹高を求める。
- 7) 小区画ごとに、6) の必要稚樹高以上の更新樹種（「5 更新対象樹種」に該当する樹種に限る）の本数をカウントし野帳に記載する。ただし、ぼう芽更新の場合は、一株当たりでカウントできる本数は5本までであるので注意すること。
- 8) タイプBの場合、大区画内に生育する残存木の樹種、層区分（上層木・中層木の別）、胸高直径、樹高を調査し野帳に記載する。なお、ここで残存木に算入できるのは、樹高が概ね5m以上の個体とする。
- 9) 複数の調査区画を設けた場合は、5) ~8) の作業を繰り返す。
- 10) 「7-2 天然更新すべき立木の本数」の項を参考に、更新の判定を行う。複数の調査区画を設けた場合は、全ての調査区画で判定基準を満たすことをもって、当該更新対象地（点状伐採にあっては事業区域）の更新が完了したと見なす。

○ 図1 更新対象地と調査区画の関係



○図2 小区画内での競合植物の草丈測定箇所



- 4 調査時に、稚樹の生存、生長を阻害するササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等の競合植物の草丈を超える更新樹種の稚樹が多数成立し、明らかに更新の判定基準を満たしている場合には、目視とすることができます。この場合、その旨記載した野帳及び写真を保管すること。

また、点状伐採を行った場合の事業区域において、残存木が多数生育し、残存木のみで明らかに更新の判定基準を満たす場合は、更新樹種の調査（調査区画タイプBにおける小区画の調査）を省略することができます。

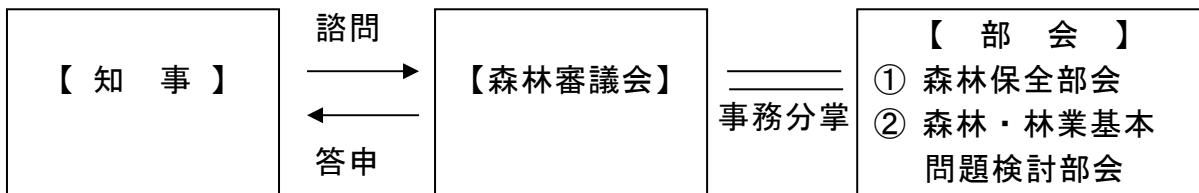
- 5 伐採終了時点で更新樹種や残存木が十分に生育しており、更新調査を行い更新の判定基準を満たす場合には、伐採終了時点で更新の完了と判断して差し支えない。
- 6 更新が完了していないと判断された場合には、野帳及び写真を保管することとし、再調査の際は、前回調査結果を携行すること。



石川県森林審議会について

森林審議会は、森林法第68条第1項に基づき設置され、この法律又は他の法令の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、この法律の施行に関する重要事項について知事の諮問に応じて答申する、と定められている。

1 組織



2 諒問事項

- (1) 地域森林計画の樹立・変更 (森林法第5条第1項、第4項、第6条第3項)
- (2) 林地開発行為の許可 (森林法第10条の2第2項、第6項)
- (3) 保安林の指定・解除 (森林法第25条の2、第26条の2)
- (4) 松くい虫被害対策実施計画の策定・変更
(森林病害虫等防除法第7条の3、5、6)
- (5) その他森林法の施行に関する重要事項 (森林法第68条第2項)

3 部会設置と所掌事務

- (1) 森林審議会に部会を設置し、事務を分掌 (森林法施行令第7条第1項)
- (2) 「森林保全部会」、「森林・林業基本問題検討部会」の設置
(石川県森林審議会運営要領第7条第1項)
- (3) 森林保全部会の所掌事務 (石川県森林審議会森林保全部会運営要領第2条)
- (4) 森林・林業基本問題検討部会の所掌事務
(石川県森林審議会 森林・林業基本問題検討部会運営要領第2条)

< 参考 >

森林法	
第68条	(設置及び所掌事務)
1	県に森林審議会を設置
2	諮問事項の審議・答申
3	諮問事項の建議
第70条	(組織)
1	委員をもって組織
2	学識経験者を任命
3	委員任期2年
4	非常勤
第71条	(会長)
1	委員の互選により会長選出
2	会務を総理、審議会を代表
3	会長の職務代行

森林法施行令	
第7条	(森林審議会の部会)
1	森林審議会の部会の設置 ・所掌事務の分掌
2	部会長の設置・会長指名の委員
3	会長が委員の所属部会を定める
4	部会の決議で総会の決議とする

森 林 審 議 会

森 林 法 (抜 粋)

[昭和 26 年 6 月 26 日 法律 249 号]
(最終改正)

[平成 30 年 6 月 1 日 法律 35 号]

第 5 章 森 林 審 議 会

(設置及び所掌事務)

第 68 条 都道府県に都道府県森林審議会を置く。

2 都道府県森林審議会は、この法律又は他の法令の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、この法律の施行に関する重要事項について、都道府県知事の諮問に応じて答申する。

3 都道府県森林審議会は、前項に規定する事項について、関係行政庁に建議することができる。

(組織)

第 70 条 都道府県森林審議会は、委員をもつて組織する。

2 委員は、第 68 条第 2 項に規定する事項に関し学識経験を有する者の中から、都道府県知事が任命する。

3 委員の任期は、2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
ただし、再任を妨げない。

4 委員は、非常勤とする。

(会長)

第 71 条 都道府県森林審議会の会長は、前条第 1 項の委員が互選した者をもつて充てる。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故あるときは、第 1 項の委員が互選した者がその職務を代行する。

(政令への委任)

第 73 条 この法律に定めるもののか、都道府県森林審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

森 林 法 施 行 令

森林法施行令（抜粋）

[昭和26年 7月31日 政令第276号]

(最終改正)

[平成30年11月21日 政令第320号]

(都道府県森林審議会の部会)

第七条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、都道府県森林審議会に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

2 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもつて充てる。

3 委員の所属部会は、会長が定める。

4 都道府県森林審議会が特に定めた事項については、部会の決議をもつて総会の決議とすることができる。

石川県森林審議会 運営要領

(趣 旨)

第1条 この要領は森林法(昭和26年法律第249号)第68条の規定に基づいて設置される石川県森林審議会(以下「審議会」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 審議会は知事から諮問のあったとき又は会長が必要と認めたとき会長が招集し、その日時、場所、議題、その他必要な事項を会長が定めて委員に通知する。ただし、会長が選任されていない場合は、農林水産部長が招集し、日時、場所、議題、その他必要な事項を定めて委員に通知する。

(議 長)

第3条 会議の議長は、会長がこれにあたる。

2 会長に事故があるときは、委員の互選により選出された者がその職務を代理する。

(会議の成立)

第4条 会議は委員の半数以上が出席しなければ開催することができない。

(決 定)

第5条 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(議事録)

第6条 会議の議事については、議事録を作成し保存しなければならない。

(部会の設置)

第7条 審議会に次の部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

森林保全部会

森林・林業基本問題検討部会

2 部会の運営に必要な事項は、部会の運営要領に定めるものとする。

(特別専門委員)

第8条 審議会に必要に応じ特別専門委員を若干名置き、助言意見を求めるができるものとする。

(庶 務)

第9条 審議会の庶務は、農林水産部森林管理課において行う。但し、部会の庶務は、部会の運営要領に定めるところによるものとする。

2 審議会に幹事若干名を置く。

3 幹事は、県職員のうちから知事が任命する。

4 幹事は、会長の命を受けて審議会の事務を処理する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

(附 則)

この要領は、昭和52年4月22日から施行する。

この要領は、令和元年11月21日から施行する。

石川県森林審議会 森林保全部会 運営要領

(趣 旨)

第1条 この要領は森林法(昭和26年法律第249号)第68条の規定に基づいて設置した石川県森林審議会(以下「審議会」という。)の部会として森林法施行令(昭和26年政令第276号)第7条の規定に基づき設置した森林保全部会(以下「部会」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 部会は審議会が受けた知事の諮問事項のうち林地開発行為の許可、保安林の転用に係る解除及び森林病害虫等の薬剤による防除実施基準等に関する事項を所掌する。

(組 織)

第3条 部会は審議会の委員のうちから会長が指名する7人以内の委員(以下「部会委員」という。)をもって組織する。

(部会長)

第4条 部会に部会長を置き、会長が指名する部会委員をもって充てる。
2 部会長は部会の会務を総理し、部会を代表する。
3 部会長に事故があるときは、委員の互選により選出された者がその職務を代理する。

(会 議)

第5条 会議は必要に応じ部会長が招集し、その会議の議長となる。
2 会議は、部会委員の半数以上が出席しなければ、開催することができない。
3 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

(庶 務)

第6条 部会の庶務は、農林水産部森林管理課において行う。

(附 則)

この要領は、昭和52年4月22日から施行する。

石川県森林審議会保全部会諮問基準

① 林地開発行為の許可に関する事項

- ア 開発行為に係る森林の土地の面積が 1 ヘクタール以上のもの
- イ 開発行為の変更が、次の各号の 1 に該当するもの
 - a 開発行為に係る森林の土地の面積が 1 ヘクタール以上増加するとき
 - b 開発行為の変更が、次の i から iv のいずれかに該当する森林の有する機能に相当の影響を及ぼすと認められるもの
 - i 災害の防止
 - ii 水害の防止
 - iii 水の確保
 - iv 環境の保全

② 保安林の転用に係る解除に関する事項

- ア 転用に係る面積が 1 ヘクタール以上のもの
 - ただし、転用の目的に係る事業等が、国、又は地方公共団体により行われるものを除く。
- イ 転用に係る面積が 1 ヘクタール未満であって、次の各号の 1 に該当するもの
 - a 当該解除が国土保全等に相当の影響を及ぼすと認められるもの
 - b 特に知事が必要と認めるもの

この基準は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

石川県森林審議会 森林・林業基本問題検討部会 運営要領

(趣 旨)

第1条 この要領は森林法(昭和26年法律第249号)第68条の規定に基づいて設置した石川県森林審議会(以下「審議会」という。)の部会として森林法施行令(昭和26年政令第276号)第7条の規定に基づき設置した森林・林業基本問題検討部会(以下「部会」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 部会は審議会が受けた知事の諮問事項のほか森林・林業・木材産業等にかかる基本的な問題の検討に関する事項を所掌する。

(組 織)

第3条 部会は、委員(以下「部会委員」という。)7人以内で組織する。

- 2 部会委員は、審議会の委員のうちから会長が指名する者及び必要に応じ会長が指名する有識者とする。
- 3 部会は必要に応じて、その所掌事務に関する事項を調査するため、作業部会を置くことができる。
- 4 作業部会は、委員(以下「作業部会委員」という。)10人以内で組織する。
- 5 作業部会委員は、部会長が指名する有識者とする。

(部会長)

第4条 部会に部会長を置き、会長が指名する部会委員をもって充てる。

- 2 部会長は部会の会務を総理し、部会を代表する。
- 3 部会長に事故があるときは、部会委員の互選により選出された者がその職務を代理する。

(会 議)

第5条 会議は必要に応じ部会長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 会議は、部会委員の半数以上が出席しなければ、開催することができない。
- 3 会議の議事は出席部会委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

(作業部会)

第6条 作業部会に作業部会長を置き、部会長が指名する作業部会委員をもって充てる。

2 第4条の2及び3並びに前条の規定は、作業部会長及び作業部会について準用する。この場合において、「部会長」とあるのは「作業部会長」と、「部会」とあるのは「作業部会」と、「部会委員」とあるのは「作業部会委員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 部会及び作業部会の庶務は、農林水産部森林管理課において行う。

(附則)

この要領は、平成21年12月16日から施行する。

この要領は、令和元年11月21日から施行する。